

平成29年 9 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成29年 9 月21日～22日・25日

場 所 第4委員会室

平成29年 9 月 21 日 (木曜日)

---

午前 9 時 58 分開会

---

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 2 号)

○議案第 4 号 土地改良法等の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整  
理に関する条例

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について

一般社団法人宮崎県林業公社

公益財団法人宮崎県環境整備公社

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

公益社団法人宮崎県農業振興公社

一般財団法人宮崎県内水面振興センター

一般財団法人宮崎県水産振興協会

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金  
協会

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団

一般社団法人宮崎県酪農公社

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査

○その他報告事項

- ・ 宮崎県環境計画 (改定計画) 平成28年度の取  
組状況

- ・ 第七次宮崎県森林・林業長期計画 (改定計画)  
平成28年度の取組状況

- ・ エコクリーンプラザみやざきの新運営体制へ  
の移行について

- ・ 野生鳥獣による農林作物等の平成28年度被害  
額について

- ・ 宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定  
について

- ・ 台風18号による林業関係被害について (速報)

- ・ 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画 (後期  
計画) 平成28年度の主な取組について

- ・ 第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画 (後  
期計画) 平成28年度の主な取組について

- ・ 野生鳥獣による農林作物等の平成28年度被害  
額について

- ・ 早期水稻の作柄と価格の動向について

- ・ 宮崎県内水面漁業活性化計画の策定について

- ・ 第11回全国和牛能力共進会の本県の成績につ  
いて

- ・ 台風18号による農水産関係被害について (速報)

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	宮 原 義 久
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長 川 野 美 奈 子

環 境 森 林 部 次 長 黒 木 義 博  
( 総 括 )

環 境 森 林 部 次 長 福 満 和 徳  
( 技 術 担 当 )

部 参 事 兼 大 西 祐 二  
環 境 森 林 課 長

みやぎきの森林 づくり推進室長	黒木哲郎
環境管理課長	川井田哲郎
循環社会推進課長	天辰晋一郎
自然環境課長	廣津和夫
自然公園室長	大岩根充明
森林経営課長	甲斐良一
山村・木材振興課長	三重野裕通
みやぎきスギ 活用推進室長	日高和孝
林業技術センター所長	渡邊幸一
木材利用技術 センター所長	下沖誠
工事検査監	長友善和

事務局職員出席者

議事課長補佐	濱崎俊一
議事課主任主事	八幡光祐

○後藤委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。きょうが環境森林部、あすが農政水産部というスケジュールです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての

説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○川野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

では、座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙、目次をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項でございますが、予算議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が5件でございます。

また、本日、追加でお配りいたしました資料につきましても、御報告させていただきます。

まず、Iの予算議案でございます。議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」でございますが、ここで大変申しわけございませんが、目次及び資料の表記に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

目次にあります平成29年度繰越明許費補正（追加）、あけていただきまして1ページ目、予算議案第1号の下に「1 平成29年度繰越明許費補正（追加）」とございますが、この案件につきましては今年度初めての計上でございますので、正しくは「平成29年度繰越明許費」が正しい表記でございます。おわび申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

それでは、IIの報告事項につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について報告するものでございます。

環境森林部所管の法人としましては、一般社団法人宮崎県林業公社、公益財団法人宮崎県環

境整備公社、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人でございます。

次に、Ⅲのその他報告事項は、宮崎県環境計画（改定計画）平成28年度の取組状況など5項目を報告いたしますが、追加で配付いたしました台風18号による林業関係被害についても御報告させていただきます。

説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○廣津自然環境課長** お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

議案第1号に係ります平成29年度繰越明許費について御説明いたします。

表の上段の山地治山事業につきましては、延岡市北方町猪ノ原地区の工事におきまして、関係機関との調整に日時を要したことによりまして2億849万2,000円、下のほうの緊急治山事業につきましては、西米良村囲地区の工事におきまして、国の予算内示の関係により工期が不足しますことから8,876万5,000円、合計で2カ所の2億9,725万7,000円について、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

説明は以上であります。

**○後藤委員長** 執行部の説明が終了いたしました。議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

**○黒木みやざきの森林づくり推進室長** 私からは、報告事項の1、一般社団法人宮崎県林業公社について御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

(1)の設立の目的にありますように、林業

公社は、造林、育林等の森林・林業に関する事業等を行うことにより、県土の保全や森林資源の培養を図ることなどを目的といたしまして、昭和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など、合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、そのうち理事長が知事、副理事長2名のうち1名が県環境森林部長でございます。また、職員は総務企画課、業務課の2課体制で、事務局次長を含め8名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、全体の37%となっております。

なお、林業公社は、(5)の特記事項にありますように、森林整備法人として、昭和60年に知事の認定を受けているところでございます。

それでは次に、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等について御報告をいたします。

平成29年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の37ページをお開きください。

まず、平成28年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要をごらんください。

林業公社は、平成19年策定の経営方針及び平成24年に改訂しました第3期経営計画に基づき、経営改善に努めながら、下にあります(1)から(7)にありますように、伐採量の平準化計画に基づく計画的な主伐販売や、補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

38ページをお開きください。

平成28年度は、2の事業実績にありますように、保育事業や造林施設事業、主伐林分の収穫調査などを実施し、分収林の適正な管理や収入の確保等に取り組んでおります。

財務状況等の説明につきましては、この報告書の179ページをお開きください。平成29年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で説明をさせていただきます。

まず、上段の林業公社の概要につきましては、先ほどの委員会資料と重なりますので、省略させていただきます。

次に、中ほどの県関与の状況であります。

人的支援では、右側の平成29年度の欄をごらんください。合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者の1名、非常勤役員は15名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。職員数は、合計5名のうち、3名が県職員となっております。

その下の財政支出等では、28年度は県補助金が7,578万2,000円のほか、右側になりますが、公社への無利子貸し付けを行っており、県からの借入金残高は平成28年度末現在267億156万6,000円で、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が68億6,635万6,000円となっております。

また、その下ですが、派遣した3名の県職員の人件費としまして、1,605万8,000円の支出となっております。

なお、次の主な県財政支出の内容としましては、①林業公社貸付金は、平成28年度は9億3,027万6,000円となっております。

また、②の森林整備事業、③分収林整備高度化事業は、先ほどの県補助金の内訳になります。

次に、一番下の枠の実施事業としましては、林業公社は、分収林事業や、植栽未済地を解消

するために森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業等を行っております。

次に、その下の活動指標としましては、林業公社は、経営の安定化を図るため、年度ごとの伐採量の平準化を進めることにしており、長伐期施業転換面積を活動指標として、分収林契約の期間延長に努めております。

平成28年度は200ヘクタールの目標としていましたが、主伐を希望する土地所有者が多かったことから、96.1ヘクタールの変更契約締結となり、達成度は48.1%となっております。

次に、180ページをお開きください。財務状況でございます。

表の左側が正味財産増減計算書で、28年度の欄をごらんください。

1行目の経常収益は5億1,675万円、その下の経常費用は5億2,831万7,000円となっております。当期経常増減額はマイナス1,156万7,000円となっております。これは帳簿上の処理になりますが、28年度に売り払った分収林について、これまでに要した経費を売上原価として費用に計上しているため、マイナスとなったものであります。

その下の経常外収益は95万6,000円、経常外費用は4億4,228万3,000円となっております。この経常外費用は、26年度より適用しています林業公社会計基準に基づき、主伐計画のある森林につきまして、帳簿上の価格を予想される売却価格にまで減額する、いわゆる減損処理を行ったことによるものであります。この結果、当期経常外増減額は、マイナス4億4,132万7,000円となっております。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額はマイナス4億5,289

万4,000円となっており、その下の一般正味財産期首残高がマイナス85億3,489万8,000円であり、その下の一般正味財産期末残高はマイナス89億8,779万2,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成28年度の欄をごらんください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は291億8,013万9,000円で、このほとんどが造林から育林に係るこれまでの投下経費の累積であります森林勘定でございます。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は381億6,793万1,000円であり、このほとんどが県及び金融機関等からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産は、マイナス89億8,779万2,000円であります。

次に、その下の財務指標をごらんください。

林業公社におきましては、財務指標として3つの項目を指標としております。

まず、①の年度末資金残高は1億5,000万円を確保する計画に対し、28年度は3億1,631万3,000円となっております。

また、②の主間伐等収入は4億3,996万1,000円の計画に対し3億2,481万円、③の償還利息につきましては、1億2,333万6,000円の計画に対し9,887万7,000円となっております。

続きまして、中ほどの枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、職員給与の源泉徴収事務について注意があり、この件については現在是正されているところではありますが、今後、このようなことがないよう指導してまいりたいと思います。

また、「債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。第3期経営計画(改

訂計画)の目標達成のため、その着実な取組が望まれる」との要望があり、引き続き改訂計画に基づく経営改善に取り組むことにしております。

なお、この改訂計画の実績につきましては、後ほど別添の資料で説明をさせていただきます。

次に、一番下の枠、総合評価をごらんください。

右側の県の評価であります。主伐等の林産物売り払いで、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていないため、債務超過が続くなど、依然として厳しい経営状況であります。経営改善に積極的に取り組んでおり、目標を上回る収益を確保できたところでもあります。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力等を行うことを求め、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、先ほど申し上げました改訂計画に基づく公社の単年度収支の状況等について御説明いたします。

資料は、右上に資料1と表示されておりますものでございます。一般社団法人宮崎県林業公社の収支実績及び改善効果額についての標題がついている資料1でございます。

表紙をめくっていただきまして、まず1の第3期経営計画(改訂計画)の策定経緯であります。林業公社は、木材価格の低迷等により資金不足が見込まれたことから、平成24年3月に第3期経営計画の改訂計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、2の第3期経営計画(改訂計画)における収支計画及び実績についてであります。下の表1をごらんください。計画期間中の単年

度収支の計画と実績であります。

収入の主なものは、主伐や間伐の売り上げ、補助金、長期借入金であります。そして、支出の主なものは、直接事業費、分収交付金、元利償還金であります。太枠で囲っております平成28年度は、木材の売払い単価が計画を上回ったことや、公社自身の経営努力によりまして、表の下から3段目の差引収支が700万円のプラスとなり、この結果、表の一番下の年度末資金残高も3億1,600万円と計画を上回っており、改訂計画に沿った経営改善が行われていると考えております。

次に、右のページをごらんください。3の林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づく改善効果額であります。

これは、改訂計画において、平成29年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取り組みをまとめたものであります。

表2をごらんください。

1、林業公社の経営努力では、上から2行目の列状間伐の実施や、下の7行目の計画に沿った収入の確保などで、計画以上の実績を上げております。

また、2、利息の軽減では、金融機関の協力を得まして、繰り上げ償還等に取り組んだ結果、計画を上回る利息の軽減が図られております。

これらの改善効果額は、その下の網かけがしあります欄のとおり、平成28年度は9,630万5,000円となるなど計画を上回っており、先ほど説明しました左のページにあります単年度収支での収入の増加や、支出の削減につながったものと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○天辰循環社会推進課長** 循環社会推進課でございます。

まず、常任委員会資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

公益財団法人宮崎県環境整備公社について御報告いたします。

まず、(1)の設立の目的にありますように、当公社は、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、産業廃棄物や一般廃棄物の処理などの事業を行うことによりまして、本県のすぐれた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところであります。

(2)の事業参画市町村等につきましては、宮崎市、国富町、綾町及び西都・児湯地区の市町村で組織されました西都児湯環境整備事務組合、この4つの団体となっております。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、理事長は県OB、副理事長及び理事は県環境森林部長と県央地区10市町村の長で構成されております。また、職員は、総務課など3つの課で、総勢13名となっております。

次に、(4)の出資の状況につきましては、基本財産は1億110万円で、そのうち県は45.6%に当たります4,610万円を出捐しております。

なお、公社は、(5)の特記事項にありますように、廃棄物処理法に基づき、公共関与による産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う廃棄物処理センターとしまして、平成12年12月に厚生大臣の指定を受け、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきを整備して、平成17年11月から供用を開始しております。

それでは次に、法及び条例に基づき、公社の経営状況等について御報告いたします。

別冊の平成29年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の47ページになります。

まず、平成28年度の事業報告書について御説

明いたします。

1の事業概要でありますけれども、(1)の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、県央地域10市町村の一般廃棄物並びに県下全域を対象としました産業廃棄物の処理を、円滑かつ適正に行ったところであります。

次に、(2)の安心・安全・安定したシステムの運用につきましては、将来にわたる安心・安全・安定した廃棄物処理システムの運用につきまして、万全の注意を払いながら、適切な管理体制の確立に努めました。

次に、(3)の業者への損害賠償請求訴訟につきましては、平成22年4月に提起しました損害賠償請求訴訟について、平成28年度は弁論準備手続及び最終弁論が開催され、公社の主張を陳述し、平成28年4月28日に結審したところであります。

その後でありますけれども、本年5月19日に宮崎地方裁判所におきまして、設計・施工管理を行った株式会社エイト日本技術開発に対し、約11億円の損害賠償金の支払いを命ずる第一審判決が言い渡されたところであります。

なお、この第一審判決を受けまして、公社では理事会を開催し対応を協議したところ、浸出水調整池の造成を行った三井住友・吉原・竹盛特定建設共同企業体に対する過失が認められなかった判決内容を不服としまして控訴することを決意して、6月1日に高等裁判所へ控訴状を提出し、第1回口頭弁論が11月1日に予定されております。

次に、48ページをごらんください。2の事業実績であります。

これにつきましては、この表に記載してありますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設の管

理運営を行っております。

続きまして、経営状況等の詳細につきまして、同じく報告書の181ページをお開きいただきたいと思っております。出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、一番上の段、左側に概要と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明等と重なりますので、割愛させていただきます。

続きまして、その下の中ほどの左側に、県関与の状況と記載された表でございますけれども、まず人的支援の状況であります。表の右側、平成29年度をごらんください。16名の役員のうち、県職員が1名、県退職者が2名となっており、その3つ下にあります職員数につきましては、13名のうち、県職員が4名、県退職者が1名となっております。

次に、その下の左側にあります財政支出等の欄をごらんください。

財政支出等の平成28年度の欄に県補助金1億1,000万円と記載されておりますけれども、これにつきましてはその下の左側、主な県財政支出の内容の事業の①、②になります。

①の宮崎県環境整備公社運営費補助金及び②のエコクリーンプラザみやぎの改修による環境学習拠点強化事業補助金に係る県の補助金1億1,000万円となっております。

また、上の欄、財政支出のところに戻っていただきまして、右側の欄にあります県借入金残高、平成28年度の欄、2,384万3,000円につきましては、施設を整備した際に県が貸し付けをしました1億7,872万5,000円の残高でありまして、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高4億1,360万円につきましては、同じく施設整備時に公社が金融機関から借り入れた20億9,000万円の損失補償の残高であります。



このほか、その下の県からの支援等にありま  
すように、県において浸出水調整池補強工事な  
どの費用や運営資金の貸し付けを行っておりま  
す。

次に、ページの下の表になりますけれども、  
左側に実施事業と書いてあります。この事業に  
つきましては、先ほど説明しました4つの事業  
を行っております。

その下の活動指標ですけれども、3つの活動  
指標を掲げております。

まず、①の産業廃棄物搬入量につきましては、  
平成28年度は目標値5,500トンに対しまして実績  
値は6,537トン、達成率は118.9%、②の施設見  
学者数につきましては、目標値1万人に対し実  
績値は1万4,216人、達成率142.2%、③の産業  
廃棄物処理契約件数につきましては、目標値510  
件に対し実績値は653件、達成率128%となつた  
ところであります。

なお、その下の指標の設定に関する留意事項  
にありますとおり、②の施設見学者数につしま  
しては、28年度までの実績を踏まえまして、29  
年度及び30年度の目標値の見直しを行っており  
ます。

また、その他の2つの活動指標につきまして  
は、32年で県の公共関与が終了すること等を踏  
まえまして、30年度の目標値を29年度と同水準  
に設定をしております。

次に、182ページをごらんください。

上の段の左側に、財務状況と記載された表で  
すけれども、表の左側半分には正味財産増減計算  
書、右側に貸借対照表を記載しております。

まず、左側の正味財産増減計算書の平成28年  
度の欄をごらんください。

1行目の経常収益は、市町村からの運転委託  
料や産業廃棄物処理料金収入などで29億3,957

万8,000円、その下の行、経常費用は施設の運転  
経費や管理費などで30億7,451万1,000円となっ  
ており、その下の当期経常増減額は1億3,493  
万3,000円のマイナスとなっておりますけれど  
も、その下の行に経常外収益として、公社が保  
有する産廃埋立枠の転用に係る負担金の収入な  
どで1億3,398万6,000円の収益がありまして、  
その結果、3つ下の当期一般正味財産増減額は94  
万7,000円のマイナスという状況になっておりま  
す。

また、表の下から4行目になりますけれども、  
当期指定正味財産増減額は、周辺環境整備基金  
から宮崎市が実施する周辺環境整備事業に対す  
る補助金などの支出によりまして、1,267万1,000  
円のマイナスとなっております。この結果、一  
番下の行にありますように、平成28年度末の正  
味財産期末残高は3億4,508万3,000円となっ  
ております。

次に、右側の貸借対照表の平成28年度の欄を  
ごらんください。

まず、1行目の資産は、48億1,351万6,000円  
となっており、その内訳は、1つ下の流動資産、  
これは現金預金や未収金などですけれども、10  
億9,549万5,000円、その下の固定資産、これは  
基本財産、土地、建物等ですけれども、37億1,802  
万1,000円となっております。

次に、その下の負債ですけれども、負債額は44  
億6,843万3,000円となっております。内訳と  
しまして、まず流動負債、これが未払い金や銀  
行からの短期借入れなどですけれども、32  
億8,749万4,000円、その下の固定負債、これは  
長期借入金などですけれども、11億8,093万9,000  
円となっております。

さらに、その下の正味財産は、資産から負債  
を差し引いた3億4,508万3,000円になっており

まして、その内訳は、その下の指定正味財産が基本財産と周辺環境整備の積立金ですけれども、1億6,055万4,000円。また、その3つ下になります一般正味財産、これは指定正味財産を除く正味財産になりますけれども、1億8,452万9,000円となっております。

次に、財務状況の下になりますけれども、左側に財務指標と記載された表をごらんいただきたいと思っております。

まず、①の産廃処理収入につきましては、平成28年度の目標値1億4,500万円に対しまして実績値は1億4,438万円、達成率は99.6%、次、②の産廃収支につきましては、目標値8,900万円に対しまして実績値が8,745万3,000円、達成率は98.3%となっております。

なお、財務指標の下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、①の産廃処理収入及び②の産廃収支につきましては、28年度の実績及び32年で県の公共関与が終了することを踏まえまして、平成30年度の目標値につきましては29年度と同水準に設定をしております。

次に、中ほどの左側に記載されました直近の県の監査の状況でありますけれども、昨年度の監査におきましては指摘事項等はございません。

最後になります。一番下の左側に総合評価と記載された表がありますけれども、これをごらんください。表の右側に記載しております県の評価であります。

まず、焼却施設につきましては、灰溶融設備の廃止に伴う設備の改修が実施されまして、将来にわたり安定した焼却処理の運用の確保がなされたところでございます。

次に、財政面につきましては、平成28年度は前年度に比べ自動車シュレッダーダストの搬入量が大幅に減少したため、営業努力等によりそ

他の廃棄物の搬入増を図ってまいりましたけれども、目標に達することができませんでした。

今後、営業活動のさらなる強化や経費削減等によりまして、収支改善を図っていく必要があると考えております。

また、県の公共関与が終了する平成33年以降は、運営主体が宮崎市になることから、新たな運営主体への円滑な移行に向けて、引き続き事業参画市町村等とともに諸課題を計画的に協議・検討してまいりたいと考えております。

なお、この33年以降の対応等につきましては、後ほどその他報告事項で改めて説明をさせていただきます予定にしております。

説明は以上であります。

**○三重野山村・木材振興課長** 続きまして、3番目の公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて、山村・木材振興課から御説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページでございます。

まず、当センターの概要を説明させていただきます。

1番目の設立の目的のとおりでございますが、高性能林業機械の共同利用、いわゆる高性能林業機械のリース貸し付けでございます。こちらでありますとか、林業に新たに就業しようとする者への支援、そういったことを行うことにより、林業労働力の確保ということを図るために設立されてございます。

2番目の会員でございますが、2にございまして、宮崎県、県森林組合連合会、県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体でございます。

3の組織でございますが、本年4月現在、役員8名、職員1名で運営してございます。

4番目、出資の状況でございます。総額900万

円のうち県が44%に当たる400万円の出捐を行ってございます。

5番目が、当センターでございますが、5の特記事項にございますとおり、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、平成8年12月に林業労働力確保支援センターの知事指定を受けまして、業務を行ってございます。

続きまして、経営評価の状況でございます。資料が変わりまして、先ほどの定例県議会提出報告書の183ページでございます。

まず最初に、この法人の概要でございますが、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきますまして、その下、県の関与の状況でございます。

まず、人的支援でございますが、右側、平成29年度のところにありますとおり、8名の役員のうち、県職員が非常勤の副理事長1名と常勤の専務理事1名の計2名と、また県を退職した非常勤の理事が1名ございます。

その下の財政支出でございますが、平成28年度は委託料として1,272万1,000円、補助金として1,394万8,000円、右の欄に参りまして、県職員人件費として652万8,000円を支出してございます。

県財政支出の主な内容でございます。

まず、①の事業でございますが、これは共同利用を行うためのプロセッサという高性能林業機械を導入したものでございます。

②の事業でございます。こちらにつきましては、新規就業者の相談や指導を行っていることに対する支援ということでございます。

③の事業でございますが、高度な技術を兼ねそろえた技術者の育成を行ってございます。

④の事業でございますが、就職ガイダンスや現地見学会の実施を行ってございます。

⑤の事業でございますが、みやぎき林業青年アカデミーの研修に必要な指導員の派遣を行ってございます。

法人全体の実施事業といたしましては、下の枠、③の林業の機械化や低コスト林業促進のための普及啓発、あるいは6番目の高性能林業機械の貸し付けなど、6つの事業を行ってございます。

こうした活動について、その下の活動指標を設けまして、達成度というのを把握してございます。

①の相談件数及び講習会等の参加者数でございますが、365人という目標値に対して実績383人、②の共同利用機械の平均稼働月数ということでございますが、6.5カ月という目標値に対しまして9.6カ月と、いずれも目標を達成したところでございます。

次に、184ページをお開きください。続きまして、こちらの法人の財務状況でございます。

左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表でございます。それぞれ1,000円単位での表記となっております。

まず、左側、正味財産増減計算書ですが、28年度の状況でございます。一番上の経常収益1億1,678万9,000円から、その下の経常費用1億789万円、さらに下りまして、法人税・住民税及び事業税2万1,000円を差し引きまして、最終的な当期一般正味財産増減額については887万8,000円の増となっております。

この結果、下から5行目でございますが、一般正味財産期首残高1億1,152万6,000円であったところ、この増減額887万8,000円を加えまして、一般正味財産の期末残高は1億2,040万4,000円となっております。

次に、指定正味財産でございますが、この間

の増減額42万7,000円の増でございました。こちらの期首残高1,629万1,000円を加えまして、指定正味財産の期末残高は1,671万8,000円となっております。

これら一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせまして、正味財産期末残高は1億3,712万2,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の28年度の状況でございます。

一番上の資産につきましては、その下の流動資産、固定資産、合わせまして1億3,897万3,000円、その下の負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして185万1,000円となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は、先ほどの正味財産期末残高と一致しまして、1億3,712万2,000円となっております。

こうした財務状況の評価ですが、指標としまして、①の自己収入比率を挙げてございます。これについて、基本財産運用益と自己収益、自主事業収益を合わせたものが経常費用の50%を超えるように目標設定しておりますところ、実績値61.2%となっており、目標を達成したところでございます。要因でございますが、高性能林業機械の平均稼働月数が引き続き好調でありましたことから、自主事業収益が上がったということが反映されてございます。

最後に、総合評価でございます。

県といたしましては、枠内右側の県の評価にございますとおり、活動指標については、新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数、あるいは講習会等の参加者数、高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数のいずれも目標値を上回っておりまして、財務状況につきましても特段問題ないということでございますので、活動内容、財務内容、組織運営ともAと評価しては

どうかと考えてございます。

こうした上で、今後も、各種事業のPRや事業体への働きかけを積極的に行うことを通じて、林業労働力の確保や事業体の経営改善を図ること、特に林業就業者数の減少に対しまして、より実効性のある取り組みを行う必要があると考えてございます。

また、高性能林業機械の稼働につきまして、引き続きその効率的な管理運営を図り、法人運営を行っていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの3件の報告事項について、質疑はありませんか。

○濱砂委員 固定資産を含めたものが森林勘定になるんですかね。180ページ。

○黒木みやぎの森林づくり推進室長 固定資産の中に、森林勘定が288億入っております。

○濱砂委員 今、分収林を出しているものの蓄積量はどのくらいあるものですか。

○黒木みやぎの森林づくり推進室長 森林簿等が手元にはございませんが、面積としましては9,217ヘクタールございますので、28年度ベースで試算しますと、430万立方ほど搬出の機能があると考えております。

○濱砂委員 平均林齢でいくとどのくらい。

○黒木みやぎの森林づくり推進室長 杉で言いますと、90%が林齢35年を超えておりますので、40年近い平均林齢だと思っております。

○濱砂委員 これを立米当たり直すと、どのくらいの金額になりますか。

○黒木みやぎの森林づくり推進室長 28年度の実績で見ますと、立米単価で、公社の場合は手取りの単価になりますが、3,566円で、計画

を2,020円としておりましたので、非常に高く売れたこととなります。木材価格と比べることになりますと、それに素材生産経費とか運搬経費などを7,000円以上加えますので、1万2,000円以上の木材価格と見ております。

○**濱砂委員** 今後の見通しとしてはどうですか。今、立米当たり1万2,000円ぐらいしていますかね。

○**黒木みやざきの森林づくり推進室長** 木材価格が上がることを非常に希望しているわけなんですけど、公社としましても手入れをよくしまして、それから搬出路なんかも整備しまして、少しでも高く売れるように、県としても指導していきたいと思っております。

○**濱砂委員** 残材は何ぼかお金になっているんですか。

○**黒木みやざきの森林づくり推進室長** 主伐をする際に、幾らぐらいで売れるかと算定をするわけなんですけど、その評価の中に木質バイオマスのほうも入れております。

それから、間伐につきましては森林組合に委託をしているわけなんですけど、木質バイオマスとして、実際に細島林産物流通センターを通じまして、売れているところでございます。

○**濱砂委員** 今、残材の単価はどのくらいしていますか。

○**黒木みやざきの森林づくり推進室長** 公社の間伐で木質バイオマスの売り上げデータがあるんですけど、それを見ますと、立方5,000円ぐらいになっております。

○**濱砂委員** もう一点、環境整備公社の件でよろしいでしょうか。

ピット方式、穴を掘って、そこに一遍に燃えない危険物を投げ込んでしまう。瓶とか、そういった種類のものを一遍に投げ込んでしまうん

です。割れて、後のリサイクルのときに非常に面倒になってくるというので、七、八年前に1回、話をしたことがあるんですが、あれがあのまま残っているんですか。

○**天辰循環社会推進課長** 委員のおっしゃるとおり、そういった話は以前から聞いております。ただ、エコクリーンプラザみやざきの処理方式としてそのやり方を変えないまま現在もやっているのは事実でございます。

○**濱砂委員** 瓶は1回粉々にして、そしてそれをまた再生していくんですね。ところが、赤い瓶とか青い瓶とか、栄養剤が入った瓶と一般の瓶が一緒になるんですよ。それを一遍に落として投げ込むんですね。そうすると、それが割れて混合してしまっ、リサイクルに非常に手間がかかる。リサイクル業者がなかなか合挽から引き取らない。そういう状況で廃棄物として処理していかないといかんということになるんですが、その後の検討は全然されていないんですね。

○**天辰循環社会推進課長** 現時点では、そういった具体的な検討がなされているということは聞いておりません。

○**高橋委員** ちょっとわからないものですかからお尋ねしますが、林業公社の収入源。分収林の事業は林業公社の事業の割合としてはどのくらいになるものですか。

○**黒木みやざきの森林づくり推進室長** ほとんどが分収林事業になっております。

○**高橋委員** であれば、ちょっと気になった数字があるんです。179ページの目標に対して半分。県南では、今、分収林契約をしなくなっているという話題もあつたりして、目標値の半分だから。主に分収林がいわゆる林業公社の命になるんでしょうね。収入事業のほとんどだからです

ね。

傾向として、達成度48.1%というのは危険じゃないんですか、どのように捉えていらっしゃるんですか。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 179ページの下の活動指標の長伐期施業転換面積の達成度48.1%についてですが、これはもともと林業公社が35年から40年という期間をもって契約をしておりますが、先ほど申しましたとおり、杉で言いますと9割が伐期に達しているということで、一度に伐採してしまうと木材市場を混乱させてしまうことから、長伐期に持っていこうと、少しでも契約を延ばそうとしておりますが、今のうちに伐採をしてしまいたいという所有者の意向が強くて、それで契約をなかなか延長してもらえないということで、達成度が48.1%となっております。

ただ、公社としましては、平準化は大事でありますし、それから搬出路がないと、なかなか木材も高く売れないという実態もございますので、長伐期に少しでも持っていけるものは持っていって、間伐をすると同時に、それに必要な道路も整備して、主伐に備えていきたいと考えているところでございます。

**○高橋委員** 林業公社は聞くところによると、経営はいいほうに向かっていると私は理解していたものですから、この数字を見たときに、そういう心配はないと理解してよろしいか確認します。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 林業公社につきまして、改訂計画に基づき、現在実施しておりますが、先ほど別添の資料1で御説明しました、表の1にありますとおり、平成24年からの差し引き収支につきましては、全て現在のところ黒字となっておりますので、林業公社

としては精いっぱい頑張っているものと考えております。

**○高橋委員** 183ページの下の方の活動指標で、指標の①の相談件数目標値が365名まで出していらっしゃるから、何か意味があるのかなと思って。

**○三重野山村・木材振興課長** 非常に細かい設定だなというのは、おっしゃるとおりでございます。こちらの法人でございまして、日常的な相談窓口の開設というものと、都市部に出張っての就業相談会と、2つの方式によって相談を行っているところでございまして、気持ちといたしましては、相談者が平均すると押しなべて毎日来られるようにということで、こういった目標設定になったのではないかと考えてございます。

**○宮原委員** 182ページで、県の評価というところで、わからないものですから聞くんですが、灰の溶融設備の廃止に伴うということで書いてあるんですけど、何かシステムが変わったんですかね。

**○天辰循環社会推進課長** 182ページ、評価にあります灰溶融設備の廃止に伴うということなんですけど、灰溶融施設そのものが25年に事故を起こしまして、実質的にそれから使用できない状況が続いておりました。それを公社でも検討しながら、27年度に一応これを完全に廃止すると。

ただ、それを廃止しても、焼却場の環境問題とかは全然大丈夫だということを検討した上での結論だったんですけれども、それを受けて、より安全にシステムが稼働するように、28年度に設備の改修を行ったものですから、そういったことで設備の改修を実施して、より安全にできるようになったということで評価してありま

す。

○宮原委員 故障したときには、とまっちゃったということになるんですか。

○天辰循環社会推進課長 とまったことによりまして、先ほど出ましたけど、それまで自動車のシュレッダーダストが搬入されてきてたんですけれども、灰溶融炉の故障に伴いまして、それが25年は完全にストップしたと。そういった状況の中から、今わずかに入っておりますけれども、そういったシュレッダーの搬入が実質的になくなったという状況はございました。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、報告事項については終了いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

○大西環境森林課長 それでは、私から3件、御報告をさせていただきます。

まず初めに、9月17日に本県を縦断しました台風18号による林業関係被害についてであります。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本日、配付いたしましたA4サイズの資料をごらんいただきたいと思います。

まだ調査中ではありますが、昨日、9月20日現在の林地、林道施設、森林、自然公園施設、木材生産加工流通施設、これらについて被害状況を取りまとめたものであります。

林地被害は、都城市など6市町村、被害の形態は山腹崩壊や土砂流出、人家裏でのり面崩壊となっておりますが、これによる人的被害はございません。

林道施設被害は、延岡市など9市町村、被害の形態は路側、路面、のり面の崩壊となっております。

り、一部通行どめの区間もございます。

また、自然公園施設被害では、高千穂峡の九州自然歩道におきまして、防護柵が破損、流出いたしまして、現在、通行どめとなっております。

環境森林部といたしましては、被害の全容解明を速やかに行いまして、早期復旧に万全を期してまいります。

次に、宮崎県環境計画（改定計画）の平成28年度の実施状況について御説明します。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

(1) でありまして、この計画は、平成23年度からの10年計画を平成27年度に改定し、平成28年度から32年度までの後期5カ年の計画として、そこに記載しております目標を掲げ、分野別に6つの柱を立て、施策を展開しております。

(2) 平成28年度の実施状況であります。

①低炭素社会の構築につきましては、枠組みにありますとおり、アの二酸化炭素等排出削減では、NPO法人と協働し、地球温暖化防止活動推進センターによる出前講座や推進員による地域での普及啓発活動、イの再生可能エネルギー等の利用促進では、民間の公共的な施設や市町村が設置する太陽光発電設備等への補助、市町村が実施する導入可能性調査への補助などを行っております。

6ページをごらんください。ウの二酸化炭素吸収源対策では、造林、下刈り、除間伐や企業の森づくりの協定締結などを行っております。

②循環型社会の形成につきましては、アの4Rと廃棄物の適正処理の推進では、廃棄物監視員等による立入検査や産業廃棄物処理業者のトラックスケール設置等への支援、イの環境にやさしい製品の利用促進では、県産材を活用した住宅や産直住宅の普及、公共建築物等の木造化

・木質化の促進、リサイクル製品認定制度への補助などを行っております。

7ページをお開きください。

③地球環境、大気・水環境等の保全につきましては、アの地球環境、大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や工場・事業場への立入検査、有害大気汚染物質のモニタリング、イの水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視、合併処理浄化槽の整備費用の一部補助などを行っております。

8ページをごらんください。ウの化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や事業者に対する監視・指導、エの環境負荷の低減等では、環境影響評価法に基づく審査、土呂久地区住民の健康観察検診などに取り組んだところであります。

9ページをお開きください。

④生物多様性の保全につきましては、アの生物多様性の確保では、重要生息地の指定や野生動物保護監視員の設置、イの人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、ボランティア団体が行う森林づくり活動への支援や公益上重要な森林の公有林化の支援、ウの自然豊かな水辺の保全と創出では、サンゴ群集保護のための天敵の駆除、エの自然とのふれあいの場の確保では、クロスカントリーコースの再整備や遊歩道等の整備などに取り組んだところであります。

10ページをごらんください。

⑤環境保全のために行動する人づくりにつきましては、アの環境教育の推進では、NPO法人と協働し、環境情報センターによる環境講座や出前研修、ひなもり台県民ふれあいの森等での体験研修、イの環境保全活動の推進では、環境フェスタやクリーンアップ宮崎などの取り組みを推進したところであります。

⑥環境と調和した地域・社会づくりにつきましては、アの環境にやさしい地域・産業づくりでは、森林組合等が行う地域活動への支援や、緑の雇用事業の研修修了者等を雇用する事業体への支援などを行っております。

11ページをお開きください。

(3)平成28年度の主な動きについてであります。

上段左の写真ですが、7月に環境省の国立公園満喫プロジェクトの先導的モデル地域の1つとして、霧島錦江湾国立公園が選定されたほか、中段右の写真になりますが、12月にみやざき食品ロス削減キャンペーン、1月から2月にかけて食べきり宣言キャラバンを実施しました。

さらに、下段左の写真ですが、2月に高千穂町で、JICA(国際協力機構)による土呂久公害をテーマにした研修が、県も協力して実施されました。

環境計画の取組状況の説明は以上であります。

12ページをお開きください。

続きまして、第7次宮崎県森林・林業長期計画(改定計画)の平成28年度の取組状況についてであります。

(1)であります。環境計画と同様に平成27年度に改定し、平成28年度から32年度までの後期5カ年の計画として、そこに記載しております目標を掲げ、3つの施策の基本方向に沿って施策を推進しております。

(2)平成28年度の取組状況であります。

①人と環境を支える多様で豊かな森林づくりにつきましては、枠囲みにありますとおり、アの多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、森林生態系等の保護、保全、回復活動の支援、イの適正な森林管理の推進では、地域森林計画の樹立や変更、荒廃林地の再造林、



ウの安全・安心な森林づくりの推進では、治山事業や保安林の整備などに取り組んだところがあります。

13ページをごらんください。

②循環型の力強い林業・木材産業づくりにつきましては、アの環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進では、森林経営計画の作成促進や苗木の安定供給への支援、イの合理的な原木供給体制の整備では、林道や作業道の開設、高性能林業機械の導入支援、ウの競争力のある木材産業の構築では、木材加工流通施設等の整備や林地残材の収集・運搬に係る取り組みへの支援などを行っております。

14ページをお開きください。エの県産材の需要拡大の推進では、住宅新設に対する県産材購入費の一部助成を初め、公共建築物等の木造化・木質化への支援や国内外のフェア等への出展、オの特用林産の振興では、シイタケ乾燥機などの整備支援、市場ニーズ調査や干しシイタケ料理の店の認定、カの未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、林業技術センター及び木材利用技術センターにおいて、コンテナ苗の実証試験、杉大径材やCLTに関する研究などに取り組んだところがあります。

15ページをごらんください。

③森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりにつきましては、アの山村地域の活性化では、集落の防災機能強化を図るための治山施設の設置や林業研究グループの活動支援、イの林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、森林施業プランナーの育成や、みやざき林業青年アカデミー研修、労働保険掛金の助成、ウの森林づくり応援団の育成では、若者を対象とした林業現場等の見学などの森林環境教育、ボランティア団体への活動支援などによる、県民総参

加による森林づくりを推進したところでありませう。

最後になりますが、16ページをお開きください。

(3) 平成28年度の主な動きについてであります。

上段右の写真ですが、6月に韓国、釜山プギョン大学において木造軸組構法入門セミナーを開催したほか、中段左側の写真になりますが、11月にみやざき森林・林業女性の会「ひなたもりこ」の立ち上げ式、さらに下段右の写真ですが、12月に県総合運動公園に隣接するクロスカントリーコースのリニューアル記念式典を開催いたしました。

説明は以上であります。

なお、お手元の資料2及び資料3につきましては、平成28年度の取組状況の詳細を取りまとめたものであります。後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

私からの説明は以上であります。

**○天辰循環社会推進課長** 委員会資料の17ページをごらんいただきたいと思っております。

私のほうからは、エコクリーンプラザみやざきの新運営体制への移行についての取組状況について御説明したいと思います。

まず、(1)のこれまでの経緯ですけれども、平成25年度から、県の公共関与が終了することについて、関係市町村と協議を開始したところでありませうけれども、地元対策協議会との協定におきまして、施設の使用期限が15年を目途とするとなっておりますことから、15年経過後、平成32年になりますけれども、その段階での対応方針について、まずは県と関係市町村とで協議をいたしたところでありませう。

そこで、平成26年9月には、県の公共関与が

終了することに伴う行政間、県と市町村とでの確認書を締結いたしまして、県が平成32年で公共関与を終了することについて、了承を得たところであります。

また、協議の過程におきまして、関係市町村から、公共関与終了後に生じる施設の維持管理費の費用負担などについて県に応分の負担を求めると、そういった意見も強くありましたことから、このことにつきましては、その時点で、今後、県と関係市町村が誠意を持って協議・検討するという確認をしております。これが26年9月でございます。

これを受けまして、3地区の地元対策協議会に15年経過後の対応方針を説明しまして、了解が得られましたことから、平成27年3月には、県、宮崎県環境整備公社及び関係市町村、そして3地区の対策協議会とで確認書を締結しまして、まず県は平成32年で公共関与を終了すること、次に関係市町村は平成33年以降も引き続き施設を使用すること、これを正式に方針決定したところでもあります。

この方針決定によりまして、平成33年以降については、関係市町村が一般廃棄物のみを処理する施設になりますことから、27年4月以降、新たな運営体制について関係市町村間で協議を実施しまして、平成28年3月、公社理事会において、宮崎市長から宮崎市が新たな運営主体になり他の市町村から事務の委託を受ける体制に決定したことが表明されたところでもあります。

このため、県といたしましては、運営主体となる宮崎市を初め、関係市町村に施設の運営を円滑に移行していく必要がありますことから、

(2)になりますけれども、新運営体制移行に向けた課題にあります課題の解決に向けて、取り組んできたところでもあります。

この課題につきましては、まず①ですけれども、浸出水調整池補強工事費の負担割合についてであります。浸出水調整池補強工事費につきましては、平成21年6月に県と関係市町村との間で締結しました確認書におきまして、県と関係市町村が折半して立てかえ、公社に貸し付けを行うほか、工事費の最終的な負担割合については、法的な手続を経た上で、責任の所在を踏まえながら、県と関係市町村で協議するという事となっております。

また、②の公共関与終了に伴う行政間の確認書に基づく協議・検討事項については、先ほど(1)のこれまでの経緯の中で御説明しましたとおり、平成26年9月に締結しました確認書において、公社資産の取り扱いや施設の維持管理・解体費用などの県の費用負担について、関係市町村と協議・検討を行うことの2つが課題として残っておりました。

そういう2つの課題を解決するために、(3)の協議を続けてきたわけでもあります。

その中で、ことしの5月に公社が提起しております損害賠償請求訴訟の第一審判決が出まして、翌月には公社及び業者のほうで控訴をしたといった状況でございます。

今回の第一審判決を受けまして、資料を開いていただいて19ページから20ページになりますけれども、添付しております確認書の内容のとおりに合意に至ったところでもあります。

また、もとに戻りまして、今度は18ページをごらんいただきたいと思っております。確認書の概要につきましては、このページで御説明したいと思います。

概要につきましては、②のアからウに記載しているとおりでありますけれども、まず一番下の参考と書いてあります浸出水調整池補強工事

費と損害賠償請求訴訟における請求額の内訳、この図から説明をさせていただきたいと思いません。

まず、浸出水調整池補強工事につきましては、図の1の補強工事(耐震)と書かれてあるもの、工事費6億3,000万円余と、2の補強工事(耐震以外)と書かれている工事費10億6,000万円余とに分けられまして、1と2の工事費を合わせた16億9,800万円、これが現在、県と市町村が折半して貸し付けを行っているものであります。

なお、1の補強工事(耐震)の部分につきましては、池の破損の原因とは直接関係ない工事ということですので、今回、公社が訴訟を起こしております損害賠償請求訴訟の請求額、図の上にあります19億933万88円には、耐震の部分については含まれておりません。

それから、図の3の補強工事以外の1億4,000万円につきましては、浸出水調整池破損に伴う調整池の貯留量の不足を補うために仮設の施設を設置するなどした費用でございます。

次に、4ですけれども、塩化物処理施設整備費用3億5,000万円余ですけれども、塩化物処理施設の塩化物イオン濃度の設計値が不足していたということから、塩化物処理施設が機能しなかったため、この施設が全く使えず、その施設の設計、建設に要した費用を損害として全額請求しております。

それから、一番右の5ですけれども、塩化物処理能力不足により生じた対策費用3億4,000万円余につきましては、塩化物処理能力不足によりまして、塩化物を含んだ浸出水処理水を下水に排出せざるを得なくなったため、処理水を宮崎市の上下水道処理場までタンクローリーで運んだ費用などが含まれております。

これが全体の概要になります。それを踏まえ

た上で、全体が19億933万88円になりますけれども、2から5が請求した額になります。

これを踏まえた上で、上に戻っていただきたいんですけど、確認書の概要ですけれども、まず、アの耐震工事の工事費についてであります。アの1番目のポツですけれども、耐震工事につきましては、そもそも施設建設時の計画にはなかった耐震機能を新たに追加するため、浸出水調整池破損に伴う補強工事に合わせて実施したものであります。

このように、耐震工事に係る費用につきましては、浸出水調整池破損の原因とは直接関係がなく、本来であれば施設建設時に負担すべき費用でありますことから、県と関係市町村については処分場の最初に整備したときの費用負担割合、これを当てはめたところであります。

次に、2つ目のポツの耐震工事以外の工事費についてでありますけれども、先ほど御説明しましたとおり、過去に締結した確認書におきまして——これは21年6月の締結ですけれども——法的な手続を経て、責任の所在を踏まえながら協議をすることとしておりましたけれども、実際には裁判の結果を踏まえ、県と関係市町村の負担割合を決定するという事は非常に困難なことでありますことから、現在の貸付金の負担割合に準じて、県と関係市町村が折半して負担するという事としたところあります。

この負担割合につきましては、めくっていただいて20ページ、確認書の別表1というのがございます。ここにありますように、耐震工事につきましては、県の負担が21.56%、残りを市町村、耐震工事以外につきましては、県が50%、残りを市町村ということで、一応確認がとれたところあります。

18ページに戻っていただきまして、②のアの

3つ目のポツですけれども、損害賠償金等の取り扱いについてであります。今後、裁判が終結しまして、公社に損害賠償金が支払われた場合に、その配分方法が重要となってきますことから、あらかじめ配分方法を決定したところがあります。

訴訟の結果、公社に損害賠償金等が支払われた場合、まずは訴訟を維持するために必要不可欠な費用であります。訴訟の費用にまず優先して充てると。その後、残金につきましては、先ほど下の図にありました2から5までの費用にそれぞれ案分するということが確認されたところがあります。

次に、上に戻りまして、②のイの公社の財産処分についてでありますけれども、公社が所有しています資産につきましては、建物、構築物、機械装置、車両運搬具及び土地の固定資産等があります。さらに、管理型最終処分場における産業廃棄物の埋立枠、これは処分場そのものが一般廃棄物の埋立枠と産業廃棄物の埋立枠ということで案分されております。公社が持っております産業廃棄物の埋立枠が残っております。

これらの資産のうち、最終処分場の産廃枠の残余容量及び土地については、平成33年以降、関係市町村が施設を引き継ぎ、一般廃棄物の処理を実施する上で使用価値が高い資産であると認められますことから、公社が関係市町村に、残った産廃の容量と土地については有償譲渡すると。この金額は約5億円程度になる見込みであります。これによりまして、県が公社に貸し付けております運営費貸付金も32年でおよそ5億円程度となる予定になっておりますので、これで全て県のほうには返済をしてもらうという予定にしております。

また、それ以外の建物等の資産につきまして

は、公社の解散時に債務が残らなければ、関係市町村に無償で譲渡するというので取り決めております。

そこで、最後の②のウの公共関与終了に伴う行政間の確認書に基づく協議・検討事項についてでありますけれども、26年9月に締結しました確認書においては、施設の維持管理費や解体費用など、公共関与終了時に生じる費用について、県の財政支援や費用負担を協議・検討するという事としておりましたけれども、先ほどその上で言いました公社の財産処分の中で、公社が建物等の資産を市町村に無償で譲渡した場合ということが前提になりますけれども、県は財政的支援及び費用負担を33年以降は行わないと。32年でもって公共関与を完全に終了し、33年以降は市町村で運営をしていくということが今回初めて合意を得ましたので、この内容確認をしまして、関係市町村との手続を踏まえて、今週、9月19日に確認書の締結を終えたところでございます。

説明は以上でございます。

○**廣津自然環境課長** 委員会資料の21ページをごらんください。

4の野生鳥獣による農林作物等の平成28年度の被害額について御説明いたします。

本件につきましては、この後の農政水産部の審議におきましても、同じ資料で説明が行われることになっておりますので、私からは環境森林部で所管しております特用林産物と人工林の被害額等を中心に説明させていただきます。

まず、(1)の平成28年度被害の状況についてでございます。

平成28年度の被害額は、合計欄にありますとおり、全体で約4億5,900万円で、前年度より約1億6,400万円、率にしまして26%の減少となっ

ております。

このうち、①の部門別の表では、2段目のシイタケ、タケノコなどの特用林産物が2,000万円余で、前年度に比べまして22%の減少、その下の杉、ヒノキなどの人工林につきましては6,800万円余で、前年度に比べ28%の減少となっております。

②の作物別被害の状況であります。果樹などの農作物の被害額が大きくなっておりまして、人工林は4番目の被害額となっております。

次に、③の鳥獣別の被害状況であります。28年度は鹿が最も多く約2億1,000万円、次いでイノシシが約1億3,800万円となっております。前年度に比べますと、鹿が24%、イノシシが35%、猿が15%の減少となっております。

22ページをごらんください。(2)の被害額増減の要因についてであります。

②の特用林産物につきましては、防護柵や人工ほだ場の整備等が進んだことから、被害額が減少したものであります。

また、③の人工林につきましては、鹿による食害等を防止するために設置しました防護柵の効用等によりまして、被害額が減少しております。

次に、(3)の今年度の主な取り組みについてであります。

③の特用林産物につきましては、引き続き侵入防止ネットや人工ほだ場等の整備を進めるとともに、鳥獣被害対策支援センターと連携しまして、林内ほだ場での猿への対策を検討することにしております。

④の人工林では、鹿が入りにくいように地表にたるませた強化型の防護柵の定着や、継続的な維持管理の普及啓発を図ってまいります。

また、⑤にありますように、国の交付金等を

活用した捕獲に加えまして、県による捕獲事業を実施するなど捕獲を強化しますとともに、⑥のイノシシ・鹿等の有害捕獲許可期間日数の延長などの規制緩和によりまして、効率的な捕獲を推進してまいります。

さらに、⑦にありますように、狩猟免許試験を受験しやすい体制や技術講習会の実施によりまして、狩猟者の確保・育成を図ることとしております。

説明は以上であります。

○甲斐森林経営課長 資料の23ページをお開きください。

宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定について御説明いたします。

(1)の目的についてであります。

本県では、近年の大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働等による木材需要の増加に伴いまして、森林所有者の承諾を得ずに伐採が行われる誤伐や盗伐が疑われる事例が増加しています。

このため、このような事案に対しまして、県や市町村、林業関係団体、県警察本部が連携して迅速に対応するとともに、事案発生 of 未然防止を図るために協定を締結いたしました。

(2)の協定締結式ですが、去る8月28日の月曜日の13時55分から、県庁の講堂において協定締結式を開催いたしました。

次に、(3)の協定者ですが、行政としまして宮崎県、県内の市町村を代表いたしまして市長会及び町村会、関係団体といたしまして、宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材市場連盟、宮崎県木材協同組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会、そして宮崎県警察本部の8者にて協定を締結いたしました。

次に、(4)の協定の内容ですが、まず林業関

係団体からの市町村への情報提供及び市町村や県の現地確認等への協力、また市町村の速やかな調査及び県や警察への報告、県の市町村への指導及び協力並びに森林の境界明確化への支援、さらに警察の捜査への積極的な協力や情報提供としております。

そして、警察と協力した伐採パトロールの実施ということで、関係者から提供された情報や市町村が受理します伐採届の情報に基づいて、現地を選定し、警察を同行したパトロールを実施することにしており、現地指導を強化することにしております。

(5)の期待できる効果ですが、この協定によりまして、関係者間の連携強化による伐採現地や森林所有者からの相談情報の提供や、事案が発生したときの現地確認等の対応の迅速化が図られ、また森林境界明確化の推進ということで、誤伐や盗伐の一因ともなっている境界の不明な森林が減少することによる未然防止を図り、そして伐採パトロールへ警察が同行することにより、現地指導を強化及び抑止効果による未然防止につなげていきたいと考えております。

説明は以上であります。

**○後藤委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

**○高橋委員** 森林・林業長期計画の関係で13ページなんですけど、主な指標と実績のところでお尋ねしますけれど、再造林面積という欄がありますよね。策定時が1,579ヘクタールで、平成28年が2,179ヘクタールとなっていて、目標値が平成32年2,200ヘクタール。これあたかも平成32年に2,200ヘクタールに向かって頑張るんだよと見そうですけれども、これは実績があつて

面積があつたと私は理解をしているんですが、その確認をまずしたいと思います。再造林対象面積、その面積があつて、実績値はこうですよということで理解をしていいかの確認をします。

**○甲斐森林経営課長** 委員が言われるとおり、平成32年の目標値が2,200ヘクタール、それから平成28年は実績で2,179ヘクタールということでございます。

**○高橋委員** それで、伐採をされた跡地に再造林をするのが基本でしょうけれど、全て再造林ということにはならないですよ。自然林でもいいわけで、森林行政側から見たときに、大体何割程度の再造林が望ましいというのがあれば教えてください。

**○甲斐森林経営課長** 今のところ、将来的には平準化を図っていくということで、再造林率を80%を目標に伐採跡地の再造林をしていくということ考えております。

**○高橋委員** であるなら、実績値というのは再造林率ですよ。これで私は示されたほうが、見る側にとってはわかりやすいかなと。頑張っているとか、まだ足りないとかですね。だから、おっしゃったように、再造林は一応目安として80%が望ましいということでしょうから、それに対する率でわかると思うので、もし検討いただければお願いしたいと思います。

**○甲斐森林経営課長** これにつきましては、検討させていただきます。

**○高橋委員** それから、未利用木質バイオマス産業の育成というのがあるんですけど、主な指標の実績でいくと、目標値の420ですか。ちょっと見方を変えてお尋ねしますけれど、けさの新聞でしたか、来年から買い取り単価がぐっと下がるんでしょう。

だから、木質バイオマス発電の駆け込み建設

が進んでいるような記事をちらっと見たときに、一方で輸入廃材がふえているらしいんですよ、いわゆるパームヤシです。いろいろ補助を出して、環境森林部も木質バイオマス発電を推進してきました。そういったところで、輸入廃材を活用している現状はないですよ、まずそこを確認します。

**○三重野山村・木材振興課長** 県内の木質バイオマス発電施設、大きく分けて4施設ほどございますが、この中で輸入の資材のパームヤシ、一部燃料で1割程度ということでございますが、例えば日南市の電力会社におきましては、一部はパームヤシを燃料の関係で入れているというのはございます。

**○高橋委員** 石炭混燃だとは知っていたけれど、それに廃材プラス外国の輸入廃材も含まれているということなんですよ。わかりました。

私は、それは規制をすべきじゃないかなと思ったりするんですよ。何のための循環型なのか。もちろん海外の廃材を燃やすからいいじゃないかと単純に思いがちですが、ただ海外ではパームヤシを植えるために森林を伐採していくから、結局は環境破壊になっているということらしいんですよ。補助まで入れているところだから、そこは行政で何らか言うべき立場があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

**○三重野山村・木材振興課長** 大きくは、もともと脱原発という流れから、再生エネルギーの利用を進めていこうということで、FIT制度ができ上がってございまして、その中で天然由来の資材を使っていこうということで認められてきた経緯がございます。

その中で、木質系ということで、私どもで言うと未利用木材でございまして、先ほどのパームヤシということもございまして。その中の1つ

の категорияとして扱われているというところはございます。

私ども、未利用木材は、価格面でおきましては、例えば経営計画をつくっているものであれば32円、そうでないものでございまして24円ということで、比較的優遇はされている状況でございまして。それに対して、パームヤシというのが11円というところで、かなり価格は下げて、そこは差別化がされていると考えてございまして。

パームヤシの扱いを規制すべきではないかという話、実は私どもも、例えば、県内製材事業者の側からもそういった話を聞くことはございまして、当然、県民感情といたしましては、そのところまで救うものじゃないんじゃないかというところはあるのは承知してございまして。とはいたしましても、全体の制度の中でのものでございまして、なかなかちょっとそこはしんどいかなと思います。

ただし、全体で申し上げますと、パームヤシの肩を持つわけじゃないんですが、パームヤシももともとは利用されていなかったものが利用されるようになったので、捨ててあるものが使われるという意味では、地球全体の大きな物質循環という中ではしっかりと使われているのではないかと。

ただ、費用負担のところ、例えば日本国民がその部分を負担することについてどうなのかということだと思っておりますので、そこは私ども国内のこれからの価格改定の議論というのをしっかり見守っていきたくてございまして。

ちょっと答えになってございませませんが、申しわけございません。

**○高橋委員** 宮崎県政レベルでどうのこうのという結論は出しにくいと思うので、そこは考慮しますが、搬出コストなんですよ。結局、コ

ストのかかるところから未利用材を持ってくるよりも輸入したほうが安く上がるから、そういうパームヤシの輸入がふえているらしいです。

課長が地球規模で考えればとおっしゃいますが、いろいろ見方はあるわけで、さっき申し上げましたように、一方では森林破壊につながっているということも聞いたりしますので、そこはいろいろと議論するところでしょうけれど、私は補助金を入れて木質バイオマス発電所をつくった、それは県内の未利用材を使おうという推進が背景にあったわけですね。そこはしっかり踏まえていただいて、何らかの意見交換なり、今後、そういった場を私はつくっていくべきじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討してください。

**○三重野山村・木材振興課長** きちんと伝えていくべきということでございますので、私どもも国との相談の中で、そういった声が地元から出ていると、これに対してはどう考えたらいいんだということは話をしていきたいと思っております。

あと、誤解のないようにお伝えしておきますと、県内で木質バイオマス発電を稼働したことによりまして、確実にこれまで未利用であったものが出されるようになってきているというのは確かでございます。全体で県内で未利用なものというのが26年度末に調査をした結果、大体80万トンほどということでございましたが、そのうち40万トン近く実際に利用されている、50万トンに近づこうとしているということで、大まかに県内の未利用なものが使われるという仕組みはできてきたのかなと考えてございます。

先ほど搬出コストの話がございました。このところは、確かに私どもも非常に課題でありますし、バイオマスだけでなく、木材全体の課題でございます。確かに、ここを乗り越えて

いかないと、海外輸出だとか、そういったところに対しても海外勢と戦いづらいということはございますので、私どもも川上、川下を通し、道も含めて、しっかりくみ上げて、県内の資源がしっかり回っていくことに持っていきたいと考えてございます。

**○濱砂委員** 13ページの林業長期計画の合理的な原木供給体制の整備というところなんですけど、ここで林道開設8キロ、作業道開設86キロというのが支援策で出ているんですけども、1回、山腹の崩壊の原因は調査をされたことがありますかね。

**○廣津自然環境課長** 山地災害の原因に作業道がなっているんじゃないかということで、崩壊地の中で、そういった作業道が原因になっているものがどれくらいあるかという調査自体は現在のところしておりませんが、数年に1回ぐらいはそういった現場も見られることがございます。

**○濱砂委員** 今回の補正に出ているところも、実際、昔、作業道を掘っているんですよ。先ほどの搬出費用の話がありましたけれど、山の出し方が変わって、全部作業道を掘って、短いトラックで運び出すんですね。それはわからなくてもないんですが、作業道にメーター2,000円ぐらい助成金が出ているんじゃないかなかったですかね。

**○甲斐森林経営課長** 作業道につきましては、現地を査定したりしながら補助金を出すという部分と、定額で補助金を出すという部分とございます。

**○濱砂委員** これは、メーターでどのくらい金額にして出ているんですか。

**○甲斐森林経営課長** 森林作業道につきましては、メーター\*1,000円、それから、林業専用規

※24ページに訂正発言あり



格相当につきましては、メーターあたり2万5,000円です。

**○濱砂委員** 12ページの山地治山、復旧治山事業が25カ所出ているんですね。予防は別として、作業道を掘って、そこから水が浸透して、耐え切れなくなって流れていくというのがたくさんあるんです。要は、架線を出していたものが、作業道をずっと掘って行って、今回もまだ86キロ掘るわけでしょう。ここから山が崩壊していくというのが現実としてあるんですよ。

これは1回調査をされたら、今までの山腹の復旧事業も調査されてみると、現地の人に聞くとよくわかると思います。ですから、架線を出していたものが作業道に変わっていった。搬出の経費が安くつくということもあるんですが、架線のほうに助成金をつけて——昔はワイヤを張るのはヤエンと言っていたんですね——こちらのほうに助成をつけて、そしてやっていったほうが、後の山腹なんかの崩壊につながる可能性が非常に低いです。

掘れないところは、架線で今でもやっているんですよ。ちょっと搬出のコストが高くなる。それだから、作業道を掘っています。しかも、これは補助金を出して、作業道を掘らしているわけですから、架線のほうに補助金をつけて、なるだけ山を壊さんようにしたほうがいいんじゃないかということなんですが、どうでしょうか。

**○三重野山村・木材振興課長** 架線のほうの技術についても、しっかりやるべきというお話だと思います。まず、事業者に対する支援ということでございますが、もちろん車両等の部分だけではなくて、架線で集材する、今はタワーヤーダという高性能林業機械がございしますが、こういったものに対する支援というものも行って

ございます。

特に、県北地域に行きますと、傾斜が急というところで、架線技術で出さないと、なかなか厳しいというところもございしますので、そういった方々の技術もしっかりと事業のほうで支援する。

また、これらの技術支援ということで、そういった方々の架線の技術指導というのも行っているところでございます。

先ほどの濱砂議員がおっしゃられた、道つけによって、かなり林地が傷むのではないかといった御指摘はもっともでございますし、私どものほうも事業者に対する路網開設のときの環境配慮の支援もやってございますし、そういったところは事業者側も一部の事業者でございしますが、環境に配慮した伐出方法というのを広めなきゃいけないんじゃないかという問題意識もかなり高まってございます。

県内、ひむか維森の会という団体がございまして、これは素材生産事業者の自主的な集まりでございしますが、こちらは伐出に当たってのそういった環境配慮をした道つけというのを非常に積極的に取り上げている団体でございまして、

ここが取り組みをどんどん広げようとしておりまして、実は今週末、9月23日に全国的なサミットというのを宮崎で行うこととなりますので、そういったことも契機といたしまして、事業者には自分たちの事業がそういったことに配慮しないと、なかなか事業の継続性にも事欠くということを私どももしっかり伝えて、事業の面でも指導の面でも、なるべくよい方向に事業が回るように進めていきたいと考えてございます。

**○甲斐森林経営課長** 先ほど、森林作業道のメーターあたり1,000円と言いましたが、訂正をさせていただきます。1メーターあたり2,000円と

いうことでございますので、訂正をお願いします。

**○瀆砂委員** 先ほどの作業道の件なんですけど、奥山のほうは別として、里山は本当に物すごいですよ。ちょっと値段が上がっているから、個人業者が買い取るものですから、そんなことは言っちゃらんです。とにかく安く搬出するように、山ごと買うわけです。とにかく安く搬出せんと、業者がもうからんわけですよ。だから、とにかく出しやすいように、コストがかからないように、めちゃくちゃな道路を掘っているんですよ。

そういうものをみすみす見とっていいものか、必ず崩壊しますということなんです。だから、そっちを規制する方向で、片方では架線搬出を進めていくという方向をとったほうが、将来において、復旧工事をやるぐらいなことになるとすれば、可能性はかなり高いと思います。その辺をまた考えていただけませんかという話なんです。

**○三重野山村・木材振興課長** 御指摘の点、環境森林部の中でも、大きな課題と考えてございまして、まだ、その具体的な対策というのをお示しする段階にはないんですが、そちらについては関係課とも相談をしながら、一方では事業を伸ばしつつ、事業を継続させていくということを実現していけるように検討していきたいと考えてございます。

**○甲斐森林経営課長** 先ほど言われました作業道開設につきましても、作業道開設の作成指針というものもございまして、そういうのを十分事業体にも指導しながら、壊れない丈夫な道をつくるよう指導していきたいと思っております。

**○日高副委員長** 瀆砂委員の関連なんですけれども、美郷町の耳川のところが伐採による斜面崩

壊をしているんですよ。御存じだと思うんですけど、あれも山腹に作業道があって、落ちて、山がぼんと切れているわけですよ。これもその状況が結構長い期間、1年以上、ブルーシートをかぶったまま。あれは事業主体は公社だったと思うんですよ。

調査はされるのが当然であると思えますし、急峻なところは、伐採をして、また植林なんかしていたと思う。芽が見えないですから、わからないです。あんな急峻なところを伐採して、また植林しても、余計危ないんじゃないかなという気もするんですよ。ああいう急峻な山肌というのは、将来、どうあるべきなのかというのはかなり難しいかなと思うんですけど、県はどう考えているのか、その辺を伺いたい。

**○黒木みやざきの森林づくり推進室長** お尋ねの美郷町西郷区のところになりますけど、大内原ダムのすぐ近くになります。そこに林業公社が帯状伐採というのをやりまして、そして伐採した跡地に植林をしております。

今回、崩れているところは、平成28年9月の台風16号により災害を受けたわけなんですけど、帯状で伐採しているところではなくて、残っているところ、残存地帯と言っておりますが、そこが長さ約200メートル、それから幅約20メートル、面積にして0.23ヘクタールぐらいと聞いておりますが、そこが流出したという被害になっております。

植林したところは、ほとんど災害になっていないところでございますが、この後どうするかなんですけど、土地所有者が美郷町ということでもありますので、公社が美郷町と協議しまして、美郷町が治山事業のほうで申請をしているところでございます。約500万をかけて、今から山腹緑化の工事をしていくと聞いています。

ろでございます。

○日高副委員長 ああいう急峻なところも、今後、伐採をしていくのか。私は、あれをやったら、また同じ現象が起きるんじゃないかなという心配があるんですよ。大雨も降りやすい地域で、327号沿いは、福満次長も御存じですが、今もどんどん伐採しているんですよ。今、伐期だからやっているんですよ。

これはいつどこで起きてもおかしくない、インフラが傷む可能性が相当あるんですよ。その辺というのは、ある程度、県が監視とかしないと、将来厳しいかなと思うんですけど、その辺というのはどう考えますか。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 台風16号による被害だったわけなんですけど、田代の雨量計によりますと、日雨量で485ミリという非常に激しい豪雨だったと聞いておりますが、公社としましても、委員がおっしゃるとおり、傾斜も急だったということで、今後、帯状伐採とか、そういう伐採をする場合には気をつけて実施したいと公社のほうも反省をしておりますので、その辺を踏まえながら、今後、県としても指導していきたいと思っております。

○日高副委員長 検討するのはいいんですけど、ダム管理者とか、困るんですよ。あんなに土砂が流れてきて、流木みたいになるんですよ。今度は、濁ってしまって、河川の組合が魚がとれんようになったんじゃないかとか。

それは山の問題だから、公社と美郷町がやるんですけど、川の問題は河川のほうで、これは県土整備部になるんですけども、その辺が何か曖昧というか。だから、いろいろそのための対策というのはなくちゃいかんかなと思うんですよ。今回、検討するというものでいいのかなと、ちょっと心配しますね。

○福満環境森林部次長(技術担当) 委員御指摘の美郷町の現場というのも、無理な伐採があったんじゃないかということで御心配されると。我々も重々そういう心配をしているわけですけども、山の山地災害防止機能が保たれるためには、きちんとした手入れをしていくことが大前提ですし、危険なところについては伐採を控えるという選択肢もあろうかと思えます。

だから、そういう急傾斜地で、崩壊のおそれがあるところについては極力伐採を控える、あるいは間伐にとどめるとか、そういった施業が必要になってくると思いますし、市町村の権限で伐採届が出てくるわけですけども、その際には環境に配慮した伐採方法というのをきちんと市町村ができるように、指導を県のほうでもやっていって、未然にそういう危険なところについては保護樹帯を設けるとか、あるいは伐採を控えるとか、そういった指導をしていかないといけないと思っていますので、今後、指導を徹底していきたいと思えます。

○山下委員 山腹崩壊の話が出ていますが、13ページの先ほど濱砂議員も触れられましたが、この林道開設は舗装まで入っている林道という認識でいいんですかね。

○甲斐森林経営課長 森林基幹道という林道等につきましては、一応舗装も一緒にやると。後でやる場合もあるんですが、同時に舗装して林道をつくるという場合もございます。

○山下委員 林道8キロと作業道が86キロが完成したんでしょうけれども、作業道もそうですが、希望というのはかなり出てきているものですか。

○甲斐森林経営課長 森林路網につきましては、森林路網ネットワークというか、こういう幹線があって、それから作業道ということで、計画

的に林道等はある程度の期間を置いて開設するという形でやっております。

それと、作業道につきましても要望をとっておるんですが、まだまだ奥地まで行っていないところもございまして、それについては要望が出ているという状況でございます。

○山下委員 作業道で、先ほどの答弁で1メートル2,000円というのがありましたが、これはずっと変わっていないんですかね。

○甲斐森林経営課長 もともと作業道というのは、昔、森林整備のほうでも造林作業道とか間伐作業道とか抜いておまして、それはメーター5,000円とか6,000円とか、査定をしながら、そういう金額であったんですが、今回の森林作業道というのは間伐の搬出専用の簡易な作業道ということでございまして、これについては定額のメーター2,000円でございます。

○山下委員 十何年前だったと思うんですが、私も都城で奥山があるものですから、森林組合の人たちが作業道を奥までずっと入れていく作業に立ち会ったことがあったんですよ。そのときも多分2,000円ぐらいだったと思うんですが、結局、ずっと作業道を入れていくと、どうしても谷の沢あたりのようなくぼみのところもありますよね。そうすると、そこから水が道路に横断するわけですから、U字溝を入れていきたいと。

小さなU字溝を入れていくんですが、メーター2,000円という中で、非常に予算的に厳しいと。そんなことで思うようにU字溝も入れられないという話を聞いておったんですが、そういうことがあって、1つはU字溝の10センチか15センチぐらいの狭いものだったんですが、もうちょっと大きいのを入れたいんだけどといっても、予算がなかなかとれないと。そんなことで将来

的に作業道が原因で山腹崩壊につながる現状というのがあると思うんですよ。その辺の現場の認識は、どれほどされているのかなという思いなんです。

○甲斐森林経営課長 先ほど作業道という中で、森林作業道とか林業専用道規格相当とか、ある程度、上のレベルとかございまして、それは現場の状況とか、そういう利用区域等も十分把握しながら、それに応じた規格ができる道づくりというのは十分現地では指導ができるんじゃないかと思います。

○山下委員 十分現場を見て、山腹崩壊につながらないような施策をやっていただくとありがたいと思いますけれどね。

○後藤委員長 それでは、ここで休憩に入りたいと思います。1時15分に再開したいと思います。よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

---

午後1時12分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、その他報告事項についての質疑はありませんか。

○来住委員 11ページ。写真説明で、左の下の2月13日の土呂久公害のテーマで研修が行われているんですけど、このときは何カ国何名ぐらいが参加をされているのかなと。見る限りでは、イスラムの方々がお見えになっているのか、ちょっとわからないんですけど、教えていただきたいと思いますが。

○川井田環境管理課長 マレーシアの方々です。人数については調べさせていただきます。

○来住委員 マレーシア1カ国ですね。

○川井田環境管理課長 はい。

○来住委員 今後は土呂久の問題などでのそういう研修とか、予定はあるのかなと。

○川井田環境管理課長 本年度もJICAの研修が計画をされておりまして、まだ日程が決まっておられませんけれども、例年2月ごろではないかと思っております。

○来住委員 よく知らんで申しわけないです。マレーシアでも、土呂久と同じような公害などがあるのでしょうか。

○川井田環境管理課長 具体的にヒ素の公害というものはございませんけれども、近くのタイとか、ミャンマーとかいうところではヒ素の公害がございます。マレーシアに至りまして、それに近いような、ほかの重金属の鉱山関係の公害はあろうかと思っております。

そういうことで、保健省の方々もそういった疾病に対してどう対応するのかというのを、具体的に現地に行っているいろいろ勉強されているということがございます。

○来住委員 もう一つ、21ページですけど、野生鳥獣の被害状況の報告があったんですが、それで26%減少したと。非常に大きいと思うんですが、これは金額で26%減少したとなっていて、被害件数はつかんでいらっしゃらないのでしょうか。

これは、農作物はこうでしょうけれど、特用林産物、それから人工林の26年、27年、28年度の金額はわかっていますけれども、件数がわかたら教えていただければありがたいと思うんですが。

○廣津自然環境課長 この調査については、市町村が集落等から聞き取りとかしまして、あとJAとか森林組合とかからの聞き取りとか、そういったものを取りまとめたものです。基本的には、被害面積に評価額を掛けて被害額を出し

ておりまして、件数が幾らでという取りまとめたものは手元に今現在ございません。

○来住委員 わかりました。

もう一つ、22ページのほうに、被害額の増減の要因として3つ掲げられているんですけど、例えば、②についてのシイタケで防護柵だとか、そういうものが進んだと。それで、例えば、「シイタケで防護柵や人工ほだ場の設置が進み」となっているんですが、例えば、防護柵が平成28年度はどのくらい進んだのかなというのが1つ知りたかったのと。それから③の人工林についてもそういう記述がされているんですけど、具体的な数字がわかっていらっしゃいますか。

○三重野山村・木材振興課長 まず、特用林産物のほうからお答えさせていただきたいと思います。

28年度は、防護柵については全部で5,575メートル、支援をさせていただきました。

○廣津自然環境課長 人工林のほうですけど、鹿に備えた柵ということで、28年度で485キロメートルと。

○来住委員 例えば、特用林産物のほうですけど、5,575メートルと言われましたけれど、これは管理が大変だろうと思うんです。具体的にはそれは、協同組合であったり、また個人がされたりしていると思うんですよ。

そういう意味で、管理がどうなっているのかなというのが1つと。もう一つは、5,575メートルというのは、これは28年度がそうだったと思うんですね。そうすると、今までの延長とか、そういうのはつかんでいらっしゃらないのかな。いずれは壊れたりして、現に使いなくなって、効力を発していないところもあつたりすると思うんですけど。実は僕は都城のほうで、高千穂の峰の近くの鹿の対策をしたことがあるんで

すけれど、草のつるが繁茂しますから、そうすると台風時期になると、管理しないと網が倒れたりするんですね。そういう点で非常に苦勞をされていたんですけれど、そういうこともあったものですから、今、お聞きしたところなんですけれど。

**○三重野山村・木材振興課長** まず、管理のお話でございます。私ども、特用林産物の場合は、基本的に山の中の個々のシイタケ農家さんのほだ場の周りを囲むという形にしてございます。シイタケの栽培ということでございますので、日常的な管理の中で把握していただいていると考えてございます。

それから、あと全体の今までの累計はということなんですが、申しわけございません、手元のほうにそれは御用意してございません。

**○川井田環境管理課長** 先ほどの来住委員の御質問の土呂久のJICAの研修で、人数はマレーシアから10名の参加でございます。

**○濱砂委員** 先ほど作業道の話をしましたけれど、作業道は昭和50年の始まりぐらいに、非常に山間僻地にとってはいい道路だったんですよ。家に道がないものですから、作業道で掘って行って、それを私道にし、そして市道に変えていったという経過もあるんですが。だから作業道が果たしてきた役目というのは非常に——最初から作業道が悪いと言っているんじゃないですよ——大きなものがあるんですが、私が作業道と言うのは搬出道路なんですよ。

しっかりした業者さんだけじゃないものから、そんな人たちが隣まで勝手に切っちゃったりとか、そういったトラブルも出てきているものですから、そこら辺はちゃんと監視をしてほしいなというのがあったんです。

当時、昭和五十二、三年の山の単価というの

は立米2万5,000円ぐらいしていましたから、1ヘクタール売ると大体1,000万円以上、すると1町分ずつ切って売っていけば、1年間の生活ができたという時代だったんですね。

山間僻地については、作業道の効果というのは非常に高かった。ちゃんとした作業道はどんどん抜いてもらわんといかんですが、最近の縦横無尽にどこでもここでも掘っていく、あの道路の話をしたものですから、そこは誤解のないようにお願いいたします。

**○井上委員** 6ページと15ページと大体似たようなものなので、15ページに基づいてお聞きしたいんですが、森林づくり応援団の育成というところがあるわけですが、企業の森林づくり協定締結はずっと3企業ですか。

**○黒木みやざきの森林づくり推進室長** 28年度に締結した企業は3企業ということでございます。

**○井上委員** そうしたら、企業による森林整備の保全協定面積累計は。

**○黒木みやざきの森林づくり推進室長** 累計で32企業の44件が累計でございます。

**○井上委員** ぜひ、これを広げていただいて、そしてステータスのある宮崎の企業だと絶対に山を持っていると。自分のところの名前のついた山を持っているというようなのをやっていただいて、岩手に行ったことがあります。岩手では、それが1つの企業ステータスと考えるところもあって、目標値というのを幾らに立てるのかというのは難しいのかもしれませんが、企業の森林づくり協定締結は、企業として環境に非常に意気込みがあるという宣伝にもすごくいいので、企業の森林づくりをもっと強化していただけるといいなと思うんですけれど、今はどういう状況なのか。それとそれを強める

のにはどうしたらいいのかというのはどう考えておられるんですか。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 委員がおっしゃるとおり、積極的に企業の森林を進めていきたいということでございますが、今のところ、29年度につきましては、また同じ3件ぐらいかなと感じているところです。いろいろ企業を回りますと、企業の森林づくりの協定をいたしますと、特別室で知事との協定の調印式をします。それがちゃんと新聞とかテレビにも出ると。それを期待して、ちょっと頑張ってみようかなとか、検討してみようかなという企業もありますので、どんどん県のほうからも森づくりコミッションと連携しながら、強力で推進をしていきたいと思っております。

**○井上委員** 何かがあったときには、宮崎の木を使おうというところまでずっと広げていくのに、一番、企業の森林づくりというのは大きなポイントになると思いますので、これは強めてやっていただきたいと思います。

それと、今度は23ページの誤伐、盗伐対策に関する協定についてなんですけれど、これは県と市町村、林業関係団体、県の警察本部が連携して迅速に対応すると書いてあるわけですが、まだ1カ月ちょっとしかたっていないけれども、具体的な動きというか、これを今後どう進めていくのか。

そして、私はよく、宮崎市に分収林も含めてですけど、山をぐるぐる回ってみると、切った木は切りっ放しというところがすごく多くて、誰がどんなふうにかわらないところがあったりして。

災害があるたびに、もっと山のほうを見てくださいと、私は言うんですけど。上を見ないと、自分たちの今起こっている災害の現状の本

当のところが見えませんよと申し上げるんですけど。だから誤伐、盗伐されること自体が、山の管理そのものができていないということでもあるので。前から山を誰が持っているんだということも含めて、きちんとそれをしていくということが進められるためにも、これは事後対策でしかないかもしれないけれども、具体的に動くことは大変いいなと思うんです。1カ月しかたっていないので、今はどういう状況なのかがちょっとわかりませんが、これをどう進めていけるのか、そこをお聞かせいただきたい。

**○甲斐森林経営課長** 今回、誤伐、盗伐が非常に多くなっているということから、市町村、伐採事業者、それから森林所有者と、大きくは県、市町村、それから林業団体、県警察本部ということで連携を組んで、そういうパトロール等の強化とか、あと指導に積極的に進もうということで、協定を結んだところでございます。

約1カ月ほどたちまして、その中で既にパトロールをやっている地域もでございます。10月頭にも、こういう誤伐と疑われるようなところを警察と一緒にパトロールするというので、事前に報告が来ているところでございますので、そういう事業者の方の指導、それから現場で、流出しないような指導も含めてやっていこうと、現在、進めているところでございます。

**○井上委員** 警察と協力した伐採パトロールとなっているんですけど、これは誰が行くんですか。警察と誰が協力するのか。林業関係団体なのか、市町村なのか、県なのか、誰なんですか。

**○甲斐森林経営課長** 伐採パトロールというのは、活性化センターというのがもともとはございまして、市町村、森林組合、それから事業体も含めて、一緒になってそういうパトロールを今までやってきたんですね。それに今回新たに

誤伐とか、流出等のおそれがあるようなところとかありましたら、警察も一緒になって、そういうところを現地を選定しながら一緒に回るといふ形にしたところでございまして、一緒になって現場のほうへ行くという形でございます。

○井上委員 山を切ろうとするときには必ず届けを出してとかと、そこがきちんとなっていないと、伐採業者が誤伐、盗伐をする可能性があるんですけれど、そこは今はどうなっていますか。

○甲斐森林経営課長 委員が言われますように、宮崎市が非常に多かったということで、宮崎市のほうは今の伐採届に字図とか登記簿謄本とか、地域の方の承諾なんかを取り寄せてやっていこうということでございました。

今回、こういう協定も結んだんですけれども、県としましては、伐採届の事務処理のマニュアルというのを整理しまして、県下一円で基本的にはそういう考えのもとに届け出をやっていこうと。市町村によっては若干の差はございますが、こちらから向こうに行って飛び火しないような形、要は県全体が1つの流れの中で届け出をやっていこうという方向に方針を整理していこうと、今、取り組んでいるところでございます。

○井上委員 以前から、宮崎の水源を守ろうということで、簡単には宮崎の山を買わせないぞということ、それから山を壊さないようにしていくということについては、真剣に宮崎県は取り組んできたので、そのノウハウも含めて、そこが一体的に管理がきちんとしていけると、これも生きてくる。警察の皆さんもちょっと大変かもしれませんが、御協力をちゃんといただけるように、警察も忙しい方たちなのであれけれども、ぜひこれは強めてやっていただ

けるといいと思いますし、ほかの意味でも山の管理というのが手厚くなっていくのではないかなと思いますので、強化していただければと思います。

それと、先ほど高橋委員からも出ましたけれど、再造林率を80%にというお話がありましたが、市町村が市町村の分収林にかかわっていますよね。そこは物すごく山に協力的なところと、そうでもないところと、市町村でも温度差があるのかなと思わざるを得ないところもあるんですが、分収林全体を見たときには再造林ってどうなんですか。

言いつらいかもしれないけれど、そういうのをまだとっていないですかね。

○甲斐森林経営課長 今、言われるように、切ったらすぐ植える、80%というのは県全体で計画して進めているところなんですけど、例えば、市町村が分収林を切られた後に、後をどうするかというきちんとしたデータまでは今手元にはないということがございます。

○井上委員 山の管理は県がするだけではないので、各市町村を含めて山に関心を持つ、山をしっかり守ることが——松形知事を思い出すと、国土保全奨励制度と言われていたが——災害を減らすことができるということは明らかなので、管理を市町村と一体となってやっていっていただけるように、少なからず予算書を見たときに、その程度の予算は組まれているぐらいのことは期待をしたいなと思うんです。そこについても機会あるごとに市町村に対するアプローチをお願いしたいなと。再造林元年と県が言っていることはよく御存じだと思うので、そういう意味では御自分たちで歩いていただきたいと思うんです。だから宮崎市の分収林で目立ってひどいところについては、市長みずから来ていただい



て、見ていただいたりもしたことがあるんですけど。だから、そういうことはこうだからこうで、だからこうなりますみたいなことをきちっと頭の中に入れておいていただくといいと常々思いますので、後追いで管理するより先に管理することが大事なのかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

エコクリーンは、できるときにもいろいろ議論はありましたが、いよいよ県の関与を離れるときが来たんだなと思います。それで、長い歴史の中でいろいろな御苦勞もあったと思いますが、今、起こっている裁判のことについては、県も想定していたような動きであると理解しているんですか。

**○天辰循環社会推進課長** 今回、一審の判決が出たわけなんですけれども、おおむねそういった施工管理をやった業者に対する内容は認められた部分はかなりありますが、直接の工事をやった業者に対しては過失が認められないということで、確認ができなかったのが、今回の損害賠償対象になっておりません。

これについては、公社のほうとも、また担当弁護士さん、市町村とも話をしてきたわけなんですけれども、公社としてもそこはまだ十分納得いくものではないということで、今回、控訴をしたということです。県も同様の考え方で、公社を支援していくことは変わらずやっていきたいと思っております。

**○井上委員** ぜひ、公社を支持して、きちんとやっていただいて、そして、宮崎市にきちんとこれからも運営していただけるように。この場所がなくなるということはちょっと考えられないので、私も宮崎市に住んでいるわけですが、ごみを出さないで暮らすということは不可能ですので、そういう意味で言うと、丁寧に

議論しながらというか、今回の確認書をしっかりと、きちんと守ってやっていけるようにしなければならぬと思うんですね。

これで関与が終わったので終わりですよとなるのか、それともそういう意味での市町村の悩みも含めて聞く余地があるのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

**○天辰循環社会推進課長** 委員のおっしゃるとおりだと思います。確かに、15年たちまして、平成32年で県の公共関与としてのかかわり方は一旦そこで終了いたしますけれども、1つには先ほどの裁判の関係は継続していきます。当然、公社としてはなくなりますけれども、清算法人なり、そういう形でいきますので、県がしっかりと、当然、関係市町村と一緒にやっていると。公社の理事会そのものが、県の部長、それと各市町村長で構成されておりますので、総意をもって運営していくと。

当然、今後は一般廃棄物処理施設として残るわけで、当然県央地区の住民の方々の方々の大切な施設でありますので、県としてもそれは全く関係ないということではなくて、産業廃棄物施設としては供用しなくなりますけれども、一般廃棄物施設として、市町村とそこは常に一緒にやっていきたいということは、間違いなく考えております。

**○井上委員** 中身については、私も入らずに意見だけ言わせていただいているんですが、確認書ができるまでが大変だったと思いますので、確認書をお互いがしっかりと守っていくことを大切にしながら、これからもエコクリーンを支援していただければと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

**○天辰循環社会推進課長** ようやくここまでたどり着きましたので、確認書の内容をしっかりと

常にお互い確認しながら進めていこうと思っております。よろしく願いいたします。

○山下委員 14ページなんですけど、プロモーション推進事業でそれぞれの首都圏にトップセールスをされておるみたいなんですけど、ここに海外フェア等への出展5回ということが書いてありますが、具体的にどこの国でしょうか。

○日高みやぎきスギ活用推進室長 プロモーション事業におきまして海外フェア出展と申しますのは、昨年、韓国におきまして、日本の在来軸組構法を普及しようということで、韓国北部のソウル、それから南部の釜山におきまして在来軸組構法のセミナーを韓国で5回ほど開催した実績でございます。

○山下委員 それで16ページの上の段の写真かな。韓国だけでやっているんですよね。

これは、大体10分の1ぐらいの組み立て実験で、韓国で戸建ての木造建築だろうと思うんですけど、私も何年か前に1回行って、県産材を使った住宅工法を見たんですけど、今、輸出は丸太で行ったものが現地で加工されているのか、製品が行っているのか、どっちなんですか。

○日高みやぎきスギ活用推進室長 現在でもそうなんですけれども、中国、韓国、台湾は、原木輸出が盛んに行われているところがございます。ただ、国産材供給基地の宮崎県としましては、原木であれば1万円そこそこ、製品であれば五、六万円、これを住宅部材として設計して、なおかつ建てられる直前のプレカットまでしますと、立方10万円ということになります。中国、韓国、台湾の中で、日本と同じ在来軸組構法の文化が現在でも残っているのは韓国ということで、柱とはりで組み上げる方式の木造住宅が、いまだに残っております。

ただ、朝鮮戦争以降、韓国はアメリカのツー

バイフォー住宅が入っております、木造住宅1万棟のうち8,000棟ぐらいがツーバイフォーで建っていると。残り2,000棟ぐらいが韓国の伝統的な建物等ということなので。ただニーズとしましては、韓国の伝統的な建物に近い日本の在来軸組構法というのは、行って実際にディスプレイしますと非常に人気が高いということで、ある程度、原木ではなくて、県内で製材加工してお金を落とし、雇用もふやした上で、付加価値の高い製品として送る取り組みを強力に進めているところでございます。

○山下委員 わかりました。日本建築と同等の戸建て建築ニーズがあるということなんですけど、今、韓国経済もかなり富裕層がふえて、アジアナがまた週5便だったかな、冬場からふやすということで、いろいろ聞いてみると、富裕層がふえて、冬場、特にゴルフでこっちに来るお客さんがふえてきたということで、非常に韓国も経済が安定しているんだと思うんです。韓国の中で日本の材を使った建築というのは富裕層がつくるんでしょうか。建築単価とか、そういうのはどう判断していますか。

○日高みやぎきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおりでございます、いわゆる韓国のハノクという柱とはりです。これは現地で大工さんが組み上げる建物ですが、非常に規模も大きくて、柱も日本の柱の倍以上あるような建物なんですけど、ただ日本と違ってプレカットが導入されておられませんので、工期も1年近くかかると。建物につきましても5,000万以上ということで、現在のハノクは、富裕層の建物ということになっております。

ただ、日本の方式でプレカットで持っていくと、価格も半分、それから工期もかなり短縮できたものができますので、そういった点の

有利性をPRしているというようなことでございます。

**○山下委員** 韓国は、松形さんが知事時代に、我々は青少年で日韓友好の事業で行きよったんですが、韓国は当時、ほとんどはげ山で、松の苗を我々も植える事業をやった記憶があるんです。もともと杉というのは寒いところですから、余りないんですよ。

**○日高みやざきスギ活用推進室長** 韓国につきましては、針葉樹の90%が御承知のとおり赤松、マツタケがよくとれるということで、90%が松の森林資源になっております。たまたま、私は団体を通じて韓国のほうに赴任していたところでございますが、もともと歴史的に見ますと、大変風の強いところございまして、防風林として杉が植林されていることがございます。

それから、日本統治時代に、韓国本土の一部の地域では杉とヒノキが植栽されている部分も残っているという状況ですが、割合としては10%以下のわずかな割合で、ほとんどが松ということで御理解していただいていると思います。

**○山下委員** もともと木造でやろうというときに材がないということで、日本の杉に魅力を持って、宮崎県としては輸出が始まったんだらうと思うんですね。

それはそれでチャンスだろうと思っておりますので、さっき言われたように、丸太で送るより、こっちで製品化して送ったほうが経済振興にもかなりなるんでしょうけれど。

今後の方向として、同じく14ページの中で、大径材関係の今は長伐期制になってきて、60年生以上の材がほとんど出てくるようになります。一時期、長伐期制に移行した中で、宮崎県は、日本一という製材工場群があるところですが、なかなか大径材をひく製材所がないということ

だったんですが、今、宮崎県の製材工場というのは大径材を何ぼでもひいていけるような体制が整っているんですかね。

**○日高みやざきスギ活用推進室長** 通常、大径材というのは、よく現場の声で尺上というふう——1尺30センチを超えるものについて大径材ということで業界では呼んでいるところがございます。現在の県内にある製材工場のラインは、34センチまでは今のラインでひけるということになります。

ただ、34センチから上になると、現在、通常、柱などをひくラインではひけないということになりますと、日向市に完成しました中国木材さんはそれ以上のものもひけるラインとなっておりますけれども、もともと宮崎にある中小の製材工場さんになると、そういった40センチを超えるようなもの大径材のラインというのはまだまだ足りない状況ですので、今後、追加整備をしていく必要があるのかなと考えているところがございます。

**○山下委員** 40センチ以上の大径材というのは大体何年生。

**○日高みやざきスギ活用推進室長** 50年ぐらいで十分になります。特に県南あたりは成長がいいのでなります。

それから、県内の地元の製材工場におきましては、都城、日南の企業さん6社、これは大きいところになりますけれども、根元のほうが50センチまではひける状況にはなっております。

**○山下委員** 以前、大径材にどんどん世の中が動いていく中で、結局、一番我々が山を育てるときに、4メートルの無節の柱をとらないかんということで、80年ぐらいになる木をつくろうという思いがあったんですよ。だけれども、それが流通しなくなった。

それを今は下の根元を切り捨てて、製材にはまるような材に切って出さないといけないと、一番根元の大事なところを2メートルか3メートルかわかりませんが、それを廃棄しないといけないということを聞いていたんですが、今はそういうことはないんですか。

**○日高みやぎきスギ活用推進室長** 確かに、委員御指摘のとおり、昔、柱が見える工法、床の間とか、柱も4面見える工法が真壁づくりと申し上げます。今の住宅というのは、そういった工法じゃなくて、柱を全部中に入れてしまうと、これは大壁づくりと申し上げますが、柱が見える真壁づくりは、少なくなっていると。壁に隠れてしまいますので、集成材でも構わないということで、集成材のほうが拡大しているところでございます。

それにあわせて、おっしゃいましたように、樹木の根元というのは活用されなくなったところでございます。建築用材としてはされなくなっているところですが、最近の伐採現場では、根元はバイオマスのほうで有効活用すると動いてきているところですよ。

**○山下委員** 何とももったいない話だなと思うんですが、せっかく韓国でこれだけの県産材輸出をやっていく中では、CLT工法とか、大径材は集成材にして、より強固なものにしていこうというわけですから、韓国へのCLTの材の技術とか、そこら辺の提案とか、そういうことまではいっていないんですか。

**○日高みやぎきスギ活用推進室長** CLTについては、国内で最近、低層のアパート、そういったものでまずは普及していこうという動きがあって、技術としては韓国でもCLTというのは認知されているところではあります。けれども、まだまだ韓国自体がプレカットの技術もな

ければ、集成材の技術も確立されていない状況でございます。

ですから、委員も御指摘のとおり、技術が確立されていなければ、日本でCLTをつくって持っていけばいいじゃないかということで、将来的にはそういった需要も見込まれてくるのかなと考えております。

**○山下委員** ぜひ、そういう提案をして、少しでも県産材の効率のいい販売戦略をやっていただくとうれしいと思います。

それから、野生鳥獣被害の中で触れさせていただきたいと思うんですが、被害が26%も金額ベースで削減された。一番多いときで被害総額が10億ぐらいあったと思うんですよ。私は、果たしてこの数値が間違いないのかなという思いなんです。というのは、どんどん鹿、イノシシ、猿の生息範囲というのが広がっていると思うんですよ。

実は、まだ2日前の話なんですけど、今回の台風18号は、さほど都城も被害がなくてよかったですと思っていたんですが、ある山間の農家の人から、台風ではやられんかったけれどイノシシでやられたと。台風が過ぎた次の日に、今は色づいてきましたからやられたという話で、今までもやられたことはなかったんだけど、高崎のほうで、かなりやられたという話を聞いたものですから、被害額の実数というのはどこから出てくる数字ですか。

例えば、農作物だったら、農業共済関係があるから、被害の調査というのはそこがやるのかなと思うんですが、この積算というのはどういうシステムの中でされるの。

**○廣津自然環境課長** 農作物の被害額の集計の仕方につきましては、市町村のほうで集落からの聞き取り、あとJAからの被害の聞き取り、

そういったものをまとめて出しております。平成24年に約11億ぐらいありました。

それまでの調査は、有害駆除の許可申請のときの被害額ということで、23年までは4億ぐらいあったのが、それが実態とそぐわないんじゃないかということで、24年度に調査方法を変えて、24年度は実際の集落ごとのアンケート調査をして、その結果が24年が11億ということで。集落からの聞き取り調査というのを市町村でまとめる方法は、24年からずっと同じようなやり方でやっているということです。

**○山下委員** 面積だったら、田んぼで何町歩やられたなというのがわかると思うんですが、金額ベースの積算が本当に妥当な数字かなというのを思っています。

山の造林にしても、せっかく植えて、下払いしながら5年ぐらいたったら鹿にやられたと、もうやる気をなくしたとか、小まめにまた補植し直してやろうという人たちもおられるんですが、これは非常に大きな問題なんですよ。

今、26市町村の中で、鹿、イノシシ、猿の生息調査というのはされていると思うんですが、皆様方が把握されている中では、26市町村の中でも山手のほうからの分布図というのがありましたよね。その広がり傾向というのは、どのように判断されてるんですかね。

**○廣津自然環境課長** 生息調査につきましては、鹿は毎年やっております。

そして、イノシシにつきましては、たくさんの子供が生まれるんですけれど、それが栄養状態によって生き残る数がすごく影響されるということで、生息数を推定する方法が確立されておられません。イノシシについては、生息数という把握はできていません。

猿については、群れごとの活動区域がわかっ

ておりますので、それで把握はしております。

その中で、鹿につきましては、少しずつ生息区域が広がっている状況もありまして、今現在はこれまで鹿がいないと言われていました日南、串間、三股にまで広がっているのではないかということで、昨年から調査をしております。

調査方法としてはカメラを据えつけての調査なんですけれど、その中では三股町と日南市で、まだ数頭ですけれど、カメラに写っている状態で、少し入りかかっているのかなという状況でございます。

**○山下委員** 人口減少で山村集落がどんどん迫りやられているんですが、人間のかわりにそういう鹿、イノシシ、猿がどんどん攻めてくる状況だろうと思うんですよ。中山間地域を守る人たちの苦勞というのは、はかり知れないものがあるんだろうと思うんですが、なかなか決め手がない。これはそれとの闘いだろうなという思いで、この統計も見させていただきました。

ところで、狩猟免許試験のことが、22ページ一番下の⑦で書いてありますが、受験しやすい体制の継続とはどういう取り組みでしょうか。

**○廣津自然環境課長** まず、狩猟試験について、いつやりますよということで、新聞広告でありますとか、市町村の広報でありますとか、ポスターをつくって市町村役場とかに配付して、まず周知するということですね。

それから、試験前に事前講習会ということで、無料で、希望される方に受けていただいて、そこで勉強していただければ合格する確率が高くなるような研修をしております。

それと、狩猟の免許試験の回数ですけれど、以前に比べますと回数をふやして、年3回やっております。会場も宮崎、延岡、都城、人口の多いところもあるわけですが、それ以外の

ところでもやるべきということで、8会場で、皆さん最寄りのところで受けやすい取り組みをしているところです。

○山下委員 狩猟の仕方として、鉄砲、わな、いろいろあるだろうと思うんですが、鉄砲を持ってやる人たちは高齢化の中で少なくなっているんですね。わな猟がふえてきているだろうと思うんですが、一番確実な狩猟の仕方というのは鉄砲だと聞いているんです。鉄砲を持っている人もわなもやられたりするでしょうが、今、県内のわな猟と鉄砲の推移というのはどうなってきているんですか。

○廣津自然環境課長 狩猟の免許を持っている方々というのは、昭和56年ごろが一番多くて、1万6,000人ぐらいいらっしゃいました。今現在は5,700人ぐらいで、3割強ぐらいまで減っております。

その中で、直近の状況で見ますと、わなと銃が半々ぐらいの状況になっていまして、以前は圧倒的に銃が多かったんですけど、わな猟の免許を取る方がふえてきていて、28年度で大体一緒ぐらいの人数になっている状況です。狩猟免許自体を受けられる方も、約8割がわなという状況です。

○山下委員 わかりました。

最後にします。誤伐、盗伐なんですけど、実は10年近く前だろうと思うんですが、都城でも物すごかったんですよ。作為的に間違えたということで、いいかげんな気持ちで切りたくって、泣き寝入りの人たちが多かったんですよ。

当時、私も警察ともかけ合ってくれとのことだったので、警察署に行ったけど、受け合ってくれないんですよ。なかなか相手にも強く言えない。というのは、山の持ち主が自分の境界を主張できないんですよ。だから、そ

こで事件化ができないということ、被害届を出してもなかなかこれを取り締まることのできないという、痛しかゆしの問題だったんですよ。

宮崎で、また今度は大きな問題になって、これだけの協定まで結んでいただいて、これがどこまで実効性があるのかなと思うんですが、これは、法的な整備というのはなされていないんですよ。もしこれが明らかに盗伐だった場合に、刑事処分でもできるものなのかどうか、そこまでの効力はないんですか。

○甲斐森林経営課長 これは森林窃盗罪というのがございまして、その場合は懲役3年だったと思うんですけど、罰金は30万円。これはある程度期限がありまして、3年間の間にきちっと届け出ができておれば、それに該当するような形で、森林法の中に森林窃盗罪というのが法律上はございます。

○山下委員 山はなかなか国土調査が進んでいないので、都城もまだあと何十年もかかるということなんです。今、それぞれ森林組合がGPSで境界をはっきりしていこうということなんですけど、もう待たないだろうと思うんですよ。

まずは、そういうものから先にびしゃっと手だてしていかないと、自分の山の境界というのが主張できないと思うんですよ。そこもあわせて、おくられている部分の整備も急いでいかないといけないのかなという思いなんですけど、多額な予算がかかるということですので、しっかりと対応してってください。

○高橋委員 数字をちょっと教えてください。誤伐と盗伐で、それぞれ件数と面積がわかれば教えてください。

○甲斐森林経営課長 まず、件数からなんですけど、26年が2件、27年が4件、28年が19件、

それから29年が9月15日までで17件ということで報告がございまして、これは市町村のほうに照会しまして調べたんですが、今までで計42件ということでございます。

それと、警察のほうから市町村に対して、伐採届の内容とかの照会等もございましたけれども、あくまでも疑われるという状況でございますので、現在のところは、基本的には誤伐という対応となっております。盗伐というところまでは、まだなっていない状況でございます。

○高橋委員 今の件数は、盗伐、誤伐、ひっくめられた数字だということで、わかりました。

それで、誤伐だから、切った方はそれを認めているわけですよね。ということは、弁償が発生すると思うんですよ。弁償は完済しているんでしょうかね。完済していないといけない気がします。

○甲斐森林経営課長 民民の損害賠償という報告も聞いているところでございますが、中には示談で終わっているところも聞いているところでございます。

○高橋委員 わかりました。誤伐と言え、そこで盗伐は打ち消されますものね。線引きがいろいろ難しい面もあるんでしょうけれども。そこで対策をとられる関係で、協定者に森林管理署がないんですけれども、国有林でも盗伐される可能性はあると思うんですよ。誤伐もあるかもしれない。

割と森林管理署の方々は山に入られますから、いろいろな情報は得られる、対象者ではあると思うんですよ。だから、あれっと思って気がついたんですけれども、その辺の検討はなされなかったのかなと思います、いかがですか。

○甲斐森林経営課長 今回は、民有林の誤伐、盗伐対策ということで検討してございまして。ただ

地域の山会議というのを現在やっております、そういう中には森林管理署さんも入っていただいて、全面的にこういう誤伐とか盗伐対策につきましても、皆さんで未然防止しようという打ち合わせはしております。

ただ、今回の協定の中には、森林管理署さんまでは入れなかったというのが実情でございます。

○高橋委員 わかりました。協定になくても、連携はしっかりととれるわけですから、よろしくをお願いします。

最後にします。エコクリーンの関係で、数字の確認だけさせていただきます。

一審の判決で11億円の支払い命令が出たわけで、18ページの図で確認したいんですけど、県は19億円の賠償請求をしているわけじゃないですか。たまたまでしょうけれど、裁判所が一審で言った11億円の根拠は補強工事のことかなと思ったり、勝手に解釈したりするんですけど、これの図とは関係はないんですね。

○天辰循環社会推進課長 内訳になりますと、若干これとは違いまして、数字が違います。ただ、19億933万円を請求しておりますけれども、判決としましては、例えば、2番目の補強工事等に関するものについては約7億強で、塩化物のほう、4番、5番に関しては概数ですけど3億7,000万程度、合計で11億ということで、建物をつくったものについては当然それは損害だということで満額分認められたんですけど、タンクローリー等で流した対策費については認められなかったとか、それなりの理由がそれぞれございまして、そういった中で減額もした過失割合とかいうのが出まして、11億という数字が出ております。この数字とは、若干違います。

○高橋委員 よくわかりました。ありがとうご

ございました。

**○山下委員** 盗伐関係なんですけれど、私はいい手段というのは、伐採計画を市町村に出しますよね。そのときに、ある程度、隣地の立ち会いをした上での許可にしたら確実かなと思うんですね。

というのは、我々が持っている山の権利証というのは、本当に地図と場所が違ったり、平米数が全然違うんですよね。実測と図面上が全然違うんです。だから、本当に作為的にやりたい人は、どうしてもその図面というのは動かせると思うんですよ。

だから、境界くいがあっても、そんなもの重機を入れますから、どうでもなると。だから、私は一番のいい解決方法というのは、伐採計画が出た時点で隣地の1つずつの確認、境界の立ち会い、それが一番大事かなと思うんですけれどね。

みんな世代がかわって、財産分与が済んでいると、都会におって持っている人もかなりいるわけですから、そういう人たちがなかなか立ち会いができない。であれば、森林組合とか、知人が立ち会いをしていくようなシステムをとらないといけないのかなと思うんですけれどね。検討しておってください。

**○濱砂委員** ちょっと確認させてください。林業公社の分収林契約期間は、最長何年でしたかね。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 林業公社の契約期間ですが、標準は先ほど申しました35年から40年ということなんですけど、最長は契約期間が70年ですね。平成10年度に分収林契約をやっています、それが契約期間70年ということで、最終は平成80年度となっております。

**○濱砂委員** 私も勉強不足だったんですが、山

下議員たちの話を聞くと、大体35年ぐらいが今は伐期だと。70年契約の人たちは、短縮したりとかはできるんですか。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 一応70年以内ということで上限を定めておりますので、短くすることは可能だと思っています。

**○濱砂委員** 割合として70年は結構多いんじゃないですか。私も70年で契約したんです。だから、さっきの話を聞きますと、根元のほうがバイオマスの燃料になると、上のほうは余り大した材にならんということであれば、そういった人たちにも教えてやらんと。継続を依頼しているという話でしたね。

例えば、30年なら30年が来て、それからまたもう一度更新しませんかと、20年なり延ばすと、そういうのはどうなんでしょうか。指導というか、この時期が一番いいですよとかいう連絡はされていないんですか。

**○黒木みやぎきの森林づくり推進室長** 基本的には、土地所有者の意向を尊重しております。所有者にとっては、高く売れるので、今のうちに主伐したいというのが一番多くの意見でございます。

**○濱砂委員** だから、私も知らなかった。七、八ヘクタールぐらい、自分で管理ができんものですから出しているんですよね。知らない人もたくさんおられると思うんですよ。林家の方はわかりますよね。林業者の方々とか、地元に住んで、もともと近くにおられる方とか、山に接触している方。

ところが、都会に行っている人とか、私どもも置いたままにしているものですから、そうしたら35年ぐらいの一番いい時期に山主としては売りたいわけですから、そういうところがあったら、今が一番いいころじゃないですかという



のは森林組合を通じて連絡をしてあげて、高い値段で売ってあげないと、もちろん林業公社の収益も少ないわけですから、どうでしょうか。

○黒木みやぎきの森林づくり推進室長 委員御指摘のとおり、森林所有者にとりましても、公社にとりましても、一番いい時期に伐採するというのが基本だと思っております。ただ、全体的に一気に木材が市場に出回ることはやはり避けないと、それが原因で木材価格を一気に下落させる原因にもなりますので、その点は注意しながら進めていきたいと考えております。

○瀆砂委員 だから、それも計画的に。30年ぐらいから切れるところは土地によって違いますから、切れるところには今がいい時期ですよと、あと5年間のうちぐらいにとかいうことで調整をとりながら。そうでないと、みすみす損させるようなことをさせちゃいかんでしょう。よろしくをお願いします。

○甲斐森林経営課長 先ほどの山下委員からありました、隣接者を立ち会わせるような形で、誤伐、盗伐対策をとということでございました。今回、県のほうで伐採届け出のマニュアルを整理したんですが、その中で地籍調査が未実施の市町村とか、そういうところにおいては、隣接所有者を確認したことがわかる書類をつけて届けを出すということで、今、指導をしているところでございます。

○後藤委員長 それでは、その他の報告事項を終了いたします。

では、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

---

午後2時16分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

明日は午前10時再開とし、農政水産部の審査を行います。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時16分散会

平成29年 9 月 22 日 (金曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	宮 原 義 久
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	大 坪 篤 史
農 政 水 産 部 次 長 ( 総 括 )	野 口 和 彦
県参事兼農政水産部次長 ( 農 政 担 当 )	宮 下 敦 典
農 政 水 産 部 次 長 ( 水 産 担 当 )	成 原 淳 一
畜産新生推進局長	坊 藪 正 恒
農 政 企 画 課 長	酒 匂 重 久
新農業戦略室長	鈴 木 豪
農業連携推進課長	山 本 泰 嗣
みやざきブランド 推 進 室 長	外 山 直 一
農業経営支援課長	牛 谷 良 夫
農業改良対策監	長 友 博 文
農 地 対 策 室 長	浜 田 真 郎
農 産 園 芸 課 長	土 屋 由 起 子
農 村 計 画 課 長	山 下 恭 史

畑かん営農推進室長	菓子野 利 浩
農 村 整 備 課 長	凶 師 郁 夫
水 産 政 策 課 長	毛 良 明 夫
漁業・資源管理室長	外 山 秀 樹
漁 村 振 興 課 長	田 中 宏 明
漁港漁場整備室長	押 川 定 生
畜 産 振 興 課 長	花 田 広
家畜防疫対策課長	三 浦 博 幸
工 事 検 査 監	東 勇 一
総合農業試験場長	甲 斐 典 男
県立農業大学校長	後 藤 俊 一
水 産 試 験 場 長	田 原 健
畜 産 試 験 場 長	久保田 和 弘

事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 課 主 任 主 事	八 幡 光 祐

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○大坪農政水産部長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、まず、冒頭におわびを申し上げます。今議会への提出報告書でございますが、県が出資している法人等の経営状況についての中で、公益社団法人宮崎県農業振興公社の報告書様式の項目名に誤りがございました。

また、本日の委員会資料の中の繰越明許費につきまして、標題の記載に誤りがございました。

後ほど、資料の御説明の中で触れますが、いずれも私どものチェックミスでございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、資料の御説明に入ります前に、2点ほど御報告をいたします。

まず、1点目が、台風18号についてであります。

今回、幸いにも人命にかかわるような被害は発生しませんでした。大雨や突風等によりまして、農業そして水産業関係でも被害が発生しているところがございます。詳細につきましては、後ほど御報告いたしますが、今後、速やかに被害の全容把握を行いまして、早期復旧に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

報告の2点目が、全共についてであります。

9月7日から11日まで開催されました第11回全国和牛能力共進会宮城大会につきましては、後藤委員長を初め多くの委員の皆様方に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

今回の全共は、9部門中3部門で優等賞首席を獲得するとともに、史上初の内閣総理大臣賞3大会連続受賞を成し遂げるなど、日本一宮崎牛の真価を全国に示すことができたと考えております。

このことは、日本一の努力と準備を合言葉に、出品者はもちろんですが、チーム宮崎の結束力で達成した成果でございます。この日本一のおいしい肉牛という称号を頂戴しましたので、今後、これを十分に生かしながら、宮崎牛のブランド確立に精一杯努めてまいります。

また、それに先立ちまして、8月22日に、ミヤチク都農工場起工式が行われまして、この際にも後藤委員長に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

この工場では、今後、EU等への輸出基準を満たす最新鋭の食肉処理施設としての整備が進

みます。円滑に進みますように、県としても精一杯支援をしながら、牛肉・豚肉の輸出量の増加と国内外への販路拡大を目指してまいります。

それでは、お手元の常任委員会資料の1ページをごらんください。

Iの予算議案ですが、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてでございます。

今回の補正は、国庫補助決定等に伴う補正でございます。平成29年度歳出予算課別集計表の9月補正額の列、一般会計の合計の欄にありますように、10億4,937万1,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、一番下になりますが、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は411億3,577万4,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

繰越明許費についてでございますが、先ほどもちょっと触れましたように、これにつきましては、今年度最初の計上ということになりますので、右のほうに「補正(追加)」とございますが、大変恐縮ですが、その部分は削除させていただきたいと存じます。

内容につきましては、公共農道整備事業や水産基盤整備事業の合計3事業でありまして、4億900万円の繰り越しでございます。これは、用地交渉や関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

次に、資料の9ページをごらんください。

IIの特別議案についてでございます。

議案第4号「土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」ですが、これにつきましては、土地改良法が、先般、一部改正されたことに伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

そして、右側10ページからが、Ⅲですが、議会提出報告についてでございます。

まず、1の損害賠償額を定めたことについては、県有車両による交通事故に関する御報告であります。

それから、開いていただきまして、11ページからが、県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

これにつきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づきまして、農政水産部所管の7つの法人の経営状況等について御報告するものであります。

最後に、飛びまして、21ページになりますが、21ページ以降がⅣのその他報告でございます。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の平成28年度の主な取り組みを初め、6つの項目について御報告をいたします。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課でございます。

平成29年度9月補正予算について御説明をいたします。

資料をかえていただきまして、A4横の白い冊子、歳出予算説明資料をお願いをいたします。その農政企画課のインデックスのところ、ページで申しますと33ページをお開きください。

農政企画課の9月補正額は、一般会計のみで884万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、23億1,138万4,000円

となります。

35ページをお開きください。

増額補正の内容であります。一番下の段、（事項）中山間地域活性化推進費、1の中山間地域所得向上支援事業であります。

この事業は、中山間地域の意欲ある農業者の所得向上を目的として、市町村等が実施する事業に対して、国からの補助がなされるものであります。

今回、国からの要望調査に対しまして事業要望がありました延岡市と五ヶ瀬町における鳥獣侵入防止柵の整備について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

**○山本農業連携推進課長** 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の37ページをお開きください。

当課の9月補正予算額は、一般会計で849万7,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、10億9,230万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

39ページをお開きください。

（事項）新農業振興推進費の1の（1）みやごき食の安全・安心普及啓発活動事業の300万円の増額ですが、これは、このたび、一般財団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業の採択を受けまして、県民の健康寿命の延伸や、食育・地産地消の推進に係る県民運動を盛り上げますとともに、食の機能性、各種健康検診の重要性等を広く啓発するためのシンポジウムを来年1月に開催するための経費としてお願いす

るものでございます。

次に、その下の(事項)農産物高品位生産指導対策費の1の(1)新宮崎県版GAP緊急拡大事業の549万7,000円の増額につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

本事業は、東京オリンピック・パラリンピックにおきまして、農林産物の食材調達基準の要件とされましたGAPの認証取得を促進するための指導員・審査員を育成する事業でございます。

4ページをごらんください。

ことし3月に東京オリ・パラの食材調達基準が国から示されておりますけれども、特に農林産物につきましては、その取得や維持に多額の経費が必要となりますJGAPやグローバルGAPに加えまして、国がGAP共通基盤に関するガイドラインに準拠していると認めました県版GAPについて県等が第三者確認を行うということで、この調達基準を満たすということになりました。

このことから、国のガイドラインに準拠し、県が第三者確認を行うひなたGAP認証制度を8月に創設しまして、今月から専任職員を配置したひなたGAP事務局を当課に設置したところであります。

このGAPにつきましては、この秋から認証をスタートさせるとしております。

このひなたGAPにつきましては、青果物、米、茶、花卉、キノコ、タケノコを対象に、県内で対象品目を生産します個人、法人に対する個別認証のほか、複数の農業者等による任意組織やJAの部会等の団体認証を行うということにしておりまして、審査費用については無料、認証取得者には、そこにありますひなたデザイ

ンをあしらいました認証マークの使用を許可するというようにしております。

また、ひなたGAPの認証を進めるために、現地確認を行います審査員を、県の西臼杵支庁・農林振興局と農業経営支援課におります専門技術指導担当の職員が担当することとしまして、個々の農家へのひなたGAPの指導につきましては、県の農業改良普及指導員とJAの営農指導員が担うとしております。

この指導員・審査員を養成するために、6月から表に示しております研修カリキュラムに取り組んでおりまして、一番下の指導員等育成計画に示しておりますとおり、今年度は、当初予算を使いまして、第1期の青果物36名の研修を進めております。現在、STEP4の段階を県内3カ所のモデル農家で展開しているという形になっております。

このたび、国の追加交付を受けることができましたので、第2期以降の茶36名と青果物72名の研修を計画しておりまして、本年度中に144名の指導員・審査員の育成を予定しているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、2の事業概要のとおり、補正額は、国庫を財源に549万7,000円をお願いしております。

また、3の事業効果につきましては、国際水準GAPの指導者数を3年間で200名育成しますとともに、県内のGAP認証者数を現在の41経営体から200経営体にふやしていこうとしております。

説明は以上であります。

○牛谷農業経営支援課長 農業経営支援課です。

先ほどの歳出予算説明資料に返っていただきまして、41ページをお願いいたします。

当課の9月補正額は、一般会計で1,209万6,000

円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり、59億1,592万8,000円となります。

内容について御説明いたします。43ページをお願いいたします。

(事項) 農業大学校費の施設整備費であります。

これは、昨年度、川南町に売却しました用地にありました乳牛関係の堆肥舎を農業大学校用地内に建てかえるものでございます。

堆肥舎は、乳牛や乳牛の子牛など約40頭のふん尿の堆肥化に必要となる施設規模といたしまして、処理の終了した堆肥につきましては、農業大学校内の農地で栽培します飼料作物や野菜栽培等で有効に活用することとしております。

説明は以上です。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

歳出予算説明資料の漁村振興課のインデックスのところ、ページで申しますと45ページをお開きください。

漁村振興課の9月補正予算額は、一般会計のみで3億7,031万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、39億7,830万円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。47ページをお開きください。

(事項) 水産基盤(漁場)整備事業費、1の水産業強化対策事業の1億8,000万円の増額でございます。

本事業につきましては、国の地方創生拠点整備交付金を財源とし、ことしの2月議会で補正予算として提案させていただきましたが、その後、国による審査の結果、不採択となりました。

しかしながら、他の交付金事業により事業化を検討し、ことしの7月に、国の浜の活力再生交付金の採択を受けましたことから、改めて提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、後ほど別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次の、(事項) 水産基盤(漁港)整備事業費でございますが、1億9,031万8,000円の増額となっております。

主なものになりますが、3の漁港施設機能強化事業では、門川漁港ほか2漁港におきまして、地震・津波対策として防波堤改良工事などを実施し、漁港施設の防災機能強化を図るものでございます。

4の漁港機能増進事業では、島野浦漁港ほか2漁港におきまして、岸壁の付属物補修工事等を実施し、漁港施設の安全性の向上を図るものでございます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

水産業強化対策事業についてでございます。

まず、1、事業の目的と背景ですが、現在、漁船等からのデータをもとに、通称「海の天気図」と呼ばれる日向灘の海況情報の提供を行っており、操業機会の増大や操業の効率化による経費削減に活用されておりますが、一方では、情報の提供可能海域の拡大やリアルタイム化が求められております。

このため、海洋レーダーの整備により、流れと波の高さを観測することで、海の天気図を高度化し、もうかる漁業を推進するものでございます。

予算額は1億8,000万円の2分の1国庫補助事業であります。

6ページのポンチ絵で御説明いたします。

上に、現状と課題と現在の海の天気図、真ん

中に海洋レーダー整備後の高度化された海の天気図のイメージ図を載せております。

海の天気図につきましては、多くの漁業者が利用しておりますが、課題は、流向・流速の情報が少なく、波高情報がないということです。

真ん中の四角の事業の内容ですが、そこで、海洋レーダーを日向市と宮崎市の2カ所に整備し、流向・流速・波高を観測した情報をより高度化した海の天気図として、インターネットで配信しようとするものでございます。

事業効果としましては、観測範囲が拡大化され、沿岸から沖合100キロメートルの最新の全体像が把握できることで、漁場探索能力の向上や漁業機会が増加するとともに、航路選択による省エネ航行が可能になります。

また、波高情報が把握できることで、的確な出漁判断が可能になり、無駄な出漁が減ると考えております。

説明は以上でございます。

**○花田畜産振興課長** 畜産振興課でございます。

歳出予算説明資料の49ページをお願いいたします。

畜産振興課の9月補正は、一般会計で6億4,961万2,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の額は49億3,430万2,000円となります。

次に、51ページをお開きください。

(事項) 畜産団地整備育成事業費の下の説明の欄の1の畜産競争力強化整備事業について、これにつきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたしますので、委員会資料の7ページをお願いいたします。

この事業につきましては、畜産の体質強化を図るため、右のページにございますように、地域の畜産関係者で構成する畜産クラスター協議

会において、収益性向上のための取り組み等を明確化した畜産クラスター計画を策定しまして、その中で中心的な経営体に位置づけられた生産者に対し、畜舎等の施設整備や家畜導入の支援を行い、地域畜産の収益性の向上と生産基盤の強化を図るものでございます。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業概要でございますけれども、(1)の補正額は、国庫や国の造成基金を財源に、先ほど申し上げました6億4,961万2,000円の増額ということでございまして、(5)の事業内容といたしましては、肉用牛や酪農、養豚、養鶏の畜舎等の整備を予定しております。

説明は以上でございます。

**○山下農村計画課長** 農村計画課でございます。

常任委員会資料9ページをお開きください。

議案書は、15ページから20ページになります。

常任委員会資料で御説明申し上げます。

議案第4号「土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてであります。

1の改正の理由につきましては、土地改良法が一部改正されたことに伴い、関係条例の引用条番号等の整理を行うものであります。

2の改正内容でございます。

改正を行う条例は、(1)の県営土地改良事業の特別徴収金を徴収する条例と(2)から(5)の国営土地改良事業の負担金を徴収する条例の5つの条例であります。

(1)の県営土地改良事業特別徴収金徴収条例につきましては、事業の完了から8年以内に受益農地を目的外の用途等に供した場合、事業参加者から特別徴収金を徴収する条例であります。

本条例では、根拠法となる土地改良法から、

工事完了の公告等を規定する「第113条の2」を引用しておりますが、今回の法律の改正により、条番号がずれたため、引用条番号を「第113条の3」に改正するものであります。

(2) から (5) の国営土地改良事業の負担金を徴収する条例につきましては、国営事業に要する費用の一部について受益者並びに関係市町村から負担金を徴収する条例であります。

本条例では、根拠法となる土地改良法から、災害復旧のため緊急に施工を行うことを規定する「第88条」を引用しておりますが、今回の法律の改正により、条番号のずれと緊急に施工を行う対象が災害に加えて突発事故被害も追記されたため、引用条番号を「第87条の5」に改正し、条文に「突発事故被害」を追記するものであります。

3の施行期日について説明いたします。

土地改良法等の一部を改正する法律は、平成29年5月26日の公布日から起算して6月を超えない範囲内で施行されます。

これを踏まえまして、条例の施行期日は、法律の施行日を念頭に条例公布日から2月以内とし、法律の施行後に規則で定めることとしております。

しかしながら、議案上程後、平成29年9月15日に、法律の施行日が平成29年9月25日と定める政令が公布されました。この結果、条例の施行期日も早まることとなり、条例の公布日と同日を見込んでいるところであります。

農村計画課は以上でございます。

**○後藤委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はありませんか。

**○井上委員** 農業連携推進課にお尋ねをしますが、この新宮崎県版GAP緊急拡大事業は、東

京オリ・パラ食材調達基準をクリアしていけばいいわけで、このGAPを持っているというのは大変いいと思うんですね。

これは、オリンピック・パラリンピックの終了後も、宮崎県としてはずっと続けていくということを念頭に置いてと理解していいでしょうか。

**○山本農業連携推進課長** このたび、国が新しいガイドラインを出しまして、県が認証する形でのGAPを推進するよという指示のもと、我々は、今、動いております。

国のほうは、今のところ、2020年のオリンピック終了後については、この県版GAPについては一応廃止するという話をしておりまして、新しい国際水準のガイドラインを示すという形で指示がおりてきています。

我々としましては、説明しましたとおり、オリンピック・パラリンピックに食材提供することはもちろん大事なんですけども、農業者の経営スキルの向上とか、そういうコンプライアンスの向上といったものを図っていく上でも非常に大事な取り組みでありますので、GAPについては引き続き推進していく必要があると思います。

今のところの計画でございますけれども、2020年、国が新しい国際水準のガイドラインを出しましたら、ひなたGAPにつきましても、それに適合するような形で見直しをしまして、いつでもアジアGAPなりグローバルGAPがとれるよう、必要に応じて指導ができるような形で、ひなたGAPについては引き続き推進していくというふうに考えております。

**○井上委員** その基準をずっと満たし続けているというのは、一つの売りになるのではないかと思いますので、また、これについては努力を



いただきたいと思います。

続けて、水産業強化対策事業は大変おもしろいなと、海の天気図というのは非常にいいなと思っ  
ているんですが、実は、先日、テレビを見ましたら、親潮の流れが、全然もう変わってき  
ていて、以前とは違う流れになっているというのが報道されていたんですけども、例えば、  
そういう研究材料の提供ということにも、これは利用されると理解していいんですか。

**○田中漁村振興課長** まず、利用目的としましては、漁業者が漁業に使うということで、見や  
すい情報として提供することを第一に考えてお  
ります。

ただ、そのほか、当然、黒潮の観測だとか、  
例えば、フェリーだとか、航行する船は、燃費  
を削減するために海流というのはすごく気にさ  
れて情報をとられていますんで、ある程度制限  
というところはあるかとは考えておりますけれ  
ど、そういうような情報が提供できるようにし  
たいと思っております。

**○井上委員** ちなみに、海の天気図は1日1回  
更新となっていますが、情報の更新は、いつの  
時間帯と理解していいんでしょうか。

**○田中漁村振興課長** 現在は1日1回というこ  
とでやっておりますが、この新しい海の天気図  
では、流向・流速、潮の流れ、波高の情報とい  
うのがほぼリアルタイムでとれます。

今の計画では、それを1時間ごとに集計した  
形で、画像として提供するというので、1時  
間ごとの更新を考えております。

**○山下委員** このGAP事業について、確認を  
したいと思うんですが、当面2020年のオリ・パ  
ラに向けて、宮崎県版のGAP認証制度をやろ  
うということで、各指導員を育成して定着して  
いこうという取り組みだろと思うんです。

さっきの説明の中で、要は東京オリンピック  
後、グローバルGAP、JGAPですか。また  
一段上の世界に向けた輸出の中では、そこま  
での認証をとらないといけないわけですから。

ただ、今の農家の状況を見ると、大変高  
齢化してきていること、それと、皆さんが取  
組みやすいような環境にあるのかどうか、そ  
のことが私も不安でたまらないんですが。

結局、農家も非常に今、人手不足の中で、い  
かにコストを下げていくか、そのことは取  
組みの大きな課題なんです。人を雇用する中  
で、来てくれる人たちに、余りにも煩わしい  
確認作業をすることによって、逆に仕事  
が思うようにはかどらない問題が出てき  
やへんかなと思うんですが、そこ  
の認識は、どのように思っている  
んですか。

**○山本農業連携推進課長** 私もこのGAPを  
勉強するまではそういう懸念を持ってお  
ったんですけども、実際、この研修に  
参加する中で、どういう指導をして  
いるのかというと、例えば、農家の  
皆さん、防除した記録とか、施肥  
をした記録とかをカレンダーに書  
かれている方が多いんです。カ  
レンダーに書かれているのをコン  
ピューターにしなきゃいけない  
ということはないようです。

JGAPにおいても、そういうことは求め  
ないということで、カレンダーは  
カレンダーのままでいい。でも、  
それをみんなで共有できるように、  
紛失しないように見えるところに  
張っておいてくださいということ  
なんです。

例えば、危険なところがあれば、そこ  
を改修するのではなくて、頭をぶ  
つけてもけがしないようにスポン  
ジを巻いてくださいとか、そう  
いう割ときめ細かな指導をされ  
ているようです。

そういう形で見えていくと、要は、農家のリス

クを減らしていくところを考えてもらおうと。言われたとおり、これから、家族経営の農家も多分いろんな方を雇用していかなきゃいけないという中で、栽培管理をルール化していくということは、もう高齢者でも若い方でも同じ環境になっていると思います。日々雇用の方がいないという話になってきますので。そういうときに、何らかルール化した、みんなが見れるものを用意しておくということは、むしろ、生産工程管理が楽になるのかなという感想を持っています。

意外に煩わしくなくて、実際、指導の仕方も相手に合わせた形の内容になっておりますので。チェック項目をぱっと見ると、法律用語も多くて堅苦しいんですけど、それをかみ砕いて説明していただいていますんで、新しい普及とか営農指導の一つだと、今は解釈しています。恐らく、実際指導していく中では余り問題にならないのかなという実感です。

○山下委員 わかりました。

過去のいろんな食の事故等があつて、履歴の明確化というのは、農家の皆さん、家族経営体から法人経営にしても、それぞれ認識はされておつて、いつでも何でも出せるような状況下にあると思うんですが、今までのことをしっかりと守っておけば。ただ、その整理整頓ですか、そういうことも何か一つの条件にもなってくるようなんですが、この資格を取っていくためには、さほど大きな課題に直面するようなことはないんですよね。

○山本農業連携推進課長 おっしゃるとおりで、例えば、収穫したコンテナを置く場所の上に農薬を置く棚があるとか、それから、燃料が置いてあるところとか、要するに、もし、こぼれた場合に汚染されるのを防ぐように分けましよう

とかですね。

例えば、トイレから出たときに、ちゃんと手を洗いましょうと。よそから見たら当たり前のことですが、手を洗うだけじゃなくて、ちゃんと一人一人のタオルを用意して、石けんを用意しておきましょうと。これは、我々が日常生活をしていれば当たり前に聞こえますけれども、なかなか農家の現場では難しいところがございます。

だけど、例えば、農家のお嫁さんにしても、後継者にしても、そういうところがきちんとされていると就農しやすくなると思いますし、ある意味、そういうところを一つ一つ整理整頓をしていくと、しっかりとした経営の改善にもつながっていくのではないかと考えています。おっしゃるとおり、特別なことを求めるものではないということは、よく実感しております。

○山下委員 もう一点。

私たちもいろんな農家と常日ごろ会う中で、非常に興味を持たれているんですが、しっかりと情報を伝えてあげないといけないと思うんです。例えば、農薬に対する使用基準とか、無農薬でないといかんよとか、そういう条件とかはこの中では何もありませんか。

○山本農業連携推進課長 農薬の使用基準というのがございますので、それに沿って使っただけの分には、それ以上のものはございません。

○山下委員 もう一点。この水産業強化対策事業なんですが、画期的な取り組みだなと思うんですが、去年からかな、話がいろいろ出ておつたと思うんです。本格的にこれが事業化できるということで、大変漁協関係も苦労されている中で、これが功を奏してくればいいなと思うんです。

この6ページが一番下の写真を見る限り、海洋レーダーアンテナを設置されて、例えば、海上にブイか何か浮かせるんですか。その情報をキャッチされるという仕組みですか、教えてください。

○押川漁港漁場整備室長 日向市と宮崎市の海岸線に、このアンテナを立てまして、延長100メートルぐらいのうちに8本程度だと思んですけど、それから沖合の100キロ程度まで、海上へ120度の扇形の電波を発信しまして、その反射した電波を受信すると。それを解析することによって、潮の流れとか、波の高さとか、そういうものがわかる仕組みになっております。

○山下委員 ブイとかそういうものを海上に浮かせて、それから反射とか、そういうことじゃないんですか。素人で済みませんが。

○押川漁港漁場整備室長 ブイとかそういうものに反射するわけじゃなくて、レーダーを発射することで、ドップラー効果で、波が動いていますので、それに反射して返ってくるのを受信する施設で、波の流れであるとか、方向であるとか、高さが観測できるようになります。

○田中漁村振興課長 原理としましては、交通取り締まりのレーダーが同じようなレーダーを使っておりまして、要は、レーダーは物にぶつかると、それが反射で返ってきたときにその位置を知ると。相手の物が動いていると、その速度がわかるという原理でございます。

○山下委員 わかりました。

この畜産競争力強化整備事業なんですけど、大変農家も意欲的で、かなり事業申請も多いだろうと思うんですけど、家族経営体が減少していく中で、残っている中核的な農家の皆さん方が意欲的に取り組んでいただいていることは大変ありがたいと思います。

それで、各論に入りますが、きょうの農業新聞にも出ていましたが、養豚関係も、かつてないように豚価が高騰しているということで追い風だなと思うんですが、宮崎県がつくっていた畜産新生プランだったかな、その中で養豚に限らず、それぞれ目標数値があったんですが、ここ何年か、TPP対策等で、こういうクラスター事業の導入等により、畜産新生プランの各分野においては目的達成に近づいていますか。

○花田畜産振興課長 まず、養豚についてでございますけれども、29年2月1日現在にかけての豚の飼養頭数については185万頭程度になっておりまして、伸びているということでございます。

また、肉用牛の繁殖につきましても、2年連続して伸びてきている状況でございまして、伸び頭数につきましては全国1位ということで、着実に箱物の整備が増頭につながっているのかなと考えております。

今年度につきましても、こういった整備で、肉用牛においては4,000頭程度の箱ができるということですから、その中に牛が入っていけば、着実に増加していくものと考えております。

○山下委員 結局、新生プランの中でも、古い牛舎、豚舎が新しく改善されて、生産性が上がってくるだろうと思うんです。例えば、酪農でも乳牛、和牛でもそうでしたけれども、やっぱり繁殖管理をしっかりとやって、生産の向上を図っていくんだとか、例えば、豚においては、1母豚当たりの出荷頭数をふやしていくんだとか、そういう計画だったと思うんですが、その辺のデータの分析、そこまでしっかりと把握されていますよね。

○花田畜産振興課長 そののところも、毎年会議を行いまして公表しておるところでございま

す。今、委員のほうで申された繁殖成績は、確かにまだまだ、牛については1年1産がなされていない。

ただ、半分程度の牛については、年1産に到達しているというところも含めて、皆さんのほうにお知らせをしている状況でございます。

豚につきましても、20頭を目標にやっているところですが、現実的には、まだ17頭程度と。

ただ、モデル農家を、肉用牛農家なり養豚農家なりでつくってございまして、そういったところの成績については、共済組合等の協力を得て、着実に成績については上がっているところを皆さんにお示ししている状況でございます。

**○山下委員** 国のほうも、こういう事業をやることによって、とにかく生産性を上げていきなさいと、生産効率を高めなさいということが大きな柱でありますから、農家の経営の改善についてちゃんと指導をしながら、より効率が上がるような対策をお願いしておきたいと思っております。

**○来住委員** 今に関連して、各地域クラスター協議会について、質問ですけれど。

まず、各地域クラスター協議会というのは、県下に幾つあるのでしょうか。

**○花田畜産振興課長** 現在のところ、31協議会でございます。

ただ、この協議会のあり方につきましても、肉用牛であれば、地区連単位だとか、そういう単位でつくられております。酪農については県下1つの単位としてつくられている、いろいろパターンがございます。

**○来住委員** この31の協議会がそれぞれ、いわゆるクラスター計画をもう既に作成をされて、県のほうに上げられているのでしょうか。

**○花田畜産振興課長** 取り組みがないところも

ございますけれども、計画づくりをしているということで、計画が整ったものから、その中に地域の担い手というのを明確化してございまして。そういった方々は、事業を取り組む際には計画が必要でございます。

**○来住委員** 事業内容として4つの事業が出されているんですけど、補助金だと思うんですけど、具体的には、事業の総額に対してどれほどの補助をされているのでしょうか。

**○花田畜産振興課長** 基本的に、事業費の2分の1を支援するというところでございます。

**○来住委員** 4事業とも全て2分の1。

**○花田畜産振興課長** 同様でございます。

**○後藤委員長** それでは、議案についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項に関する説明を求めます。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課でございます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて御報告をさせていただきます。

内容は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故1件であります。事故の内容は、平成29年4月12日に、宮崎市大字広原の信号機のない交差点におきまして、公用車が標識に従い一旦停止後、徐行発進したところ、右側から来ました相手方の自動車と衝突したものであります。

損害賠償額は9万2,800円であります。

なお、賠償金については、任意保険から充てられております。

交通安全につきましても、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**浜田農地対策室長** 農地対策室でございます。

公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等について御報告いたします。

まず、おわびを申し上げます。平成29年9月定例県議会提出報告書におきまして、様式項目名の記載に誤りがありました。深くおわび申し上げますとともに、今後、このようなことがないように十分注意してまいります。申しわけございませんでした。

それでは、常任委員会資料の11ページをお開きください。

1の沿革につきましては、ごらんとおりでございます。当公社は、平成24年4月に公益社団法人へ移行しております。

2の組織でございます。役員は常勤の2名を含め17名、職員は24名の体制となっております。

3の出資金等は、出資金が6,000万円、農業担い手確保・育成基金が8億6,000万円余であります。

次に、12ページの4の事業でございます。

(1)の農地部門は、農地中間管理事業を中心に、農地の貸し付けや売り渡しを希望する出し手から、一旦、公社が中間保有し、担い手へ集積・集約を行う事業等に取り組んでおります。

(2)の担い手支援部門では、農業体験・研修から就農・定着に至る体系的な支援等に取り組んでおります。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑の造成や畜舎等の整備を実施しております。

(4)の新農業支援部門では、本県の6次産業化サポートセンターとして、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援等を行っております。

下の参考の(1)長期保有地につきましては、残り1カ所0.6ヘクタールとなっております。

(2)の一般正味財産期末残高の推移につきましては、経営改善等の取り組みは継続しておりますが、保有債券の評価損により、1億6,300万円と、前年度より2,600万円の減となっております。

次に、公社の平成28年度事業報告並びに平成29年度事業計画について御説明いたします。

お手元の平成29年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の101ページをごらんください。

2の事業実績でございます。

(1)の農地部門では、事業費が5億7,900万円余で、農地中間管理事業により1,070ヘクタールの農地を貸し付けるとともに、25.5ヘクタールを買い入れております。

次に、(2)の担い手支援部門では、事業費が1億6,300万円余で、基金事業・就農支援等の事業を行っております。

(3)の畜産施設部門では、事業費が2億6,600万円余で、2地区で畜舎の整備等を実施しております。

(4)の新農業支援部門では、事業費が3,800万円余で、9件の総合化事業計画の認定がされるとともに、6次産業化チャレンジ塾により、52名の人材育成等に取り組んでおります。

102ページから110ページに、平成28年度の貸借対照表と正味財産増減計算書等を掲載しておりますが、経営状況につきましては、経営評価報告書で説明いたします。

191ページをお開きください。

まず、中ほどの枠の県関与の状況について、人的支援では、9名の県職員を派遣しております。

次に、財政支出等ですが、平成28年度の県委託料は3,300万円余、県補助金は5億6,800万円

余、負担金として300万円となっております。28年度は、前年と比較して補助金が700万円ほど減少しておりますが、これは、青年就農給付金事業の補助金が減少したこと等によるものでございます。

右の欄の県からの借入金残高は3,500万円余で、就農支援資金の原資分であります。

次の損失補償債務残高は、農地の買入れ資金の原資等の8億2,600万円余であります。

また、下の県職員の人件費は、9名分で5,200万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容については、4つの事業部門別に掲載しております。

一番下の表の活動指標では、②の就農相談件数は達成したものの、①の農地中間管理事業の借入面積、③の6次産業化計画認定件数については目標を下回っております。

農地中間管理事業につきましては、県内全ての市町村で実績があった一方で、協力金の単価引き下げや制度変更が影響して、平成27年度実績に比べて減少しましたが、目標達成へ向け、さらなる推進が必要であると考えております。

また、6次産業化につきましては、経営状況の審査が厳格化されたこと等が未達成の要因となっております。

次に、192ページをお開きください。

上段の財務状況でございます。左側の正味財産増減計算書をごらんください。金額については28年度の欄となります。

1段目の、公社が事業を行うための経常収益から事業の経費を差し引いた2つ下の当期経常増減額はマイナス3,100万円余、また、その3つ下の当期経常外増減額は400万円余で、その結果、3つ下の一般正味財産期末残高は1億6,200万円余となっております。

また、その1つ下の当期指定正味財産増減額はマイナス1億3,000万円余となったことから、下から2段目の指定正味財産期末残高は10億600万円余となっております。

この結果、一般と指定を加えた一番下の正味財産期末残高は11億6,900万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の欄をごらんください。

1段目の資産は、28年度の欄の28億5,400万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金であります。

3つ下の負債は16億8,500万円余で、主なものは、農地の買入れのための債務残高や畜産担い手事業等、事業未払金であります。

この結果、3つ下の資産から負債を引いた正味財産は、先ほど申し上げた11億6,900万円余であります。

次に、その下の枠の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標値90%に対し、実績値は99.5%、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.4%に対し、実績値は0.7%となっております。

次に、一番下の枠の総合評価のうち、右側の欄でございます。これは訂正をお願いいたしましたが、「県所管部課二次評価」と表記してございますが、正しくは「県の評価」でございます。

この修正いただいた欄の県の評価でございます。

体制強化等、組織運営の見直しに加え、事業活動である就農相談等では、関係団体等との連携など、大いに評価しておりますが、農地中間管理事業については、先ほども申しましたが、制度変更等で、実績が減少したため、さらなる推進が必要であります。

一方、財務については、経常赤字となったことから、経済情勢に左右されにくい経営管理に向けた取り組みが必要であります。

平成28年度の事業報告は以上であります。

続きまして、報告書の111ページにお戻りください。

29年度の事業計画について説明いたします。

本年度の事業概要、事業計画は、例年と大きな変化はなく、記載のとおりであります。

次に、112ページの3、正味財産増減予算書ですが、Ⅰの一般正味財産増減の部(1)の経常収益は、次の113ページ上段枠内の経常収益計19億3,700万円余、それに対する(2)の経常費用については、115ページ上段枠内の経常費用の計19億9,000万円余と、平成28年度の予算より5億7,100万円余の増額を見込んでおります。

また、下のⅡの指定正味財産増減の部は、基金の運用益等の振替処理により、当期指定正味財産増減額は8,400万円余のマイナスと見積もっておりまして、一番下のⅢの正味財産期末残高は12億6,400万円余を見込んでおります。

以上で、農業振興公社に関する報告を終わります。

**○外山漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

1の沿革です。当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等を行い、内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立されております。

2の組織です。役員は、理事長以下、計9名、職員は11名となっております。

3の出資金等です。出資金は3,000万円、このうち県が1,500万円となっております。

4の事業ですが、ここに示しております4つの事業を実施しております。詳細につきましては、県議会提出報告書で説明させていただきます。

お手元の平成29年9月定例県議会提出報告書の117ページをお開きください。

平成28年度事業報告書についてでございます。

2の事業実績は、(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、条例に基づく書類調査や現地調査、法律に基づくウナギ稚魚の池入れ量の制限に係る指導・監視を行いました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導のほか、県警や海上保安部と連携し、稚魚の違法な採捕の防止に努めました。

(3)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川におきまして、ウナギ稚魚の採捕を行い、採捕量は86キログラム、収入額は6,100万円余でありました。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユやウナギの放流、ウナギ稚魚の来遊状況の調査等を行い、資源の保護・培養に努めました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じ報告書の193ページをお開きください。

まず、中段の枠、県関与の状況をごらんください。

人的支援では、平成28年度は、非常勤の役員2名、常勤の職員2名が県職員であり、常勤の

役員1名が県の退職者です。

その下の枠内の主な財政支出等につきましては、県委託料が4,000万円余、県補助金が980万円余のほか、その他の県からの支出等として、経営基盤強化対策資金が4,000万円となっております。詳細は、その下の枠内の主な県財政支出の内容に示してあるとおりです。

さらに、一番下の枠の活動指標ですが、①の県内産のウナギ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合は、目標値30%に対し、実績は20.8%、達成度は69.3%となりました。②の県内河川の監視・指導回数は、目標値200回に対し、実績は209回、達成度は104.5%となり、③の稚魚放流量は、目標値12万尾に対し、実績は13万740尾、達成度は109%となりました。

続きまして、194ページをごらんください。

上の枠の財務状況についてです。

左上の正味財産増減計算書とありますが、平成28年度の欄をごらんください。

事業活動による経常収益は1億1,600万円余、経常費用は1億1,200万円余で、当期経常増減額は380万円余の増加となりました。

その結果、一般と指定を合わせまして、一番下の欄ですが、正味財産期末残高は8,400万円余となりました。

右側の貸借対照表をごらんください。

一番右側の平成28年度の欄ですが、資産は1億2,800万円余で、その主なものは基本財産や経営安定対策積立金でございます。

3つ下の負債は、短期借入金等などで4,400万円余となりました。

この結果、資産から負債を引いた正味財産は8,400万円余となっております。

次に、下の枠の財務指標です。

①の自主事業収入額は、目標値8,200万円に対

して、実績は6,100万円余で、達成度は74.5%でした。

②の短期借入金縮小額は、目標値1,000万円に対して実績も同額となりました。

なお、総合評価の枠内右上の県の評価ですが、ウナギ稚魚の採捕収入が減少した中でも、経営改善努力によって、正味財産を増加させることができたことは評価でき、資源の減少が危惧されているウナギ資源の適正管理における役割を、さらに果たしていく必要があるとしております。

平成28年度の事業報告につきましては以上でございます。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の123ページにお戻りください。

平成29年度の事業計画は、昨年度と変更はございませんが、近年のシラスウナギの世界的な不漁やウナギ資源を取り巻く状況は変化しており、従来の稚魚の安定供給と秩序維持の観点だけではなく、養殖業の持続的な発展のため、ウナギ資源の適正な管理を維持する役割を果たしていく必要がありますことから、2の事業計画を実施することとしております。

124ページに移りまして、3の収支予算書ですが、I事業活動収支の部につきましては、中ほどの欄にありますように、収入を1億4,200万円余としており、125ページに移りまして、真ん中から下の行の事業活動支出の計を1億2,500万円余と見込み、その下の欄の事業活動収支差額は1,600万円余としております。

II投資活動収支の部につきましては、126ページに移りまして、表の真ん中よりも上の行の投資活動収支差額をマイナス600万円余、III財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となる下から5行目の財務活動収支差額をマイ



ナス1,000万円と見込んでおります。

内水面振興センターにつきましては以上でございます。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

まず、当協会の概要について御説明いたします。

1の沿革であります。昭和56年4月に、県営の栽培漁業センターとして、放流用の稚魚の生産による「つくり育てる漁業」の根幹を担う施設として、延岡市熊野江町に設置されましたが、平成25年4月に、一般財団法人宮崎県水産振興協会へと移行しております。

次に、2の組織につきましては、役員10名、うち2名が県職員です。

続きまして、3の出資金等につきましては、1億6,221万円余のうち、県が50%の8,110万円余を、残りは沿岸市町と水産関係団体が出捐しております。

16ページをごらんください。

4の事業でございます。

当協会では、大きく区分して(1)から(4)の4つの事業を実施しております。詳細につきましては、議会提出報告書で説明させていただきます。

お手元の平成29年度9月定例県議会提出報告書の127ページをお開きください。

平成28年度の事業報告について御説明いたします。

2の事業実績について、(1)の栽培漁業振興事業では、体験放流等による栽培漁業の普及活動と、ヒラメ、カサゴなどの放流用種苗の生産・供給を実施しております。

(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖業の健全な発展のために、ブリ稚魚の需給調整や、高品質カンパチの供給体制の確立を目指して、技術の向上に取り組んでおります。

(3)の種苗生産技術開発事業では、放流用の新魚種として、アマダイの種苗生産の技術開発を行っております。

(4)の養殖用種苗供給事業では、養殖現場のニーズに対応した種苗の生産供給を実施しており、現在、シマアジ、マダイ、ヒラメなどを生産・供給しております。

続きまして、当協会に対する県関与の状況について御説明いたします。

同報告書の195ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況をごらんください。

財政支出等ではありますが、平成28年度の県の委託料の531万円余は、アマダイ種苗生産事業等でございます。

県補助金の3,533万円余につきましては、放流用のヒラメ、カサゴなどの生産・供給に対する支援でございます。

また、県職員人件費につきましては、県から派遣している職員3人に対し、1,526万円余を直接支給しております。

次に、一番下の表の中の活動指標でございます。指標といたしましては、3つの項目を上げております。

まず、①の放流用種苗生産尾数ですが、平成28年度の目標値34万尾に対して、達成率は121.8%となっております。

②のヒラメの放流魚混獲状況ですが、目標値は、ヒラメの漁獲量に占める放流ヒラメの割合で、平成28年度の目標値は13.5%に対して、達成率は104.1%でございました。

③の栽培漁業に関する普及啓発につきまして

は、目標値は当協会見学者数等とホームページの閲覧者数の合計値を設定したもので、平成28年度の目標値は3,450人に対しまして、達成率は119.3%でございます。

続きまして、196ページをお開きください。

平成28年度の財務状況でございます。

左上の正味財産増減計算書をごらんください。

中ほどやや下に示しておりますが、当期一般正味財産増減額は2,434万円余の増となっております。

したがいまして、一番下の正味財産期末残高は、平成27年度の2億6,075万円余から平成28年度は2億8,510万円余に増加しました。

続きまして、下の財務指標についてでございます。

まず、①の1人当たりの自主財源収入金額につきましては、目標値790万円余に対しまして、達成率は227.7%となっております。

また、②の収支比率につきましては、目標値103.6%に対して、達成率は119.6%となっております。

③の主な収益事業魚種の販売収入ですが、目標値8,348万円余に対し、達成率は147.4%でありました。

最後に、下の表になりますが、総合評価でございます。

表右の県の評価としましては、経営改善計画アクションプランに従った運営を行った結果、平成28年度の財務状況は黒字決算となり、平成25年度から平成28年度まで4期連続の黒字となったことから、経営改善が認められると考えております。

事業報告については以上でございます。

続きまして、平成29年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の132ページにお戻りください。

今年度の事業計画は、昨年度と変更はありませんが、本県水産業の振興に寄与するため、ヒラメ、カサゴなどの放流事業を初めとする栽培漁業を積極的に推進する役割を果たしていく必要がありますことから、2の事業計画のとおり実施することとしております。

133ページに移りまして、3の収支予算書ですが、I一般正味財産増減の部につきましては、1の経営増減の部の一番下の当期経営増減額が440万円余としており、2の経営外増減の部のところの下から4行目の法人税等で400万円を見込んでおり、当期一般正味財産増減額が40万円余となることから、Ⅲの正味財産期末残高を2億8,551万円余と見込んでおります。

以上で、一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告を終わります。

○花田畜産振興課長 畜産振興課でございます。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、17ページをお願いいたします。

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団についてでございます。

1の沿革にありますように、平成23年3月に設立され、28年9月1日付で解散し、29年3月24日付で清算終了いたしましたところでございます。

今回は、解散までの間の事業報告ということになります。

2の組織ですが、解散時点での役員は、理事長、監事を含む8名でありまして、副知事が理事長に、事務局長を畜産新生推進局長が務めておりました。また、28年度の常勤の専属職員はおりませんでした。

次に、3の出資金等でございますけれども、解散時点では、(1)の出捐金が1,000万円、全額県からでございます。

(2)の運用型ファンドは、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を借り受けまして、基金を設置したものでございましたけれども、28年3月29日に全額県に返還しております。

続いて、4の事業につきましては、27年度末をもって終了し、28年度は解散と清算手続を行ったところでございます。

続きまして、28年度の事業報告についてでございますけれども、9月定例県議会提出報告書の135ページになります。

事業概要と事業実績ですけれども、繰り返しになりますが、解散手続等に係る財団の管理及び清算業務を行ったところでございます。

次に、飛びまして、203ページになります。

経営状況等の詳細につきましても、重複項目等ございますので省略させていただきますけれども、一番下の活動指標につきましても、今回は、解散及び清算に向けた手続のみということでございましたので、指標の設定はしておりません。

続きまして、204ページをお開きください。

財務状況について、28年度の解散時点までの実績についてであります。

左側の正味財産増減計算書ですが、経常収益は1万円、その下の経常費用が182万円でありまして、当期の経常増減額はマイナスの181万円となっております。

右側の貸借対照表ですけれども、資産は1億9,458万円、負債は、未払い金等で34万8,000円であり、正味財産は1億9,423万2,000円でございます。

一番下の欄の右の県の評価でございますけれども、財団は解散後、清算手続におきまして残余財産1億9,200万円余を全て県に引き渡しまして、清算終了しておりますので、その旨を記載

しております。

続きまして、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会についてでございます。

また、再び委員会資料に戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。

1の沿革でございますように、平成8年2月に設立され、25年11月に一般社団法人に移行しております。

2の組織でございますけれども、役員は、会長理事ほか監事を含む17名ということでございまして、県経済連へ事務委託しておりますので、法人としての専属の職員はおりません。

次に、3の出資金等でございますけれども、寄託金として6,166万円、そのうち県から2,000万円で、比率は32.4%となっております。

続いて、4の事業であります。

和牛肥育農家等から積立金により基金を造成しまして、和牛枝肉価格の低落時に補填金を交付する事業を実施しております。

また、(2)の①積立金単価につきましては、通常時は、1頭当たり2,500円、一方、②の補填金単価は、枝肉単価が基準価格を下回った場合に、1頭当たり1万円を上限として交付することになっております。

続いて、9月定例県議会提出報告書の197ページをお願いします。

一番下の活動指標でございますけれども、基金の造成なり補填金の交付を業務としておりますので、基金造成額と補填金交付額を設定しておりますが、達成度は、それぞれ103.3%、96.2%となっております。

次に、198ページをお開きください。

財務状況について、左側の収支計算書でございますけれども、収入は積立金等9,183万9,000円、その下の支出が、補填金等ございまし

て9,178万1,000円であり、当期収支差額は5万8,000円のプラスとなっております。

右側の貸借対照表ですが、資産は1億5,001万円、負債は1億4,809万5,000円でございます、資産から負債を差し引いた正味財産191万5,000円となっております。

なお、負債につきましては、未払い金と価格差補填準備金を流動負債に、各会員からの預かり寄託金を固定負債に計上しております。

下の財務指標については、適正管理の指標として収支バランスを示しております、達成度は100.1%となっております。

一番下の右の県の評価でございますけれども、肥育素牛の高騰、飼料価格の高どまりにより、生産コストは上昇していることから、当協会の活動は和牛肥育農家の経営安定のための役割を担っており、また、補填については基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であり、組織運営も良好であると評価しております。

続きまして、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団についてでございます。

委員会資料19ページになります。

1の沿革につきましては、昭和44年9月に設立され、24年10月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織でございますけれども、役員が、理事長ほか監事を含む22名、職員は21名で、3部5課で構成されております。

次に、3の出資金等でございますが、寄託金として9,800万円、県から4,000万円で、比率は40.8%となっております。

続いて、4の事業でありますけれども、種雄牛の繫養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定等を実施しているところでございます。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の199

ページになります。

県関与の状況につきましては、人的支援としまして、常勤の役員に県OBが1名、非常勤の役員に県職員が1名、県OBが1名であります。

財政支出等につきましては、補助金として9,510万8,000円を支出しております。

その下の主な県財政支出の内容でございますけれども、①の直接検定及び現場後代検定事業につきましては、種雄牛の産肉能力検定を実施するものでございまして、種雄牛の候補となる直接検定牛の購入費や、産肉能力検定に係る費用でございます。

また、②、③の事業につきましては、産肉能力検定を円滑に実施するための導入費や交配費等の補助でございます。

一番下の活動指標でございますけれども、凍結精液の譲渡本数を指標として設定をしております、実績は13万3,129本で、達成度は113.8%となっているところでございます。

次に、200ページをお願いいたします。

財務状況についてでございますけれども、左側の収支計算書ですが、収入が5億8,569万8,000円、支出が5億4,484万6,000円でございます、当期収支差額は4,085万2,000円のプラスとなっております。

右側の貸借対照表でありますけれども、資産は9億1,205万円、負債は2億7,709万3,000円であり、正味財産は6億3,495万7,000円となっております。

続きまして、財務指標につきましては、①の自己収入比率の達成度は100.6%、②の管理費の比率の達成度は81.5%となっておりますけれども、退職金の支出などによりまして目標を下回る結果となっております。

一番右下の県の評価につきましては、口蹄疫

の終息から7年が経過し、喫緊の課題として取り組んできた種雄牛造成において、頭数の回復が図られたとともに、検定成績においても、本県歴代1位の成績をおさめる真華盛という種雄牛等が誕生しておるところでございます。

また、本県種雄牛の管理機関として、本県肉用牛経営のかなめとなる施設として、永続的な精液の安定供給体制が構築されているものと思っております。

最後になりますけれども、一般社団法人宮崎県酪農公社についてでございます。

委員会資料に戻っていただきまして、20ページをごらんください。

1の沿革でございますように、昭和43年8月に設立されまして、25年4月に、一般社団法人へ移行しております。

2の組織については、役員は、理事長ほか監事を含む11名でございます。職員は12名でございます。

次に、3の出資金等でございますけれども、1億6,058万円のうち、県の出資額は8,000万円で、49.8%の比率となっております。

続いて、4の事業でございます。

中心的な事業が、酪農家から預かった乳用子牛を育成後妊娠させまして、酪農家に戻す預託事業を行っており、下の表にありますとおり、頭数は伸びてきている状況でございます。

そのほか、県内酪農家への乳用牛の販売なり生乳生産・和牛子牛生産販売等を行っております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の201ページをお願いいたします。

県関与の状況のうち、人的支援としましては、非常勤役員の2名でございます。

財政支出等としましては、補助金として、公

社の施設整備に係る起債償還額を出資割合に応じて補助する運営強化対策事業276万8,000円を支出しております。

また、そのほか運営強化を図るために、1億2,000万円を貸し付けております。

一番下の活動指標ですけれども、①の預託牛の延べ頭数は119.2%、②の生乳出荷数量103.3%と目標を達成しております。

次に、202ページをお開きください。

財務状況につきましてでございますけれども、左側4段目の営業利益としまして2,270万6,000円の収入がありまして、一番下にありますように、当期純利益では1,820万2,000円と6年ぶりの単年度黒字となったところであります。

右側の貸借対照表ですけれども、資産は2億7,749万円、負債は4億7,288万5,000円で、純資産はマイナスの1億9,539万5,000円となっております。

下の財務指標について、①の当期収支差額ですけれども、28年度に新たに策定した経営改善計画では、29年度以降の黒字化を目標としておりましたけれども、計画より1年早く、28年度での単年度黒字化が達成できたため、達成度は100%といたしております。

②の自己収入比率、③の管理費比率につきましても、目標を達成しております。

一番下の右の県の評価でございますけれども、預託事業において、目標を上回る頭数を確保できたことや、職員の飼養管理技術も安定してきたことから、27年度に比べ収益は大きく改善されまして、単年度の黒字化を達成することができました。

29年度においても、経営改善計画を確実に実行し、引き続き単年度黒字化が達成できるよう、関係機関と連携し、支援してまいりたいと考え

ております。

説明は以上であります。

○後藤委員長 執行部の報告事項についての説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○高橋委員 1つだけ教えてください。最後の説明があった202ページ、説明を聞く限りでは、財務内容の評価がCになっているけれど、どう解釈したらいいのでしょうか。Aじゃないかと思ったんですけど。

○花田畜産振興課長 厳しく見積もっているところございまして、23年度の口蹄疫以降、表面的にはこういった形で資産等出てきているんですが、やはり施設の固定資産だとか、あるいは、肥育牛の棚卸資産だとかで、実質的には赤字経営が続いてきたということでございまして、28年度にやっと税金も払えたという状況で、改善の兆しが見えたということですが、厳しく見積もっているところございまして。

○高橋委員 黒字化になっているんですよね。

○花田畜産振興課長 黒字化にはなりました。

○高橋委員 でも、まだ厳しい、まだまだよと。

○花田畜産振興課長 まだまだ、今から頑張っていこうということです。

○濱砂委員 内水面振興センターの事業概要の中で、ウナギの採捕量は、県のほうで確保しているのは何パーセントでしたか。

○外山漁業・資源管理室長 内水面振興センターでの採捕量の割合は、今年度は20.9%ということで、約2割程度ということになります。

○濱砂委員 あとは、どこから入れてるの。

○外山漁業・資源管理室長 県全体で3.5トンのシラスウナギが必要なんですけれども、4割を国外、5割を県外、そして、1割が県内での供給となっております。

○濱砂委員 よく話を聞くんですが、闇採捕もやっぱり今でもあるのですか。

○外山漁業・資源管理室長 いわゆる密漁というものは、実際に行われていると考えております。といいますのが、現在、大淀川、一ツ瀬川、そして小丸川を主体に密漁の取り締まりを行っておりますけれども、28年度でしたら、小丸川で、遠くで違法に採捕していると思われる者の目視をしているんですが、現場にいったら、もういないということがありますので、密漁というのはあると考えております。

○濱砂委員 前にはよく新聞なんかに出ていたけれど、最近出らんもんですから、もうほとんど外国産で補っているのかなと思いつつも、いろいろ話を聞くと、やっぱりあるというもんですから。でも、これは取り締まるのは警察ですよ。

もう一件。一般財団法人宮崎県水産振興協会の196ページ、貸借対照表。この中で、資産のうち流動資産が3億1,586万円あるんですが、一方、流動負債が3,401万7,000円なんですよ。内訳はどういうことなんですか。

128ページの貸借対照表の流動資産の現金預金のところで、現金が2億8,682万3,191円、預金があるんですが、片方では、流動負債が3,400万。これは、どういうふうになるんですか。十分支払う余力はあるのに……。

○田中漁村振興課長 まず、流動負債が増加しましたのは、種苗販売事業が増額ということで、事業としましては多く収益を上げておるんですが、それに伴う法人税の増額がございまして、そのために流動負債の増ということになっております。

○濱砂委員 平成28年度もそうなんですが、27年度も流動資産が2億8,700万円あって、流動負

債が3,200万円余なんですよ。これ、当然に処理できる数の金額なんですけど、何で処理していないんですかという話なんです。

ここだけじゃなくて、ほかにもあるんですか。これ、ちょっと大きいもんですから。

**○酒匂農政企画課長** 法人におきましては、出納閉鎖期間というのもございまして、やはり、その年の利益に対して法人税がかかってくると、あらかじめ通告がありますので、その分を未払いの法人税ということで確保しております、翌年にこの分が支払われるということで、支払い時期の差により出るということであると思えます。

**○濱砂委員** ちなみに、昨年度の法人税は幾らぐらいでしたか。

**○酒匂農政企画課長** 128ページの未払い法人税等のところで、1,850万7,900円ということになります。

**○濱砂委員** だから、法人税については別ですが、負債が処理できる数字なもんですから、ちょっと差額が大きいので気になったんですが。

**○酒匂農政企画課長** ここで上げております未払い法人税等につきましては、当該年度に得た利益に対して、翌年度、税務当局等から課税されるものとして、あらかじめ確保しておくという意味で計上されているものでございます。よって、この支払いについては、翌年度で実際支払っていることになろうと思えますので、会計上は当該年度に予定される金額として未払いの法人税等を計上しているということでありまして。

**○濱砂委員** 未払い法人税はわかるんですよ。

ただ、それは、当然、積み立てたにしても、ちょっとこの流動資産が多過ぎるんじゃないんですかと。この負債額を償還できるんじゃないんですかという話なんですよ。1,800万、2,000万

ぐらいの法人税というのは当然見込んで当たり前のことですけど、それにしても、流動資産が3億1,500万あるのに、負債3,400万がこのままにしてありますので、これは相殺しても十分法人税等分ぐらいは残りますので。相殺しても、いわゆる2億七、八千万残るわけですから。だから、この会計はどうなっているんですかという話だったんです。

**○成原農政水産部次長(水産担当)** 今、濱砂委員のほうがおっしゃったように、十分支払い能力はあるわけです。先ほどから、農政企画課長も申し上げていますが、法人が決算を締めるときに、どうしても未払いの法人税が残ってしまうということになっていて、それで、こういう形で計上させていただいているんですが、通常、正味財産で法人の評価をするということになれば、それが相殺されて十分な財産がございましてという決算の内容が示されていると思えます。あくまでも数字上の、未払いという形での表示であると御理解いただければよろしいと思えます。

**○後藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午前11時37分再開

**○後藤委員長** 委員会を再開いたします。

続きまして、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○酒匂農政企画課長** 農政企画課でございます。

まず、台風18号による農水産関係の被害について御報告をさせていただきます。

追加でお配りいたしました資料、A4、1枚紙の標題が「台風18号による農水産関係被害に

ついて【速報】という紙がございます。こちらをごらんください。

9月20日現在で把握しております主な被害についてであります。

1の農作物等の被害につきましては、農作物は合計約580ヘクタール、施設・機械では合計51件で被害が発生しております。

一番上、水稲では、普通期水稲に広い地域で倒伏被害が発生するとともに、延岡市の一部では、土砂の流入・冠水が発生しております。

野菜では、西臼杵地域を中心に、露地野菜で風による茎や葉の損傷の被害や、児湯及び西諸県地域の播種期のダイコンにおいて雨により種子が流亡し、一部では種のまき直しが必要となるなどの被害が発生しております。

ページ中ほど、施設被害では、報道等にもありましたように、中部地域におけるハウスの倒壊を初め、その他の地域におきましても、ビニール破損や、農業機械では、ハウスへの浸水に伴い、暖房機の被害が発生しております。

2の農地等におきましては、県北地域を中心に、237カ所で田畑ののり面や水路等の崩壊が発生しております。

3の水産関係におきましては、延岡市において、共同利用施設等の一部破損など8件の被害が発生しております。

4の漁港等におきましては、漁港や海岸施設におきまして、大量の流木等の漂着の被害が発生しております。

海岸施設についても、農政水産部所管で5カ所の被害がございますが、県土整備部所管分でも4カ所で被害が発生しており、特に、県北の延岡港近隣の海岸、県央の木崎浜や青島で大量に流木等が漂着している状況でございます。

その処理につきましては、海岸や港を管理す

る県土整備部や関係市町村と連携して、速やかに対応を図ることとしております。

以上、被害の状況であります。今回の被害面積や箇所数等は速報であり、今後の調査等で変動する可能性がございます。

今後、引き続き調査を行いまして、被害の全容について早急に把握しますとともに、関係機関と密に連携しながら、迅速な復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）の平成28年度の主な取り組みについて御説明をいたします。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、21ページをお開きください。

詳細につきましては、別冊で、平成28年度の主な取り組みの冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

本日は、こちらで概要を説明させていただきます。

まず、1の主な指標等の動向であります。

一番上の左のグラフ、本県の農業産出額の品目別構成比の推移ですが、平成27年度の農業産出額は、折れ線グラフになりますが、3,424億円と全国第5位で、平成22年の口蹄疫の発生により大きく落ち込んだものの、その後、順調に増加しております。

品目別構成比は、畜産が61%、園芸が31%となっております。

右側のグラフ、総農家数、農業就業人口につきましては、どちらも年々減少しており、本格的な人口減少社会を迎える中、今後一層の減少が懸念されております。

次に、中段左のグラフ、新規就農者数につきましては、近年、300人前後で推移していましたが、平成28年には、平成以降最多の396人となっ



ております。

内訳を見ますと、農業法人への就農が204人と半数近くを占めておりまして、法人は、新規就農者の受け皿の面からも重要な担い手となっております。

右側のグラフ、認定農業者数につきましては、平成21年をピークに緩やかに減少しており、産地の核となる担い手の確保が課題となっております。

次に、下段左のグラフ、集落営農組織数であります。農作業受託を中心に活動する地域農業の重要な担い手ではありますが、緩やかに増加しております。

右側のグラフ、農業法人数につきましては、他産業からの農業参入の増加を背景に増加傾向にあり、平成28年には776法人となっております。

資料22ページをごらんください。

## 2、重点プロジェクトの構成であります。

本計画は、昨年度から平成32年度までの5カ年間の計画で、昨年度が初年度であります。計画の着実な推進を図るため、重点的かつ横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置づけ、そこにありますように、販売力の強化、生産力の向上、人材の育成、中山間地域農業の振興の4つの視点から、8つのプロジェクトを掲げ、部局横断的に施策を展開しております。

平成28年度のその主な取り組みであります。その下、まず、①の国際競争力強化プロジェクトでは、輸出拡大に取り組む産地支援や、海外プロモーションを実施いたしました。

その結果、牛肉やカンショを中心に輸出量が増加し、農畜産物の輸出額は約29億7,000万円となっております。

下段②の契約取引推進プロジェクトでは、食

品加工企業や大手量販店などの多様なニーズに対応した産地づくりに向け、みやざき食の連携研究会を設置するとともに、食の機能性解析拠点づくりに向け、宮崎大学医学部内に、食品臨床試験・臨床研究開発部門を整備しております。

次に、23ページをお開きください。

③の生産技術高度化プロジェクトでは、加工・業務用大型カラーピーマンの開発など、現場の課題や実需者ニーズに応じた新たな技術・品種の開発や土地利用の高度化に向け、水田の圃場整備や、自走式散水機などの畑地かんがい施設の整備を行っております。

その下、④の連携サポートシステム強化プロジェクトでは、圃場整備事業と農地中間管理事業の活用により、担い手への農地集積を推進するとともに、JA等を主体とした大規模繁殖センターなどの拠点施設の整備により、肉用牛経営の分業化を推進しております。

次に、その下、⑤に未来を切り拓く人財確保プロジェクトでは、農業大学校と農業法人等が連携した就農マッチングを初め、都市圏でのみやざき就農相談会や県内の農業法人で派遣型の就農研修を行うお試し就農などを実施しております。

24ページをごらんください。

⑥の宮崎方式人材育成プロジェクトでは、本県農業を牽引するプレーヤーの育成を図るためのトッランナー養成塾や、6次産業化等の経営の多角化を目指す人材を育成するための6次化チャレンジ塾を開催しております。

その下、⑦の中山間地域農業所得向上プロジェクトでは、放牧や、平地と連携した粗飼料の広域流通を推進するとともに、日之影町に設立されました「ひのかげアグリファーム」のような就農研修の受け皿となる体制の整備を推進して

おります。

その下、⑧の中山間地域の誇り・絆づくりプロジェクトでは、世界農業遺産の認定を受けた高千穂郷・椎葉山地域につきまして、シンポジウム開催などにより魅力の発信に取り組んでおります。

また、農地や景観の保全と集落共同活動の活性化を図るための日本型直接支払制度の取り組みを推進しております。

以上が、重点プロジェクトの昨年度の主な取り組みですが、基本計画と合わせ、今年度も引き続き、市町村、関係団体等と一体となりまして、長期計画の着実な推進を図り、本計画の目標であります「新たな時代の変化に対応した、みやざき農業の成長産業化」に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

農政企画課からは以上でございます。

#### ○毛良水産政策課長 水産政策課でございます。

常任委員会資料の25ページをお開きください。

第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）の平成28年度の主な取り組みについてでございます。

1の主な指標等の動向ですが、近年の生産量は、漁業・養殖業ともおおむね横ばいで推移しており、平成27年の生産額は371億円で、全国13位に位置しております。

一方、中段にありますように、経営体数、就業者数ともに減少傾向が顕著となっており、高齢化も進行している状況でございます。

下の段になりますが、漁船についても登録数が減少しており、収益性の低下によりまして漁船の更新が進まず、高船齢化が進んでおります。

このような状況を踏まえ、昨年策定しました後期計画では、2つの重点プロジェクトを設定して、課題の解決に向け、取り組みを進めてい

るところでございます。

資料26ページをごらんください。重点プロジェクトの取り組み概要についてでございます。

1つ目の未来へつなぐ漁業担い手プロジェクトでは、上段左の写真にありますように、漁船リース事業を活用して新船に更新を図るとともに、右の表のとおり、カツオ1本釣り漁船やマグロはえ縄漁船の小型化によりまして、高収益漁業モデルの実証を実施しているところでございます。

また、中段になりますが、宮崎県漁村活性化推進機構を核とした就業や漁業承継の促進のほか、左側の写真にありますように、新たな定置網漁業の起業を支援いたしました。

また、担い手確保対策の機運醸成に向け、若手漁業者と知事が意見交換する漁業担い手ラウンドテーブルを初めて開催したところでございます。

2つ目の魅力ある水産業の構築プロジェクトであります。

生産と販売の最適化による本県漁業生産の拡大に向けて取り組んでおります。

下の段、左の写真になりますが、海の天気図の精度向上に向け、昨年、海洋短波レーダーの試験局を設置し、試験観測を実施しました。

また、生産性の高い漁場の構築に向け、餌料培養型増殖場の造成を行ったところでございます。

次の27ページをお開きください。

販売につきましては、上段にありますとおり、県産水産物販売促進会議を中心として、産地との連携強化及び県産水産物加工販売の取り組みを推進しました。

具体的には、資源状況が良好でありますシイラを冷凍切り身としまして学校給食向けなどに

販売を開始しました。メヒカリやハモにつきましても、漁業者の手取りをふやすために一定価格で買い支えた後に、大手食品企業と連携しまして、新たな商品の開発・販売を実施しております。

ただいま説明しました重点プロジェクト以外に3つの基本計画を柱として施策を進めております。

中ほど、①地域を担う漁業経営体づくりでは、めいつ美々鰯や五ヶ瀬ぶどうカンパチなど、新たな地域ブランドによる販売促進の取り組みを進めております。

また、下の段になりますが、HACCPに対応した新たなキャビア加工場の整備や、国内初のキャビア輸出など、チョウザメ養殖の成長産業化に向けた取り組みを支援いたしました。

隣の28ページをごらんください。

上段の②水産資源の適切な利用管理では、宮崎県海域アマダイ類の資源回復計画を策定しまして、資源管理の取り組みを推進し、アマダイの種苗放流などを実施しました。

また、中ほどになりますが、五ヶ瀬川水系のアユ資源回復を推進するため、五ヶ瀬川水系アユ資源回復プロジェクトを立ち上げ、海面・内水面漁協など、関係者と一体となった取り組みを開始しております。

下の段、③漁港施設の防災対策の強化と機能強化につきましては、県内10の拠点漁港におきまして、粘り強い防波堤などの整備を実施するとともに、県内23の漁港を対象として、老朽化対策や保全事業を実施しております。

今後も長期計画の基本目標であります、もうかる水産業・漁村の構築に向けて、関係団体や市町と連携強化を図りながら、各種取り組みを着実に実行してまいります。

なお、別冊の平成28年度の取り組みにつきましては、詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

水産政策課からは以上でございます。

○鈴木新農業戦略室長 新農業戦略室でございます。

委員会資料の29ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の平成28年度被害額について御報告いたします。

本件につきましては、昨日の環境森林部の審議におきましても、同じ資料にて御説明をさせていただきましたので、私からは、農作物関係を中心に御説明させていただきます。

まず、1の平成28年度被害の状況についてでございます。

平成28年度の被害額は4億5,892万円で、調査を開始いたしました平成24年度から5年連続で被害額の減少を達成してございます。

(1)の部門別被害の状況のうち、農作物につきましては、平成28年度の被害額3億7,053万円となっておりまして、平成27年度の5億209万円に対しまして、1億3,000万円余の減少となっております。

次に、(2)の作物別被害の状況につきまして、果樹、水稻、野菜の順で被害額が大きくなってございます。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況につきまして、鹿による被害額は2億1,029万1,000円、イノシシによります被害額は1億3,833万3,000円となっており、被害総額の76%を占めてございます。

依然として、鹿、イノシシによる被害が県内では多数を占めている状況でございます。

続きまして、30ページをごらんください。

2の被害額増減の要因についてでございます。

農作物につきましては、集落点検や各種研修会、追い払い活動等の地域ぐるみの対策、また、交付金を活用いたしました防護柵の整備、有害捕獲等の取り組みが奏功してございまして、県全体の被害額が減少したものと考えてございます。

3の今年度の主な取り組みについてでございますが、鳥獣被害対策マイスターや地域リーダー等の人材の育成を図るとともに、モデル集落におきましては、集落被害対策ビジョンの作成及び実践を支援し、県内各地へ波及させているところでございます。

さらに、被害額の減少率が小さい猿への対策といたしまして、産官学一体となったICTを活用した取り組みとしまして、GPSを活用した行動範囲の把握と追い払いの方法等を検討してございまして、さらなる被害の軽減を図ることとしてございます。

あわせて、処理加工施設の整備を支援することで、いわゆるジビエの利活用も進めてございます。

以上、新農業戦略室から御説明させていただきました。

以上でございます。

**○土屋農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

委員会資料の31ページをお開きください。

平成29年産早期水稻の作柄と価格の動向についてでございます。

まず、1の(1)生育及び作柄概況につきましては、本年は、田植え後の4月から5月の高温、多照の影響により、茎の数である分けつ数が多く、全もみ数につきましても、穂の数がやや多くなったことから、平年に比べてやや多くなりました。

また、3つ目の丸にありますとおり、登熟

——これはもみの充実のことでございますが、これが「やや良」であったことから、10アール当たり予想収量は494キログラムで、作況指数103の「やや良」が見込まれる状況でございます。

(2)の検査状況につきましては、8月末現在の速報値ですが、表の29年産計の右横、数量の合計が2万321トン、1等米比率は46.5%で昨年よりも低下し、近年では最も低くなったところでございます。

格下げの要因といたしましては、本年は、カメムシ類の発生量が多く、防除後も断続的にカメムシの飛び込みがあったことにより、品質が低下したものと考えております。

なお、普通期水稻でも同様に、カメムシ類の発生が多い状況となっておりますことから、関係機関・団体には、改めて注意喚起を行ったところでございます。

次に、2の(1)相対取引価格の推移ですが、相対取引価格とは、出荷業者と卸売業者との間で決められた価格でございますが、28年産につきましては、全国で前年比9%、宮崎コシヒカリで3%程度上昇したところでございます。

これは、全国的に飼料用米などへの作付転換が進み、2年連続で生産数量目標を達成したことにより、流通在庫が減少したことから、価格が回復したものでございます。

(2)に、本年産の早期水稻コシヒカリの時期別相対取引価格をお示ししておりますが、出荷ピーク時の比較、太枠で囲んでおりますが、前年の1万5,000円から1万5,500円へと500円上昇している状況でございます。

早期水稻につきましては、日本一早い新米として、一定の需要が見込まれることから、今後とも計画的な生産・販売を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○田中漁村振興課長 漁村振興課でございます。

常任委員会資料の33ページをごらんください。

宮崎県内水面漁業活性化計画の策定について御報告いたします。

まず、1の宮崎県内水面漁業活性化計画の内容について御説明いたします。

(1)の目的は、本県内水面では、ウナギやアユといった代表的な資源の減少とともに、採捕量も減少しております。これらの状況を踏まえ、内水面関係者がより効果的に内水面資源の回復や漁場環境の再生の取り組みを進めるための具体的な取り組み内容や推進体制等を示すため、内水面漁業の振興に関する法律に基づき、宮崎県内水面漁業活性化計画を平成29年9月1日に策定いたしました。

計画本体を別紙でお配りしておりますが、計画の概要を本資料で御説明いたします。

(2)の内容の1、計画の性格と役割について、本計画は、宮崎県水産業・漁村振興長期計画の下位の計画として位置づけ、内水面に関する取り組みの具体的な方向性を示し、内水面関係者の取り組みの指針となるものでございます。

2の計画期間は、平成29年度から平成33年度まででございます。

3の本県の内水面漁業を取り巻く状況では、採捕量や組合員、漁協収入の減少や、また、種苗放流などの漁協の取り組み等について記載しており、増殖行為を継続しているにもかかわらず採捕量が減少していること、客観的な資源状況の評価が十分でないことを課題としております。

これを受け、4の基本目標として、内水面水産資源の回復と多様で健全な生態系の保全を掲げ、5の計画推進の方向として、3つの柱で示

しております。

1つ目の柱は、①内水面水産資源の回復に関する取り組みでございます。

資源状況の客観的把握に基づき、適切な管理と効果的な放流、産卵床造成等の増殖の推進を図ることとしてございます。

2つ目の柱は、②内水面における漁場環境の再生に関する取り組みでございます。

森林整備・治山の取り組み、河川工作物の整備、保全、自然と共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進を図ることとしており、内水面関係者の連携による漁場環境からのアプローチについても推進することとしております。

3つ目の柱は、③県民との協働、評価と行動でございます。

内水面関係者連携のもと、客観的データに基づいた取り組みを実施し、その結果について検証・改善を繰り返すことで取り組みを推進することとしております。

次に、34ページの6、推進体制につきましては、計画の推進母体として推進会議を設置し、資源及び採捕状況などの把握や、情報共有を行いながら、地域ごとの課題について、必要に応じ、専門部会を設置し、地域を主体とした取り組みを実施することとしております。

次に、2のパブリックコメントの結果と対応についてでございます。

7月19日から8月17日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。

主な意見の1点目としてカワウ駆除についてでございます。計画案では、カワウ被害について、「被害の減少につながっていない」との表現がありましたが、内水面漁協ではカワウ駆除に取り組んでおり、被害の減少に一定の成果があるという御意見でしたので、県の考えといたし

まして、御指摘を踏まえ、「十分な被害の減少につながっていません」に改めております。

2点目として、漁場環境保全の取り組みについてでございます。各関係機関とそれぞれの取り組みについて、今後一層の連携が必要であるとの御意見でした。県の考えとして、県計画では推進会議を設置し、関係機関との連携体制を構築することとしております。

3点目は、水産資源に配慮した漁場環境づくりについてでございます。河床が荒れており、魚の遡上ができないことや川底の砂が堆積しているため、川底を耕すような方法を検討すべきであるとの御意見でした。県の考えとしまして、内水面関係者が連携し、より効果的な水産資源の増殖や漁場環境の改善を図っていくこととしております。

説明は以上でございます。

○花田畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の35ページをお願いいたします。

第11回全国和牛能力共進会の成績について御報告いたします。

各区分のそれぞれの成績につきましては、そこにお示ししておりますけれども、本県から出品した28頭全頭が優等賞を獲得するとともに、第5区の繁殖雌牛群、第7区の総合評価群、第8区の若雄後代検定牛群の3区分において、優等賞首席、農林水産大臣賞を受賞したところであります。

特に、第7区と同じ血統の種牛・肉牛が同時に評価され、9区分中最も和牛産地としての総合力が求められる花の7区において、3大会連続で優等賞首席を獲得しました。

また、おいしさの指標となるオレイン酸等脂肪の質、肉質、肉量を総合して評価する肉部門の第8区におきまして、最高位となる名誉賞、

内閣総理大臣賞を受賞し、おいしさも日本一であることを証明し、3大会連続での内閣総理大臣賞の受賞となりました。

さらに、第5区の松本範子さん出品牛につきましては、前回大会の第2区若雌で優等賞首席を獲得しており、繁殖牛となった今回も優等賞首席となりまして、若雌でも、母牛としても日本一という快挙を成し遂げました。

また、第2区の小林秀峰高校においては、全共史上30年ぶりの高校出品を果たし、しかも強豪農家の中で、見事5位入賞を果たしました。

一番下の下段にございます復興特別出品区の高鍋農業高校においても、出品牛の序列は1位であったところであります。

さらに、周りの出品者の手伝いや公共スペースをみずから進んで掃除するなど、チーム宮崎としての役割を存分に果たしてくれたところであります。

なお、今回の出品牛、特に肉牛の出品牛、種雄牛につきましては、「満天白清」、「秀正実」等、口蹄疫以降に造成された種雄牛が主力となりまして、良好な成績をおさめたこと、及び史上初の3大会連続の内閣総理大臣賞の受賞など、真の意味での口蹄疫からの復興と日本一の宮崎牛の真価を全国に発信することができたと考えております。

今後5年間、日本一の称号を活用しまして、宮崎牛のさらなるブランドの確立と本県畜産業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 その他報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

午後の再開時刻を午後1時15分とします。

暫時休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時15分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する質疑はございませんか。

○高橋委員 農産園芸課長にお尋ねします。

先ほど説明いただきましたが、早期水稻の1等米の比率がぐんと落ちて、その要因にカメムシがあるわけで。ここ近年、1等米の比率というのは落ち込んできているんでしょうか。そこをまず確認したいと思いますが。

○土屋農産園芸課長 コシヒカリとその他の品種も含みましての全体の近年の1等米比率の推移でございますが、本年が46.5%、さかのぼりまして28年度が59.2%、27年産が65.8%、26年産が70.3%という推移でございます。

過去10年間さかのぼりましても、本年の46.5%が最も低いという数字になっております。

○高橋委員 1年1年、率が悪くなっているみたいで、カメムシということは防除の徹底だとは思いますが。あと一点、これは、農産園芸課でどう分析されているのかわかりませんが、飼料用米が近年、ここ二、三年急激にふえてますよね。私の地元もつづさには見てませんが、飼料用米は防除しませんね。

だから、団地化をして作付をし、カメムシを防除しないと、ここから飛んできて、食用に被害をもたらしてなからうかという話をされた農家もいらっしゃいましたが、その辺はどう見ていらっしゃいますでしょうか。

○土屋農産園芸課長 ことしは、過去10年を見ましても、最もカメムシの発生が多い年でございます。病虫害防除センターのほうからも、6月19日に防除情報が出て、7月3日には注意報ということで、やはり、多いという状況でござ

いました。

そのような中で、基本的には、カメムシの防除というのは、穂揃期——出穂してちょっとたったぐらいを穂揃期と言いますけれども——とその1週間から10日後に2回の防除というのが基本になっております。

ただ、近年、当然高齢化でありますとか、カメムシの発生もそこまで多くなかったという現状の中で、割とことし注意喚起もしたところなんですけれども、やはり1回防除のところが多かったということで、南那珂の普及センターが調査をしてくれているんですけれども、南那珂の調査では、2回防除の実施割合が、ことしであっても2割であったという状況でございます。

まず、その辺も原因かなとも思いますし、確かに、議員御指摘のように、WCSであるとか、飼料用米等の混作地帯では若干、被害が多いという状況も確認できてございますので、しっかり団地化を進めて、近年は、無人ヘリによる一斉防除というのも進んでおりますので、その辺も活用しながら、しっかりした対策をとっていきたいと考えております。

○高橋委員 農産園芸課の分析によると、やっぱり防除が徹底されていなかったというのが一番の要因だろうということで、2回したのは2割ですか。これはちょっとひどいといえますか…。

次に、10アール当たり7,500円が29年産米までです。

今、おっしゃったWCSとか加工用米に、来年からすごくシフトすると思うんです。そういう意味では、先ほど申し上げました、いわゆる食用とそうじゃないところの水稻というのは、区別をして作付していかないと、防除だけでは徹底し切らない面もあるのかなと思いますので、

また、その辺をしっかりと分析していただきたいと思います。

そこで、今申し上げました、いわゆる減反政策が一つの区切りを迎えるわけで、だから、来年度どうなるのかということで、いろいろ騒がれていますけれども、この10アール当たりの7,500円の支払いというのは大きいんですね。担い手にすごく、この7,500円で集積していますよね。

だから、今、10ヘクタール、20ヘクタール、当たり前ですよ。県南では、たしか100ヘクタール近い人たちがいるという話を聞きました。ということは750万ですよ。そういう意味では、この31ページに書いていらっしゃる価格にプラス、10アール当たり7,500円、100ヘクタールで750万という所得があったのがゼロになるわけです。これは大きいなと思って。

そういう意味では、来年の価格なり、そういうところで、また、いろいろ変動があるのかなと。食用米が不足といいますか、価格にいろいろ影響してくるだろうなと思っていますが、その辺の考え方ですよ、農産園芸課として、30年産以降の水稲について、どう考えていらっしゃるのか、そこを聞きたいと思います。

**○土屋農産園芸課長** 来年度から米政策の見直しということで、変わることの大きな柱、2つございまして、まずは、委員御指摘のように、行政による生産数量目標の配分が廃止されます。

それと、米の直接支払交付金、生産数量目標を守った人のインセンティブとして、米をつくることによって、10アール当たり7,500円の交付金が出ていたんですけども、それが廃止される。この2つが大きな変更点ではないかと考えております。

ただ、一方、変わらないことといたしまして、

水田利用の直接支払交付金の単価、例えば、WCS、10アール当たり8万円であるとか、加工用米であるとか、飼料用米、米粉用米の戦略的作物に対する交付単価というのは変わらないと言えます。

県といたしましても、この7,500円がなくなることによって、県でも28年度実績で6億3,000万円程度交付を受けておりましたから、それと、例えば、大規模な集落営農法人の中でも400万円ぐらい交付を受けるなど、非常に貴重な収入源として経営を行っている現実がございます。

このような廃止に伴う影響を最小限にとどめるように、県といたしまして、しっかり対策を講じていかなければならないと考えております。

具体的には、連作が可能であるという水田の機能を生かしまして、米であるとか、米は主食用米、それから非主食用米も含めてなんですけれども、水稲と高収益作物である露地野菜でありますとか、飼料作物等を組み合わせて、水田の高度利用を図りまして、それぞれの地域に合った輪作体系を構築することで、収益をしっかりと確保していく取り組みを進めていきたいと考えております。

**○高橋委員** 日本の農業の基本というのが、やっぱり米作じゃないですか。農家というのはプライドがあって、加工用米とかWCSとかに抵抗がある農家は結構いらっしゃると思うんですよ。ある意味では、食用の米をつくりたいというのが基本にあると思うんで。需要は、確かに年間8万トンぐらい減っているんですよ。でも、中食用は2万トンぐらいふえているらしくて、そっちに、今、シフトしているような状況があって、私も質問したことがあります。だから、そういう中食用の米づくり、こういったところも研究されていると思うんで、品種によっ



ではそっちのほうが向いている水稲もあるでしょうから、その辺もしっかり取り組んで、今後やっていただきたいと思います。

**○土屋農産園芸課長** 御指摘のとおり、中食、いわゆる業務用米でございますが、これにつきましては、若干足りないという状況でございます。

本県のお米につきましても、「すき家」さんが、本県産のヒノヒカリを使っているという状況もございまして、しっかりそのような需要に対する答えというのは出していかないと考えております。

そのためには、業務用米というのは単価がちょっと低うございますので、それを補うために収量がたくさんとれるような品種をしっかりと選びまして、計画的な作付をしていきたいと考えております。

**○井上委員** 後期計画について、何点か教えてください。

農業法人の数がふえているということは大変喜ばしいことだとは思いますが、その法人の規模は、大体、今現在どういう状況なんですか。

**○浜田農地対策室長** 農業法人の規模ということではよろしかったですか。

**○井上委員** はい。法人格は持っていると思うけれども、規模ってどんな状態ですか。

**○浜田農地対策室長** 規模と申しますと、経営の状況だと思うんですけども、一応、昨年度の12月時点での実態調査の結果に基づく数字でございますけれども、規模的には……。

**○井上委員** 私の言い方が悪いかもしれないんですけど、例えば、宮崎県が持っている農業政策というのが、十分にこの法人の方のところに入るようになっているのかどうか、それはどう

なんですか。県が持っている政策は、きちんと農業法人の方たちに伝わるようにはしてあるということですよ。

**○浜田農地対策室長** 本県の農業の担い手の推進の中に法人さんもしっかり入っていただいて、さまざまな情報も含めて、同じように担い手対策の事業が回るようにしているという状況です。

**○井上委員** 私の言い方がちょっと伝わっていないのかもしれないんですけど、例えば、牛とかだったら、この前、全共に行かせていただいて、個々の農家さんの力というんですか、その思いというのは非常に熱いものがあるし、結果的に所得を上げていくという力を各農家さんごとにお持ちなんですよ。

だから、非常に、コストについての考え方とか、ちょっと肉の話が出たら、すぐ、ピッと計算ができるぐらいの、皆さんそういう方でしたが、後継者づくりについても、畜産農家さんは、そうやって育っていくわけですよ。

農業は、全体で言うと、どういう色分けにされるかわかりませんが、各農家さんによっては、もう法人化の中でしか身動きがとれないようになっているのかなと。

だから、宮崎県のそういう政策が、うまくきちんと入って、法人が十分な力が発揮できるように、所得が上がっていけるように、そしてまた、雇用がずっと続いていくようにやれるのかどうかというところは、どこが管理されているんですか。

**○牛谷農業経営支援課長** 先ほどありました、まず規模別の話ですけども、先ほど室長のほうが申し上げましたように、実態調査等でいきますと、雇用とかは、やはり、その規模にかなり関与してくると思うんですけども。雇用でいきますと、50人未満の法人というのが全体の

中で——全体は700法人あるんですけれども——658法人ということで一番多くなっていますが、中には、やはり100人以上という法人さんも15社ぐらいいらっしゃいます。露地野菜とかが、当然、大規模な方々が多いんですけれども、入ったばかりの人たちは、家族経営でやっている方もいらっしゃいますけれども。委員おっしゃったように、発展した段階では、そういう大規模な雇用をされている方々もかなりいらっしゃると思っています。

それと、最後のほうにありました法人へ施策がしっかりと伝わっているかということに関してなんですけれども、まずは、法人全体に入っていくことは、まだできていないんですけれども、農業法人経営者協会という組織がございまして、そこが、従前、ひとりで事務局をやっておりましたが、そこに、一昨年から、事務局にもう一人ふやさせていただきまして、2人体制にしております。

この方々で、まずは会員を回るということで、御用聞きじゃないんですけれども、会員がいろいろと困っていらっしゃることに、経営のこととかを聞いて、どういう対策が必要かということについて回っていただいています。

ということもあって、先ほど雇用の話もありましたけれども、経営の中では法人さんは自分たちでやっていかれる分がかなり多い、あるいは、税理士を活用したりとか、いろんなコンサルを自分たちで使っているんですけれども、雇用管理という部分でスキルが足りないこともあるように伺っていますので、その分の研修について、県のほうで主体的に音頭をとってやっていこうかと。なかなか小さい法人だと、その社員の資質向上のための研修を自分たちでやることができないということもありまして、

先般、県内の法人の方々にお声かけをして、ANAのキャビンアテンダントだった方に接遇の研修とかをしていただきましたところ、非常に好評で、来年度以降もやっていって、法人の社員の方々の資質向上にも取り組んでいきたいと思っています。

あともう一つ、法人の経営者自体の資質向上というのは、昨年まで、トップランナー養成塾をやっていました。ことしも次世代農業リーダー養成塾ということでやっていきますけれども、お声かけをして、参加してくださいということで、経営者としての資質向上のための研修等を県のほうで仕組んでそこに参加していただく仕組みをとっております。

○井上委員 まさに、今言われたとおりになだけれども、もちろん販売力だとか生産力、いろんな意味で自分のところの人材をスキルアップさせると。ちゃんと経営として成り立つように、法人としての力を発揮できるように。法人の皆さんみずからというのが大事なんだけれど、自分ところの所得向上のためにどうしていくのかという知恵みたいなものとか、販売力を上げるにはどうしたらいいのかとか。それから、どういう製品が売れるのかみたいなのを含めて、そういうのを発揮できて、それが、また交流していけるようなフレキシブルな団体同士の集まりみたいになっていただけるといいなと思うので。先々、宮崎県の農業は、そこに頼らざるを得ないというふうになっていくわけで、個々の農家さんじゃなくなるから、そのところを、しっかりとつないでおって、ちゃんとそれがやれるようにしておいていただけるといいなと思います。

先ほど言われたようなことなど、本当に、丁寧に丁寧にやっていただきたい、こつこつとやっ

ていただきたい。何回やったらいいかじゃなくて、実質浸透したかどうかが大切。そして、目立つ法人をどんどんつくり上げていく、そこからまた発信していく、アピールしていくというのが、あってしかるべきではないのかなと思うので。期待しているので、そこを丁寧にやっていただきたいと思います。

続けて、重点プロジェクトの主なものの中に、国際競争力の強化というので、いつも注目しているんですけど、知事も海外に行かれて、御自分の力を含めて発揮していただいて、こういうのも期待しているところなんですけれど。海外にブースを持つということについては、どのような考え方を持っていらっしゃるんですか。

**○山本農業連携推進課長** 海外での販売拠点というよりは、香港事務所を設置しておりますので、そこで人と人のマッチングをしていく、B to Bの取引づくりを進めていくというところに、今、傾注しております。

当然ながら、一番最初のテストマーケティングというものは、やっぱり宮崎だなみたいなもの、それから九州が各県一緒になったプロモーションというのをやっておりますけれども、基本は、その先のB to Bを取り持っていくというところに、今、力を入れている状況でございます。

**○井上委員** 海外に行ってみると、やはり、宣伝が耳に入ったときに、買えるところが近くにある、手にとれることが重要なので、ここは、ずっと考えてやっていただきたいなと思います。ぜひ続けて、九州各県との連携はどうしていくのかというのなんかも含めて、宮崎県から提起できるような何かが生まれてくるといいのかなと思ったりしますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

それと、私が非常に興味を持っています食の機能性解析拠点づくりのところなんですけれど、ここは、今現在、報告すべきような内容があるんでしょうか。

そして、先々のことを考えると、やはり、これはやり続ける必要性というのは非常に強くあるので、そこを、今後どうアピールしていくのか、事業としてやり続けていくのか。それはどうなっているんでしょうか。

**○山本農業連携推進課長** 22ページの右下に図を載せておりますけれども、宮崎大学の医学部に臨床研究支援センターを立ち上げまして、今、ヒト臨床試験ができる体制を構築できた、研究員、看護師含めて5名、人を確保したということになっています。

これから、研究課題を2課題つくるということで、大体テーマが決まりまして、今後、運営委員会を開き、品目を確定して、できれば、ことし、1つでも機能性表示食品の登録に向けて作業を進めていきたいと考えております。

**○井上委員** もちろん、計画の中に、主な成果等というところできちんと書いてあるので、そこを丁寧に今後も続けて、予算確保もしつつ、やっていただきたいと思っています。

もう一つ、私が非常に興味を持つところの、この生産技術高度化プロジェクトなんですけれども、この加工に適したピーマンというのは、その研究が、ことしぐらいで終わりじゃないですか。今、現状どうなっているんですか。どこまでできているんですか。

**○甲斐総合農業試験場長** 総合農業試験場では、平成26年度からカラーピーマンの育種に取り組んでおります。平成28年度からは、先ほど委員おっしゃいました、加工に適した型とか、ピーマン型の赤、黄色を中心に、当初の800系統から39

系統に絞り込みまして、現在、場内や五ヶ瀬町で、その生産能力試験、収量とか品質を見る試験を行っているところです。

目標といたしましては、試験は平成30年度まででございますので、来年度までに、二、三品種の育成を図っていきたいと考えております。

**○井上委員** これは、時々報告をお願いしたいなど、個人的に思っておりますので、また、どんどん宣伝してほしいんですね。海外のものしか食べられないんじゃないくて、日本国内のもの、パプリカまでいけると思えば、非常に期待するところなので、ぜひ、よろしく願いしておきたいと思って。

続けて、先ほど、農業法人のことを聞きましたが、未来を切り拓く人財確保プロジェクト。農業が職業としておもしろいというところを、そしてまた所得も確保できる、将来性もあるというところを、どう、私たちが認識できるのがすごく大事だと思うんです。

そこをどうやってアピールして、考えてする農業というのを、担い手の人たちにわかっていただくようにするか。もちろん農業大学校に入った子は、絶対にそういう状況にさせていただきたいわけだけでも、そういうのが、法人の皆さんと連携がとれて、システム化するぐらいのことができるかどうかというところが聞きたいんです。周りはでき上がっているけれど、中身がないみたいなんじゃ困るので、どうなんですか。お試し就農等もされたと聞いていますけれど。

**○牛谷農業経営支援課長** 今、委員からございました23ページの5番目の未来を切り拓く人財確保プロジェクトの中のお試し就農の部分ですけども、これは、法人さんもしっかりと連携しながら、法人さんは社員というか従業員のほうが欲しいと、一方では、U I Jの方々等を含

めまして、宮崎県で法人の就農を含めて就農したいという方々がいらっしゃいます。

当然、直接法人のところにもマッチングをして就農をするというパターンもありなんですけれども、その法人のことを、就農を希望される方がしっかりと調べる時間もそれほどないですし、なかなか、その法人の通常働いていらっしゃるところまでなかなか知ることができないということで、このお試し就農を仕組んでおります。県内の法人さんに、お試し就農を受けるといのに手を挙げていただいて、その方々に雇用管理の研修とかをした後に、マッチングをして、法人に行きたいという方の希望を聞いて、合いそうなところに人材派遣会社から派遣していただいて、二、三カ所を回ってもらうような仕組みをつくっています。

二、三カ所回ってもらった上で、これがいいというところを選んでいただいて、法人と就農したい人でマッチングして、そこで社員として雇用していただくという仕組みをつくっております。

3年ぐらいやっているんですけども、しっかりと実績も残っておりますして、昨年は45名の方々が29法人で研修をしていただきまして、24名が正式に採用されたという結果になっております。

**○井上委員** 例えば、機能性分析をされる大学の学生さんとかも含めてそうなんだけれど、人材的な対象者というのは物すごくいると思うんですね。移住してこられる方なんかもそうなんだけれど。

だから、何を売りとして、どういう生活ができてというのが、きちんとイメージできていて、そこが相手に伝わらないと、なかなか就農してくれないし、そこで働こうとかっていう気持ち

までいかないと思うんですよ。

先日、東大生で農業していて、風呂も五右衛門風呂に入るような生活をずっと望んでそうしている人のように、今、生活の仕方というか、意識を変えようというのがあるじゃないですか。もう足りないということは、そこをどうやって工夫しながらやっていくかと。一応、頭を使いながら生活するということがどういうことなのか、考えながら生活するということはどういうことなのかというので、意識がどんどん変わっていくつあるということを、今、テレビとかでもやっているのがありますよね。

だから、農業が、自分たちが生活していくときの一つの職業として選べるんだという組み立て方ですよ。若い子たちなんかに、農業のきちんとした確たるイメージができて、生活できるんじゃないかと思わせるものがあるといいなと思うんですよ。

だから、私は、この機能性分析だとか、総合農業試験場だとか、そういうところってガンガン使ったらいいと思うんですけどね。林業でいえば、木材利用技術センターとか。そして、業として確立していくみたいな、そういうのが子供たちにもイメージできると。先日テレビでやっていましたが、子供たちには、宮崎県の企業に対するイメージがないそうです。何をしようのかが全然わからない。

だから、業としてのイメージというのをきちんと、子供たちにもわかってもらえるようにしていく、つくり上げていく、発信していくというのがすごく大事。

このピーマンの研究をしている人なんか、もううれしくてたまらないと思うんですよ。毎日が楽しくてたまらない。

だから、こういうこととかを含めて、牛を引

いている秀峰高校の子供たちの顔は普通の高校生とはちょっと思えないようないい顔をしているし、そして、泣きたいときにきちんと感動して泣けるというのは、物すごくいいなと思うんです。あれこそ、ずっと牛を引きながら生きていこうと思っているんじゃないだろうかと思ったり、うらやましくも思うんですよ。

だから、これで生きていける、これで生活していけるということ、学生さんたちや就農してみようかなと思っている人に丁寧に見せてあげることが必要なんじゃないのかなと思うんですよ。

農業高校に行ったら損じゃなくて、農業高校に行けるとステータスがある、農業大学校に入ったらこうだと、林業大学校に入ったらこうだというものがきちんと、宮崎方式の教育、就職のルートみたいなのが導き出せるといいのになと思うんですけど、そこまでは言い過ぎかな。

**○牛谷農業経営支援課長** ありがとうございます。

委員おっしゃったように、いろんなルートがあると思うんですけども、その中で宮崎がこういうのがいいよというのが一番あるといんですけども。

私どもとしましては、現在は、東京、大阪、福岡で就農相談会をやって、例えば、その後、就農講座というのもやっておりまして、宮崎にどういうすぐれたものがありますとか、宮崎の農業の特徴でありますとかというものを10回ぐらいの講座に分けてやって理解してもらおう。それは、別に移住とか、宮崎に住んでくださいということに限定したわけじゃなくて、宮崎の理解をしていただくことも含めて、そういう勉強会みたいなものを東京とかでやっていまして、そこにもいろんな方々がおいでいただいて、そ

れに何回か来ていただく間に、宮崎に住みたい、宮崎で農業をしたいということになってくださっている方もかなりいらっしゃると思います。

あと、その宮崎の法人の方々の経営理念とかをしっかりと理解していただいて、夢が描ける農業をということでもあったと思いますけれども、それについては、例えば、農業大学校でいきますと高大連携ということで、法人と連携協定を結んでいまして、法人の中で、1回インターンシップをやっていただいて、その後、夏休みの間に行った学生は、今度は自主企画で、その法人に自分たちで連絡をとって、また研修に行くということで、農業への理解を深めていただく取り組みもしております。その分についてはしっかりと進めていって、宮崎の魅力をいろんな方々に理解していただいて、宮崎で農業をしたいという方をふやしていきたいと思っております。

**○井上委員** 最後ですが、26ページの漁業担い手ラウンドテーブルの開催も目を引くんですが、これは、現実にやってみて、どういう御意見が出たのか。また、これは一つの大きな力になると理解されているのでしょうか。これは、継続してやっていくべきものなのでしょうか。

**○田中漁村振興課長** これは、29年2月22日に、宮崎で開催したものです。知事を頭に、県内の14の漁業者の方、地域で新たな取り組みをされている方、あと、他県から新規漁業者として参入されて頑張っておられる方たちを集めまして、新たに就業者を雇用というか、地域に入れるとか、そういうことに対してどういう苦労があるとか、自分が頑張っているときにこういう協力があるといいなというような御意見を聞いたところでございます。

例えば、ぶどうカンパチだとか、そういう新たなブランドづくりに対して努力をされている方等から販売とか、そういうところでも県の協力とかがあるといいなとか、そういう意見をいただいております。

これにつきましては、去年、試しにはないですが、いろんな意見を頑張っている方から聞きたいということで開催しました。漁業者の方々、関係団体、知事のほうからも、とてもいい取り組みだということで継続してほしいということでございましたので、ぜひ今年度も、それ以降も——これは言いおくれましたけれど、漁村活性化推進機構と県との協賛で昨年やりましたが——機構等を中心に続けていきたいと思っております。

**○山下委員** まず、一番最後に説明していただきました35ページの共進会から入りたいと思いますが、宮崎牛日本一3連覇おめでとうございます。

そこ辺の評価について、確認をしていきたいと思うんですが、実は、私も鳥取、長崎、今回の宮城大会、3回とも行っておりました。だけれど、鳥取、長崎大会に比べて、今回の全共というのは非常に不安が強かったんですよ。最後までどうかなという思いで、ずっと結果を見ていたんですが、鳥取大会では9部門中7部門が首席だったですよ。長崎大会が9部門中5部門、今回は3部門なんですよ。今までの2連覇したときとは違う不安もある中での3連覇だったかなと思うんですが。

隣の鹿児島県も、今回は9部門中4部門が首席に立ったと。それと、総合の団体賞をとったということで、私は都城に住んでいますから、鹿児島放送もほとんど入るんですよ。見ておると、鹿児島も日本一、鹿児島牛というのを

している状況であります。

今回の全共を踏まえて、3大会を踏まえた中での皆さん方の評価ですよ。反省するべきところ、ここがこうだったなという部分があれば、お聞かせいただきたいと思うんですが、まずは部長と局長にその辺をお伺いしたいと思いません。

**○坊園畜産新生推進局長** まずは、宮城まで応援に来ていただきまして、本当にありがとうございました。

結果については、今、山下委員のほうからお話があったとおりでありますけれど、全共は、鳥取、それから長崎、そして、今回宮城ということで、やっぱり鳥取と長崎の結果を受けて、他県の打倒宮崎というところが非常にあったのかなど。ディフェンディングチャンピオンとして厳しい戦いであったと思っています。

私も、平成26年から4年間、この仕事にずっと携わってきましたけれども、準備については、推進協議会を立ち上げた以降、生産者それから関係者、そして団体、いろんな方々の準備は、本当にチーム宮崎として、日本一の努力と準備を合言葉にやってこれたと思っています。一番メインで頑張っていたいただいた全和県支部の長友事務局長といつもお話するんですけど、鳥取、長崎、今回の仙台、非常に、回を追うごとにいいチームができたと言っていたいただきましたので、準備としては非常にうまくできたと思っています。

それと、もう一つは、最大の課題でありました長距離輸送についても、前年に試験輸送をやったりとか準備もやりまして、出品者の方々からは、長崎よりも今回のほうが着いたときの牛の状況がよかったというお話も言っていただき、出品牛も、状態として非常にいい状態で準備が

できたと思っています。いろんな方々の応援のおかげだと思っています。

結果としては、団体賞はとれませんでしたけれども、最高の賞である名誉賞の内閣総理大臣賞がしっかりとれたということ、それから、首席が1つ鹿児島には及びませんでしたけれども、厳しい中で3つの首席がとれたということで、種牛の部、それから肉牛の部の出品者の方々に感謝をしたいと思いますし、日本一という称号は得られたと思っていますので、これをしっかりと、今後の5年間、東京オリ・パラもごさいますので、そこに活用して、しっかり宮崎牛を売っていきたいと思っています。

あともう一つは、今回、高校生が高鍋農業高校、それから小林秀峰高校、前段階の準備、そして本番のときも一生懸命やっていただきました。農家の方々にまじって掃除とかもやってくれて、非常に心強く思ったところですし、彼らが、先ほどありましたように、次の世代の担い手として育っていただけることを非常に心強く思ったところでございます。

答えになっているかどうかわかりませんが、本当に、今回はいろんな方々の応援をいただいてこういう結果がでたということで考えております。本当にありがとうございました。

**○大坪農政水産部長** 私自身は初めて全共に参加させていただきましてけれども、実は、裏話を言いますと、夏に、農政局主催の九州各県の農政部長会議があつて、当然ながら、各県、どんな施策をやっているという報告、宣伝をするわけですが、私は、全共3連覇を目指しますという話をしたんですが、長崎県の部長は全共2連覇を目指すと言うわけですよ。前回、肉牛の部で内閣総理大臣賞をとっていましたんで、長崎は、もう5年前から日本一だ、日本一だと言っ

て宣伝しているわけですね。鹿児島県の部長は、今回の鹿児島大会、5年後の大会につながるような成績を残したいと、そんなふうなことを県庁の中で知事に言ったら、知事から「とんでもない」と、「今回優勝してこい」と物すごい発破をかけられましたという話をされました。

そんなことを聞いていまして、今回の全共にかかる各県の思いといいますか、レベルというか、相当に強いもの、高いものがあるなどということは覚悟して本大会に行ったわけでございます。案の定、各区の選考過程を見ていますと、ずらっと何十頭も並んだ中で、一次選抜、二次選抜、三次選抜とあって、最後に数頭が並んだときに、必ず大分と宮崎と鹿児島が入っている。非常に激戦だったということを実感しましたし、各県のレベルが上がってきている。これは、全国的に見ればとてもいいことだと思いました。和牛のレベルが非常にアップしてきているということ、各県の産地間競争というのが激しくなって、よりよいもの、よりおいしいものを目指すということ、これは、日本国民にとっては幸せなことだなと実感したんです。

ただ、一方、ちょっと今回の成績で不満な点も当然ございました。我々としては、完全なる3連覇を目指すということで行ったわけですが、種牛の部なんかの審査を見ていますと、1位が、何で大分なんだろう、何で鹿児島なんだろうかと感じる場面が多々ござまして、その審査結果の説明を聞いても納得できないというところがございました。

ですから、今後、やっぱりやるべきは、それぞれ部門ごとに、その審査基準が何なのか、どういうことを主催者が求めているのか、そういうことをきちんと、もう少し分析し直す必要があるなど。それに基づいた5年後の大会への準備

というのをしないとイケないかなと実感したところです。

ただ、一方では、肉牛、食味も含めてという初めての審査でしたけれども、ここでトップがとれた、名誉賞がとれたということは、非常に、今後の販売戦略にとっては有効でございます。味がおいしいということで、これはもう消費者にとっては何物にもかえがたい魅力ですから、ここをしっかりとアピールしながら、今後、台湾も開きますんで、国内外に向けて積極的に売っていきたいなと感じているところです。

○山下委員 ありがとうございます。

代表質問の中で、私も触れさせていただいたんですが、出品者の農家の皆さん方、団体の皆さん方、遠距離で心配しておって、私どもは1,500キロの距離かと思っていたんですが、日本海側をずっと、山陰道ですね。こういう戦略があったのかと、そのことも大会直前になって、わかったことだったんですが。かなりの戦略を練ってやっていただいたこと、そして、事故なく、牛も人間も万全な体制で臨めたことは、本当に感謝しておられました。

それと同時に、本大会で九州勢、鹿児島、大分、宮崎ですよ、九州を制するものは全国を制するというぐらいの、本当にそれぞれ皆さん努力されて。というのは、国内の人口減少、肉の消費がどんどん減ってくる中で、もちろん日本政府もそうなんですけれども、1兆円産業として海外輸出を目指そうという大きな方向にみんな向いているのかなと。日本一のブランドというのを、いかに目指しているかという姿が今回の大会だったかなと思うんですよね。

それで、九州管内の和牛の力は、長崎をひっくるめて、圧倒的な力を蓄えてきたなど。そしてまた5年後、鹿児島であるということであれ



ば、九州管内の競争が激しくなるなど思うんですよね。

海外戦略をひっくるめて、今回の結果をにらんで、まだ、今から検討すべき課題というのが、ミヤチク、経済連等も含めて、いろいろ出てくるだろうと思うんですが、当面、今回の結果を受けて、皆さん方が頭に描いておられる国内外に向けた戦略というのをお聞かせいただきたいと思います。

**○坊菌畜産新生推進局長** 今回の全共の結果を受けまして、日本一という称号をいただきましたので、日本一の宮崎を打っていこうと思っています。県としても、輸出とか、それから販売対策を打っていきますけれど、経済連のほうも、この結果を受けまして、日本一宮崎牛、史上初の3大会連続内閣総理大臣賞ということを銘打って、国内外に販売していくという戦略を、今、準備していると聞いていますので、一緒になって、国内外にしっかり売っていきたくと思っています。

輸出業者、それから輸入業者の方々も日本一という称号を持って、海外で売っていただいていますので、今回、日本一という称号が得られましたので、引き続き、しっかりタイアップしながらやっていきたいと考えています。

**○山下委員** 頑張ってください。

鹿児島は隣県ですから、私どもも向こうの議員の人とも会ったりするんですが、鹿児島と宮崎で争うんじゃないかと、南九州の畜産基地として連携をとることも必要かなと。ものが限られてくるわけですから、ぜひ、そこ辺の検討もお願いしたいと思っています。

それから、高校生の部が、復興記念の特別な枠があったらと思うんですが、高校生の部は今回限りということですか。

**○花田畜産振興課長** 今後のことは、詳細はわかりませんが、今回は、宮城が開催地ということで、震災等もございましたので、そういった意味で復興という言葉が使われたものと考えております。

**○山下委員** これは、初めてですよ。酪農では2年前に全共に高校生が行ったことはあったんですが、和牛という部分で、また5年後も、そういう話があるとすれば、そういう思いは伝えていただいて、高校生の部は参考出品でいいわけですから、そういうものをやっていただくと、担い手のためには一番いいのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、お米の話で、委員のほうから、かなり質疑があったんで、宮崎県、3万6,000ヘクタール田んぼがある中で、今回、早期水稲の価格動向等について説明がありましたが、60キロ当たり1万3,649円ということは、30キロ換算で6,800円ぐらいになるのかなと思うんですよ。以前は、30キロが1万円する時代もあって、非常に魅力のある早期水稲地帯だったんですが、なかなか米の値段が底どまりで、米に対する魅力がない。それも一つは原因かなと思うんです。

それと、今回もいろいろ農村整備課あたりとも協議しているんですが、県内の基盤整備が一番おこなっているということで、なかなか作業性が悪い。田んぼの機械化とか、そういう問題があると思うんで、農村の基盤整備については、しっかりと。米政策もちゃんとやっていかないと、宮崎県内の耕地の約半分は、田んぼが多いんだよね。だから、それぐらいの耕地を持っている水田ですので、米政策はしっかりとってほしいと常に思っています。

それで、21ページのこの農業産出額の左上に一覧表があるんですが、これを見ても、27年度

の統計資料の中でも、米がもう、たった5%にしか過ぎないと。だけど、これは米の販売代金であって、米政策として国から来る交付金、補助金の受け入れ総額は、どれぐらいになっていますか。

**○土屋農産園芸課長** 先ほどの米の直接支払交付金も含めまして、28年度の実績が103億7,400万でございます。

**○山下委員** 103億ですよ。この資料の21ページの5%ということは、米の売り上げは17億ぐらいしかないんですよ。3,400億の中でそれぐらいかなと思うんですが、米政策にいかに大きな交付金 coming しているかということなんです。それを入れたら、農家の手取りというのは、かなり米政策の中ではあるのかなと思うんです。そのことを、しっかりと明確に、我々も提示する必要があると思うんです。例えば、国から来る交付金関係の金額というのはほとんど出てこないんですよ。また、103億の内訳を、どういう分野でどれぐらい来ているのか、そういう金額も示していただくとありがたいと思います。

**○土屋農産園芸課長** そうさせていただきます。  
それと、単純に、この103億円を農家戸数で割りますと、1戸当たり43万円になる計算ではございます。

**○山下委員** わかりました。  
ことしの普通作ですよ。早期水稲ですから余り関係ないと思うんですが、普通作のことも、私も非常に気になっていまして、ことしは作柄もいいのかなと思っているんですが、今、米の値段というのは、ちょっと上がる傾向だという話を聞いているんですが、そういう状況がございいますか。

**○土屋農産園芸課長** 先ほどの全国の相対取引の価格を見てもわかりますように、基本的には

上がるような傾向でございます。それにつきましては、全国の民間の在庫量が、平成29年度6月段階で199万トン、来年の6月段階の見込みが182万トンということになっております。大体全国の在庫量が180万トンというのが価格が落ち着く在庫量でございます。

そういう形で、若干今、米の価格というのは上がる傾向にはございますけれども、ただ、米の需要につきましては減退傾向にございまして、毎年8万トン程度減少しているような状況もございます。末端価格、ことしも宮崎コシヒカリにつきましては、関東の量販店、スーパーにおきまして、昨年より100円高い、5キロ1,780円という価格がついておりまして、生産者にとってはよろしいんですけども、ただ、消費も減退している状況を考えますと、末端価格の上昇が余りありますと買い控えにもつながりかねないというところで、現在の価格帯というのが落ち着きどころではないかなとは考えているところでございます。

**○山下委員** もう一点、米政策で。  
今、肉を中心に海外戦略でどんどん輸出の方向なんですよ。だけれども、最近、米の海外輸出というのも聞いているんですが、例えば、コシヒカリとかヒノヒカリとか、海外向けの販売戦略というのは、宮崎では考えているわけ。  
**○土屋農産園芸課長** 宮崎県の米の輸出に関しても、いろいろ香港でありますとか、台湾あたりのフェアにおきまして、出品をいたしまして、積極的な取り組みを行っているところでございます。

ただ、28年度の実績といたしまして、台湾、香港、EUを含めまして、県全体で2.7トン、金額にいたしまして117万円というところで、東北の米どころであったりとか、そのほかの米に輸

出に力を入れているところからすると、若干の差はあるところかなと認識しております。

**○山下委員** わかりました。

農家は個人でされている方が何軒かおるということですよね。

それと、この29ページの野生鳥獣による被害額なんですけど、きのうの環境森林部の審査の中でも申し上げたんですが、一番多いときで10億以上の被害額があって、それぞれ鳥獣害の対策等を講じていただきまして、ここまで減額になったのかなと思うんですが、この金額ベースというのは、私は、本当にこういう数字かなと思うんですよね。

例えば、面積とかで出していかないと、農作物でも、これだけ水稲、野菜、飼料作物やらある中で、どんな積算をしていくんだらうと。だから、きのう、確認すると、市町村から上がってきたデータですということなんですけど、その積算の仕方は、我々も評価がしづらいという思いなんですけど、そこ辺に疑問点はお持ちにならないですか。

例えば、この人工林も3年とか5年で鹿から被害を受けて、こんな被害額なんでしょうけれども、金額ベースではどんな評価で積算しているのかなと思うんですが、教えてください。

**○鈴木新農業戦略室長** 今、山下委員から御指摘いただきましたが、算出は、きのう環境森林部が答えたとおりで、地元から上がってきた額と承知してございます。その上で、なぜ金額で判断するのかということにつきましては、やはり農業の鳥獣被害というのが、人間が育てた作物をとられる、商品作物を食われることによる被害によって、今後の営農継続を断念されとか、そんなところに重点を置いて算出しているために、所得、販売額がいかに影響を受けてい

るかという観点で算出してございます。

そういう意味では、面積当たりのというのを、現在出してはございませんが、特に農業というよりも山林の放棄林等もふえてございますので、鳥獣の生息域とかのような観点から、環境森林部ですとか、中山間・地域政策課のほうと、今後、今の御指摘を踏まえて検討していければと考えてございます。

**○高橋委員** 先ほどの宮崎牛の輸出の関係で、部長が、台湾が輸入を再開するというところで、議会でも質問があって、まだ情報収集の段階だということをおっしゃっていたと思うんですけど、きのう、たまたま県庁に来るときにラジオを聞いていましたら、近江牛がもう輸出を決めたような感じで、月に500キロ、もう今年度は6カ月ですから3トンですか、それも組合が契約しましたよと。だから、大丈夫なのかなと思って、その辺の確認をしたいと思うんですが。

**○花田畜産振興課長** あくまで、今、国家間の交渉が行われているという現状でございます。この前、部長が答弁したとおりでございまして、今、私どもの県も含めて、食肉処理場のアンケート調査が8月に行われておりまして、台湾に輸出したいところは手を挙げてくださいよということで、うちのほうからも、今、3工場ほど手が挙がっているところでございます。それが厚生労働省を通じまして、今、台湾のほうに申請が上がって、そちらで審査中ということでお聞きしております。

委員のおっしゃった近江牛の関係は、恐らく民民の契約の話でございまして、屠畜場なりの処理が終わった後での、ちゃんと認定を受けた後には、こういうことでやっていきたいと思いますという契約をされているものと考えております。

私どもの県で申しますと、例えば、ミヤチク

さんは、国外での実績のあるパートナー企業が、今のところ、台湾の食肉処理を含めて、レストラン等を持っているところと、もう既に交渉はずっとやってきている経緯がございますので、うちのミヤチクなり工場が認可をされた暁には、そういったところを通じて台湾に輸出されることになろうかと考えております。

○高橋委員 民民の段階だから、まだ案ずるなということですね。

さっきも話題になったように、肉牛で日本一、すごく販売戦略になりますよね。

ただ、近江商人に気をつけてください、したたかですから、よろしくをお願いします。

○花田畜産振興課長 近江牛は、宮崎からかなり牛が行っておりまして、近江牛の宮崎友の会というのが向こうにございます。年2回ほど、宮崎牛の共進会をやっているということもございますので、非常につながりのあるところでもございまして、非常につながりのあるところでもございまして、出し抜かれぬように頑張ってみりたいと思います。

○日高副委員長 先ほどの山下委員の関連質問なんですけれど、日本一と名乗る県が両サイドにいるんですね。おわかりと思うんですけれど。山下委員が言うように、この九州、それも南部の宮崎、鹿児島、大分は和牛の世界最高峰の地域なんですよ。大分も頑張ってもらって、総合3位ということで。私は、畜産はそんなに詳しくないんで、考え方をお聞きしたいんですけれど、世界基準になってきますと、宮崎県は、世界から見たら、ちっぽけな点みたいなのかなですよ。ところが、和牛の生産が盛ん、それも、肉質もすばらしい、世界一だということで、この3県と連携というか、もっと深く一体になって、何かやれることがあれば。将来的に素牛も減ってくるのはわかっているわけですよ。そ

ういったことというのは、将来考えられているのかという問題提起なんですけれど、その辺をどう考えているのかをお願いします。

○大坪農政水産部長 この前、全共が済んだときに、知事がいみじくも言っていたんですが、鹿児島も、実は大隅半島のほうがすごく和牛生産が盛んなんですね。ですから、今回の3県で東九州和牛街道みたいなイメージで売っていったらどうだろうかということをポロっと言っておりましたし、インタビューでもそんなことを言っておりました。

ただ、三反園知事に言ったら、そっけなかったとか言っておりましたけれども。ただ、足の長い場所へのPRということになりますと、1県だけでやってもなかなかという部分も当然ありますんで、そこは上手に連携をしながら、PR方法を考えていきたいなど、そんなふうに進めてみたいなどと考えております。

○日高副委員長 流通にしても、3県組んだほうが相当強いものになると思うんですよ。生産者とか、今まで宮崎牛というのを、昔から手がけてきた人の気持ちも当然、反対側にはあると思うんですけれど。日本一の和牛発信県として、リーダーシップを持って、まず宮崎県からやってもらおうと、発信力というのはあるのかなと思っていますので、今後、私たち議員の政治的な展開がいろいろあつたりすると思うんですけれども、その辺も含めてやっていければなと思っていますので、よろしくお願いたします。

漁業について聞きます。県高等水産研修所は、旅館業法の届け出をしてなかったからどうのこうのという話だったと思うんですけれど、今後、旅館業法の許可をとるということですが、その後どうなったのかなと。

ここで研修する高校生というのは即戦力なん

ですよ。ここがしっかりしないと、将来の水産業というのはもう成り立たないというぐらいのところかなと思うんです。職員の皆さんもそういう状況であったけれど、今まで一生懸命やってここまで来たんだという自負心もあると思うんですよ。その辺は、僕はマイナス効果にならないで、プラス効果としてやっていただければなと思っていますので、その辺、どうですか。

○田中漁村振興課長 この高等水産研修所の旅館業法の許可を得てなかったという件につきましては、大変皆様に御迷惑をおかけしたと深く反省をしております。

その後、速やかに手続を済ませまして、許可もっております。そこには、年間研修をしております本科生と専攻科生がおります。ことしは9名おるんですが、この研修生に対しては、寮ということで、旅館業法の適用は要らないということで、法律でも全然問題のないところでございました。そのほかの短期に、例えば無線の講習だとか、そういうのを受けられるときに、1週間だとか、短期の研修生として入ってこられる方がその旅館業法の適用になるということで、その手続が要るということでございました。

今現在は、もうその手続もちゃんと許可をとりまして、正常な形で運営させていただいております。

○日高副委員長 わかりました。

前向きに捉えて、終わったことはしょうがない分もあるんで、次に向けて、担い手をしっかりとここで育てていけるように、ぜひよろしく願いいたします。

○後藤委員長 以上で、その他報告事項に関する質疑を終了いたします。

続きまして、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時30分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、25日に採決を行うこととし、再開時刻を午後1時15分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時31分散会

平成29年 9 月 25 日 (月曜日)

---

午後 1 時13分再開

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	宮 原 義 久
委 員	濱 砂 守
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	来 住 一 人
委 員	井 上 紀代子

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 課 主 任 主 事	八 幡 光 祐

---

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見があればお願いをいたします。

○来住委員 2つの議案が、きょう採決にかかるんですけど、第4号についてはちょっと賛成できませんので、理由については本会議場で述べることとなります。

○後藤委員長 それでは、ほかにないようですので、議案の採決を行います。

議案につきましては、来住委員のほうからありましたので、個別採決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、採決は個別採決により行います。

まず、議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、議案第1号については、可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告の骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時15分休憩

---

午後 1 時16分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時16分休憩

---

午後 1 時19分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月 6 日に予定されております閉会中の委員会につきましても、テーマにつきましてもは正副委員長に一任ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時20分閉会